令和元年

第4回美濃市議会定例会会議録

令和元年 1 2 月 4 日 開会 令和元年 1 2 月 2 0 日 閉会

美 濃 市 議 会

令和元年第4回美濃市議会定例会会議録目次

| 第 1 号 (12月4日) ペー | ージ |
|---|---|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 2 |
| 市長挨拶 | 3 |
| 開会・開議の宣告 | 4 |
| 諸般の報告及び行政諸般の報告 | 4 |
| 所管事務調査結果の報告 | 4 |
| 会議録署名議員の指名 | 8 |
| 会期の決定 | 8 |
| 議案の上程 | 8 |
| 議案の説明 | |
| 議第63号(総務部長 北村道弘君) | 8 |
| 議第64号・議第67号・議第68号・議第77号 | |
| | |
| (民生部長(福祉事務所長) 篠田博史君) | 10 |
| (民生部長(福祉事務所長) 篠田博史君) ······· 議第65号・議第66号・議第78号(建設部長 池田健一君) ···································· | |
| | 11 |
| 議第65号・議第66号・議第78号(建設部長 池田健一君) | 11 13 |
| 議第65号・議第66号・議第78号 (建設部長 池田健一君) 休憩 再開 議第71号・議第72号・議第73号・議第74号・議第75号・議第76号 | 11 13 13 |
| 議第65号・議第66号・議第78号 (建設部長 池田健一君) 休憩 再開 議第71号・議第72号・議第73号・議第74号・議第75号・議第76号 (秘書課長 西部睦人君) | 11 13 13 |
| 議第65号・議第66号・議第78号 (建設部長 池田健一君) 休憩 再開 議第71号・議第72号・議第73号・議第74号・議第75号・議第76号 | 11 13 13 |
| 議第65号・議第66号・議第78号 (建設部長 池田健一君) 休憩 再開 議第71号・議第72号・議第73号・議第74号・議第75号・議第76号 (秘書課長 西部睦人君) 議案の上程 議案の説明 | 11 13 13 14 16 |
| 議第65号・議第66号・議第78号 (建設部長 池田健一君) (休憩 : 再開 : 議第71号・議第72号・議第73号・議第74号・議第75号・議第76号 (秘書課長 西部睦人君) : 議案の上程 : 議案の説明 : 議第70号 (民生部長 (福祉事務所長) 篠田博史君) : | 11 13 13 14 16 |
| 議第65号・議第66号・議第78号 (建設部長 池田健一君) | 111 133 134 144 166 166 |
| 議第65号・議第66号・議第78号 (建設部長 池田健一君) 休憩 再開 議第71号・議第72号・議第73号・議第74号・議第75号・議第76号 (秘書課長 西部睦人君) 議案の上程 議案の説明 議第70号 (民生部長 (福祉事務所長) 篠田博史君) 休憩 | 111 133 134 146 166 166 166 |
| 議第65号・議第66号・議第78号 (建設部長 池田健一君) | 111 133 134 144 166 166 166 166 |
| 議第65号・議第66号・議第78号 (建設部長 池田健一君) | 111 133 134 146 166 166 166 166 |
| 議第65号・議第66号・議第78号 (建設部長 池田健一君) 休憩 再開 議第71号・議第72号・議第73号・議第74号・議第75号・議第76号 (秘書課長 西部睦人君) 議案の上程 議案の説明 議第70号 (民生部長 (福祉事務所長) 篠田博史君) 休憩 再開 質疑 委員会付託省略 (議第70号) 討論 | 111 133 134 146 166 166 166 166 166 |
| 議第65号・議第66号・議第78号 (建設部長 池田健一君) 休憩 再開 議第71号・議第72号・議第73号・議第74号・議第75号・議第76号 (秘書課長 西部睦人君) 議案の上程 議案の説明 議第70号 (民生部長 (福祉事務所長) 篠田博史君) 休憩 再開 質疑 委員会付託省略 (議第70号) 討論 | 111 133 134 146 166 166 166 166 17 |
| 議第65号・議第66号・議第78号 (建設部長 池田健一君) 休憩 再開 議第71号・議第72号・議第73号・議第74号・議第75号・議第76号 (秘書課長 西部睦人君) 議案の上程 議案の説明 議第70号 (民生部長 (福祉事務所長) 篠田博史君) 休憩 再開 質疑 委員会付託省略 (議第70号) 討論 | 111 133 134 146 166 166 166 167 177 |

| 会議録署名議員 | 18 |
|--------------------------------------|----|
| 第 2 号 (12月16日) | |
| 議事日程 | 19 |
| 本日の会議に付した事件 | 19 |
| 出席議員 | 19 |
| 欠席議員 | 19 |
| 説明のため出席した者 | 20 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 20 |
| 開議の宣告 | 21 |
| 会議録署名議員の指名 | 21 |
| 議第63号から議第78号まで | 21 |
| 市政に対する一般質問 | 21 |
| 1 古田秀文議員 | 21 |
| 1.認知症リスクを高める「難聴」対策について | 21 |
| ① 現在の補聴器購入に対する公的助成制度はどのようか。 | |
| ② 補聴器購入に対して公的補助の拡大はできないか。 | |
| ③ 市の行う検診に聴覚検査を加えてはどうか。 | |
| 2. 認知症事故救済制度について | 25 |
| ① 認知症事故賠償の公的救済制度の導入についての考えはどのようか。 | |
| 3. 町並みギャラリー山田家住宅の活用について | 27 |
| ① 過去5年間の入館者数はどのようか。 | |
| ② 今後の町並みギャラリーの運営や活用方法はどのように考えているのか。 | |
| 4. 「ロケツーリズム」活用を含めた今後の観光戦略について | 29 |
| ① 「ぎふロケツーリズム協議会」に参加しなかった理由はどのようか。 | |
| ② 「ぎふロケツーリズム協議会」に対して今後の対応はどのようか。また、新 | Í |
| たな観光資源の掘り起こしについての見解はどのようか。 | |
| 休憩 | 33 |
| 再開 | 33 |
| 2 辻 文男議員 | 33 |
| 1. 9月議会の会期中に実施された市長の海外出張について | 33 |
| ① 出張を執行部で意思決定した段階で、必要な予算を補正計上し、必要性を訪 | Ź |
| 明して議決を得るというプロセスを経ることが、トップとしての説明責任を | - |
| 果たすこととなると考えるが、いかがか。 | |
| ② 市長不在時の職務代理についてどう考えるのか。 | |
| 2. 美濃市吉川土地区画整理事業について | 39 |

- ① 事業期間は平成30年3月31日であったのが、令和3年3月31日に変更されたが、その理由と今後の流れはどのようか。
- ② 県道美濃川辺線の拡幅予定に該当する用地の確保はどのようか。
- ③ 昨年路線認定された市道美濃210号線の路線に相当する用地の確保はどのようか。
- ④ 現存する市道(みなし道路)等の拡幅予定に該当する用地の確保はどのようか。
- ⑤ 当該区画整理事業区域内にある「赤道」への対応はどのようか。
- ⑥ 公園の用地はどのように確保され、位置、面積はどのようか。
- ⑦ 区画道路R6−1の工事着手はどのようか。
- ⑧ 減歩率はどのようか。また、市有地の減歩率はどのようか。
- ⑨ 現在、当該区画整理事業区域内で建設が進められている(仮称)市民わくわくかるれあいセンター建設工事と、関連または重複する施工区域を切り離し、同工事に追加することで効率良い事業成果に繋がると考えるがいかがか。

| 怀憨 | 48 |
|----|---|
| 再開 |] |
| 3 | 須田盛也議員49 |
| | 1. 美濃市・士幌町フレンドシップ交流事業について 49 |
| | ① 美濃市・士幌町交流事業の訪問事業・歓迎事業のこれまでの経緯については |
| | どのようか。 |
| | ② 希望する児童全員が訪問事業に参加できるようになってからの、参加率、事 |
| | 業費の推移はどのようか。 |
| | ③ 希望する児童全員が参加するようになってからの訪問事業・歓迎事業の成果 |
| | と課題はどのようか。 |
| | ④ 美濃市・士幌町フレンドシップ交流事業の今後の方向性についてどのように |
| | 考えているか。 |
| 4 | 永田知子議員 54 |
| | 1. 第6次総合計画策定について |
| | ① ワーキング・グループ「考える会」のメンバー募集の結果はどうであったか。 |
| | 参加人数の過不足の対策はあったのか。 |
| | |

③ 「考える会」の各部門参加者の意見の受け止めと、計画への活用はどのようにされるのか。また、市民の意識調査は行われるのか。

② 「考える会」が8部門に設定された理由は何か。また、その後2部門が追加

された根拠と、追加された2部門のその後の状況はどうか。

④ コンサルタント会社はどのような会社なのか。また、どのような内容で市長と懇談されたのか。

| | ⑤ 策定の一連の取り組みに対する情報の公開はどのようにされるのか。 | |
|----|------------------------------------|--------------|
| | 2. 美濃市の図書館について | 60 |
| | ① 築51年が経過している図書館の施設の現状はどのようか。 | |
| | ② 図書館はどのようなサービスを展開しているのか。 | |
| | ③ 図書館図書購入経費の内訳はどのようか。 | |
| | 3. 観光スポット大矢田神社と観光客受け入れのトイレの問題について | 66 |
| | ① 観光案内書に紹介されている大矢田神社だが、市は観光資源としてどの | のよう |
| | に捉え対応しているのか。 | |
| | ② 大矢田神社のトイレの設置、管理に市はどのような関わり方をしてきた | このか。 |
| | そのうえでトイレの改修の考えはあるか。 | |
| 休意 | <u>f</u> ······ | 68 |
| 再队 | ā ······ | 68 |
| 5 | 服部光由議員 | 68 |
| | 1. 美濃市の防災について | 68 |
| | ① 同報無線の屋外スピーカーが届かない地域への対応はどのようか。 | |
| | ② 介護施設等における防災ラジオの普及はどのようか。 | |
| | ③ 携帯・スマホ等による防災あんしんメールの受信者はどの程度いるのだ | 5×° |
| | ④ 中有知地区住民から藍見地区の避難所を利用したいとの要望があるが、 | 市の |
| | 考えはどのようか。 | |
| | ⑤ 過去の河川氾濫時における洪水の記録を、標識・モニュメントなどで剥 | 表示で |
| | きないか。 | |
| | ⑥ 新たに就任される民生児童委員、自治会長への防災教育はどのようなで | ものが |
| | 予定されているか。 | |
| | ⑦ 避難行動要支援者名簿が地域によっては十分活用されていない自治会を | もある |
| | と聞いているが、市の対応はどのようか。 | |
| | ⑧ 長良川左岸には防災拠点(防災・中央コミュニティセンター、道の駅) | があ |
| | るが、右岸にも防災拠点が必要と考えるがいかがか。 | |
| | ⑨ 各地区にある防災倉庫の備品の点検はどのような状況か。 | |
| | 2. 中島遊水地と洪水対策について | 74 |
| | ① 美濃市に遊水地を作るメリットはどのようか。 | |
| | ② 国土交通省木曽川河川事務所への要望書はどのようなものか。 | |
| | 3. のり愛くんについて | 76 |
| | ① 利便性から変更された停留所はあるか。また、地域住民が自治会長にお | お願い |
| | しても一向に変わらないなどの声もあるが、これはどのように対処する | ろのか。 |
| | ② 市民のなかにある不公平感をなくすため、市内一律同一料金体系への身 | 見直し |
| | はできないか。 | |

| | 4. 特別養護老人ホームへの入所待機者について 7 | 7 |
|----|--|---|
| | ① 入所待ちの待機者は市内に何人おられるのか。 | |
| | ② 特別養護老人ホーム (美和の里) は施設の拡張にともないベッド数も増設さ | |
| | れたが、いまだに空いているベッドがあると聞いているが、市からも積極的 | |
| | に空きベッドの利用を働きかけできないか。 | |
| 6 | 松嶋哲也議員 | 9 |
| | 1. 長良川遊水地について | 9 |
| | ① 本年5月20日の木曽川水系流域委員会にて、長良川遊水地計画の6箇所から | |
| | 本市横越地区が候補地として選定されたが、その後の木曽川水系河川整備計 | |
| | 画の進捗状況はどのようか。 | |
| | ② 長良川遊水地の周知を、市としては今後どのように進めていくのか。 | |
| | ③ 長良川遊水地の建設時における左岸堤防の安全性と、工事プロセスを市とし | |
| | てはどのように考えているのか。 | |
| | ④ 長良川遊水地の流域は、いつどのタイミングで、岐阜県の管轄から国土交通 | |
| | 省に代わるのか。 | |
| 休憩 | 8 | 3 |
| 再開 | | 3 |
| 7 | 岡部忠敏議員 | 3 |
| | 1. 聴覚、言語障がい者の緊急通報について | 3 |
| | ① 聴覚、言語障がい者からの現状の緊急通報は、どのような手段がとられてい | |
| | るか。 | |
| | ② 導入予定のNet119緊急通報システムの進捗状況はどのようか。導入に | |
| | あたり、費用はどれくらいか。また国庫補助はどのようか。 | |
| | 2. 死亡に伴う手続きについて | 5 |
| | ① 本市で家族が亡くなった時の手続きはどのようか。手続きに必要な物、受け | |
| | 付け窓口等の一覧表や案内書があるのか。 | |
| | ② 死亡時の届け出が一括対応できる窓口の設置を検討すべきではないか。 | |
| 8 | 太田照彦議員 | 6 |
| | 1. ハザードマップの更新や周知と防災訓練について 8 | 6 |
| | ① 新たな洪水浸水想定区域図や水害危険情報図及び土砂災害警戒区域の箇所追 | |
| | 加や更新の経緯はどのようなものか。 | |
| | ② ハザードマップの更新時期や現状の進捗はどのようか。 | |
| | ③ ハザードマップの周知をどのように行っていくのか。 | |
| | ④ 新たな指定や追加を受けて、防災訓練等はどのように進めていくのか。 | |
| | 2. 「美濃和紙用具ミュージアムふくべ」と「みの木工工房FUKUBE」の現状 | |
| | について9 | 0 |

- ① 美濃和紙用具ミュージアムふくべの利用状況はどのようか。
- ② 美濃和紙用具ミュージアムふくべは、子どもたちにどのように活用されているか。
- ③ みの木工工房FUKUBEの利用状況及び活用状況はどのようか。

民生教育常任委員会審査報告書 ……………………………………………… 107

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条の規定により、令和元年12月4日に令和元年 第4回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和元年11月27日

美濃市長 武 藤 鉄 弘

付議事件名

- 1、令和元年度美濃市一般会計補正予算(第3号)
- 1、令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 1、令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 1、令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算(第2号)
- 1、令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 1、令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 1、令和元年度美濃市病院事業会計補正予算(第1号)
- 1、美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 1、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 1、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町 村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 1、岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 1、市道路線の認定について

令和元年12月4日

令和元年第4回美濃市議会定例会会議録(第1号)

議事日程(第1号)

令和元年12月4日(水曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議第63号 令和元年度美濃市一般会計補正予算(第3号)
- 第4 議第64号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第5 議第65号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第6 議第66号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算(第2号)
- 第7 議第67号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第8 議第68号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第9 議第69号 令和元年度美濃市病院事業会計補正予算(第1号)
- 第10 議第70号 美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第71号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 について
- 第12 議第72号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第73号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第74号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について
- 第15 議第75号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第76号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 第17 議第77号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 第18 議第78号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

第1から第18までの各事件

| 出席議員 | (1 | 3名) |
|------|-----|-------|
| 四师哦只 | \ ' | O 11/ |

| 1 | 番 | 松 | 嶋 | 哲 | 也 | 君 | 2 | 番 | 須 | 田 | 盛 | 也 | 君 |
|----|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 番 | 服 | 部 | 光 | 由 | 君 | 4 | 番 | 豊 | 澤 | 正 | 信 | 君 |
| 5 | 番 | 梅 | 村 | 辰 | 郎 | 君 | 6 | 番 | 永 | 田 | 知 | 子 | 君 |
| 7 | 番 | 古 | 田 | 秀 | 文 | 君 | 8 | 番 | 岡 | 部 | 忠 | 敏 | 君 |
| 9 | 番 | 辻 | | 文 | 男 | 君 | 10 | 番 | 古 | 田 | | 豊 | 君 |
| 11 | 番 | 太 | 田 | 照 | 彦 | 君 | 12 | 番 | Щ | | 育 | 男 | 君 |
| 13 | 番 | 佐 | 藤 | 好 | 夫 | 君 | | | | | | | |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

柴 市 長 藤 鉄 弘 君 副市 長 田 德 美 君 武 教 育 長 樋 П 宜 直 君 総務部長 北 村 道 弘 君 民生部長(福祉事務所長) 篠 博 史 君 孝 子 君 田 産業振興部長 成 瀬 建設部長 池 田 健 __ 君 会計管理者 古 田 和 彦 君 教育次長 君 澤 村 浩 君 美濃病院事務局長 林 信 参 事 兼 都市整備課長 民生部参事 辻 幸子 君 島田 勝 美 君 総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長 村 井 和 仁 君 纐 纈 敬久君 市民生活課長 秘書課長 睦人君 西部

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 市 原 義 則

議会事務局書記 平 田 純 也

議会事務局次長 兼議事調査係長 辻 美 鶴 ○議長(古田 豊君) 皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年第4回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

今期定例会は、美濃和紙の日にちなみ「美濃和紙議会」と銘打ち開催いたします。どうか 慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

市長挨拶

〇議長(古田 豊君) 開会に先立ちまして、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

〇市長(武藤鉄弘君) 皆さん、おはようございます。

また一段と変わった議場の雰囲気でございまして、うれしいなあとか、気持ちいいなあと 思っているんですが、入ってきたところ、花が全部美濃和紙なんですけれども、生花かなあ と思って間違えるぐらいのきれいさでありまして、すばらしいなあと。特に、この葉ボタン なんかを見ると食べたくなるような感じですけれども、こんな議会の中で、きょうは令和元 年第4回の美濃市議会の定例会をお願いいたしたところを議員各位には御出席を賜り、まこ とにありがとうございます。

また、日ごろより市政進展のため議員活動に御尽力されていることに対し、敬意と感謝を 申し上げたいと思います。

最初に、台風19号、その後の熱帯低気圧によりまして、関東甲信地方・東北地方では、広範囲にわたり豪雨による河川の決壊、河川の氾濫などにより大災害が発生いたしました。お亡くなりになられました皆様に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災されました多くの皆様にお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧・復興をお祈りするものでございます。

さて、早いもので、ことしも残すところ1カ月となりました。晩秋から初冬を迎え、雪の 便りも届くころになり、本格的な冬を迎えようとしているところでございます。

先月30日には、美濃和紙の日を記念したTOKAIウオーク2019が、中日新聞社並びに本市との共催、ライオン株式会社の協賛を得て開催をしたところでありますが、大変好天に恵まれ、家族連れ、高齢夫婦、友人など思い思いの中、健康を意識して市外・市内から約1,800名の皆様が参加され、晩秋の一日を堪能いただきました。

美濃市といたしましては、食生活改善推進協議会、日赤奉仕団の皆様延べ33名、シルバー人材センター4名の皆様の協力を得て、豚汁1,800食、焼き芋600個、さらには美濃酪農農業協同組合連合会からミルクプリン2,000個の提供などのおもてなしを行ったところでございます。また、あかりアート館では、本美濃紙手すき和紙職人による実演も行い、市外から訪れた多くの皆様に美濃和紙のすばらしさを体感いただけたものと思います。

さて、この1年を振り返ってみますと、3月末から7月にかけましては統一地方選挙、5月1日の天皇御即位、また10月には即位の礼、11月には即位祝賀パレードが行われるなど、お祝いムードに包まれ、令和時代の幕あけの年だったと思います。

そんな中、本市におきましても、来年開催される東京オリンピック・パラリンピックの両大会において、入賞者に贈られる表彰状に美濃手すき和紙が使われることとなりました。これは、平成26年にユネスコ無形文化遺産に登録された本美濃紙の手漉き和紙技術が改めて評価を受けたものだと思います。このほか、古民家ホテルのオープン、仮称でありますが、市民わくわくふれあいセンターの建設着工、これも仮称でありますが、新大矢田トンネル工事の着工、道の駅「美濃にわか茶屋」の敷地内においてはホテル建設の着工など、事業が一歩ずつ着実に進み始めたところでございます。

さて、10月に開会した第200回国会の所信表明演説で、安倍首相は、最大の挑戦は急速に進む少子・高齢化だとしています。10月から実施した3歳から5歳までの全ての子供たちの幼児教育・保育の無償化に続き、来年4月からは、真に必要な子供たちの高等教育も無償化し、子育て世代の負担を減らすとともに、子供たちの誰もが家庭の経済状況にかかわらず、みずからの夢に向かって頑張ることができる社会をつくり上げ、国難とも呼ぶべき少子化に真っ向から立ち向かうとしています。未来を担う子供たち、子育て世代に大胆に投資するなど、子供から現役世代、お年寄りまで、全世代が安全で安心できる社会保障制度を大胆に構想していくと述べています。

地方創生や人口減少対策が大きな課題となっている中、地域の実情に応じた子育て支援や 雇用創出につながる具体的施策を進めていく必要があると考えています。国や県の情報を十 分に把握しながら、職員とともに地域活性化のため、各種の施策に一丸となって取り組んで まいります。

さて、今定例会に審議をお願いいたします案件は、補正予算が7件、条例改正が6件、その他が3件の合計16件でございます。慎重に御審議を賜りますようお願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長(古田 豊君) ただいまから令和元年第4回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議 を開きます。

開会 午前10時07分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長(古田 豊君) 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

また、市長から報第8号、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

所管事務調査結果の報告

○議長(古田 豊君) 次に、所管事務調査結果の報告を行います。

これについて、各常任委員会における調査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 太田照彦君。

○総務産業建設常任委員会委員長(太田照彦君) おはようございます。

では、総務産業建設常任委員会の行政視察につきまして御報告をいたします。

去る10月9日水曜日から11日金曜日までの3日間、香川県善通寺市と徳島県美馬市、徳島 県名西郡神山町を視察いたしました。

初めに、善通寺市では、特産品の地域ブランド化に向けた取り組みについて視察を行いました。

善通寺市は、平成9年に品種改良された麦を地域の特産品「讃岐もち麦ダイシモチ」としてブランド化し、農商工業者が連携する普及協議会を設立され、地域一体となった製品開発、宣伝活動、販路拡大の取り組みにより、当初0.5トンであった年間の収穫量は、現在200トンとなっており、特産品の地域ブランド化に成功しております。特に、中心市街地における商業まちづくりをマネジメントする機関を第三セクターで設立し、民間企業から中心となる職員を雇い入れ、民間の手法を取り入れて宣伝活動や販路拡大を行った取り組みは、美濃市における特産品の地域ブランド化についても参考になる取り組みと思われます。

次に、美馬市では、うだつの町並み再生戦略について視察を行いました。

美馬市は、美濃市のうだつの町並みと同様、電柱を地中化した脇町が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、県下有数の観光名所となっております。しかしながら、観光入り込み客数は年々減少傾向にあり、町並み内には少子・高齢化による空き家・空き店舗の増加が進み、町並みの景観にも影響する問題となっております。

そこで、うだつの町並みの空き家・空き店舗に対する事業として、民間の不動産仲介業者を中心に、市や地元住民、金融機関など地域一体の組織体制づくりを進め、有利な補助金を使った民間主導の空き家の改修を行い、空き家・空き店舗の解消、さらには通過型観光から滞在型観光に転換を進めるなど、町並みの再生戦略を推進しております。

今後、当市のうだつの上がる町並みにおいても少子・高齢化が進み、空き家・空き店舗の 増加が見込まれ、町並みの景観維持を考慮する上で、産学金官の連携による地域一体の組織 体制づくりは参考にすべきものと思います。

次に、神山町では、NPO法人グリーンバレーによるサテライトオフィスを活用した企業 誘致について視察を行いました。

神山町は、人口減少による過疎化が進む町でありましたが、徳島県が光ファイバーデータ 通信網と公設民営方式の光ケーブルテレビを全県域に整備したことにより、過疎地域にサテ ライトオフィスを整備し、ICTベンチャー系企業の誘致を推進することで、多くの企業が 町内にサテライトオフィスを開設し、定住促進、人口増加、地元雇用を実現しております。

その中心的な役割を担うNPO法人グリーンバレーが行っている空き家・空き店舗を借り受け、改修し、企業に貸し出すサテライトオフィス整備事業や、旧工場の建物を改修し、複数の企業や個人に間貸しするコワーキングスペース整備事業は、都市圏のIT企業や多くの

クリエーターが活用し、神山町の過疎地域からの脱却と地域資源の活用・活性化に大きく貢献しております。

美濃市において増加する地域の空き家の活用として、サテライトオフィスを整備し、今日の多様な働き方に立った企業誘致を行うことは、人口減対策や地域活性化対策の有効な手段と思います。そういったところで、今後の取り組むべき事業と思われます。

以上で報告は終わります。

なお、視察の資料につきましては、事務局に取りまとめてありますので御参照ください。 ありがとうございました。

- 〇議長(古田 豊君) 次に、民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君。
- **○民生教育常任委員会委員長(佐藤好夫君)** 皆さん、おはようございます。

民生教育常任委員会の行政視察について報告いたします。

去る10月23日水曜日から10月25日金曜日の3日間、岡山県玉野市、笠岡市、香川県坂出市 を視察してまいりました。

初めに、玉野市では、特別支援教育について視察いたしました。

平成19年から特別支援教育に力を入れ始め、現在では教育方針の柱となっています。さまざまな状況にある子供に対し、特別支援の考え方による支援を行い、同じ場所で同じ教育を受けられるインクルーシブ教育を基本として指導が行われています。

玉野市の特徴的な施策の一つに、4歳児巡回相談があります。専門家の巡回により早期発見が可能になり、幼少期からの支援と適切な就学指導につなげています。また、未就学期から義務教育卒業までを中学校区単位で一貫として指導する体制となっており、個々の事例に対して中学校区ごとに共有されています。

当日は通級指導教室の見学をしましたが、教材や教具の充実だけでなく、担当教諭用の事務室や保護者が待機する別室に授業風景を見学するためのモニター設置など、手厚い支援が実施されていると感じられました。さまざまな支援をしながら、最終的には、発達障がい等を持っていても普通高校への進学をして、将来は一般社会に出ていく必要があるとの考えから、特別支援学級の子供や通級指導を受けている子供をできるだけ通常学級へ戻し、インクルーシブ教育を受けさせることを目指しています。

美濃市においても、今回視察した取り組みを参考にしながら、今後子供たちの思いに沿った教育の実現を目指していく必要性を感じました。

次に、笠岡市では、給食センターPFI事業について視察いたしました。

現在の笠岡市学校給食センターは、平成30年4月から稼働しています。ドライシステムの 導入やオール電化、アレルギー等対応調理室の設置など最新の設備が導入されています。以 前の学校給食センターは昭和44年に竣工しており、平成20年ごろから老朽化による建てかえ の検討が進められていました。平成23年度に、PFI事業の実施を含めた整備計画が作成さ れましたが、建設予定地の災害時の危険性により計画の見直しがされ、平成26年度に現在の 用地に見直し計画が策定されました。 PFIを導入するメリットは、民間活力を最大限に活用できることと費用負担の軽減が上げられます。また、入札選定基準となる要求水準書や入札の評価基準を独自に作成することで、性能と価格の両面から最適な事業者を選定することができます。笠岡市では、より安全な給食を届けられるように、性能点を6割、価格点を4割と設定しています。この事業では、幹事となる企業のもと、設計、建設、設備、調理、配送等を担う企業がグループをつくり、建設だけでなく、15年間の調理委託までの全てにおいて性能と価格を評価しています。PFIを導入した理由の一つに、建てかえの必要性と並び、運営の外部委託を検討するタイミングであったことも上げられており、建設費用、人件費の双方のコスト削減につながっています。

美濃市の学校給食センターも築40年が経過しており、建てかえが喫緊の課題でありますが、 建設や運営の一例として、また最新の給食センターの設備について参考になりました。

次に、坂出市では、市民後見推進制度について視察しました。

坂出市の高齢化率は34.4%であり、認知症もしくは認知症のおそれのある高齢者の割合が3人に1人であるという推計により、成年後見のニーズが大きくなることを見込まれています。今回、視察テーマである市民後見とは、後見人に就任すべき親族がおらず、財産や収入が少額で紛争性もない場合に、弁護士等の専門職や法人による後見ではなく、地域に居住する市民が後見人に就任することです。

坂出市では、平成18年から、親族にかわり市長が後見を申し立てる市長申し立ての運用を 開始して以降、後見需要の高まりがあると判断され、平成23年度から国のモデル事業である 市民後見推進事業に取り組むことになりました。

市が実施した市民後見人の養成研修の受講者は、他人の財産を扱うことにふさわしい人材である必要性から、市や社会福祉協議会が実施する福祉事業にかかわりを持つ方への声かけにより集められました。平成25年1月に最初の市民後見人が誕生しましたが、当初は社会福祉協議会が法人後見を受け持っていたケースのスライド受任から始まりました。事例を重ね、信頼が高まり、平成28年に初めて家庭裁判所から直接受任を受けることになりました。

今後の課題は、市民だけではなく、施設や病院等に対しても、後見制度自体の周知を行う 必要性が感じられています。また、新たな市民後見人の募集について、声かけにも限界があ るため、信頼できる候補者の選定方法に苦慮をされています。美濃市も、坂出市とほぼ同様 の高齢化率ではありますが、まずは後見制度の周知を進めるとともに、市民後見のニーズを 見きわめていく必要性を感じました。

以上で報告を終わります。なお、視察の資料につきましては、事務局にまとめてあります ので御参照ください。

そして、総務産業建設常任委員会も民生教育常任委員会も、視察してきた気持ち、いろんな形で執行部にそうしたお話をしにいくと思いますので、ぜひ耳を傾けていただいて、参考にしていただける部分は参考にしていただけたら幸いと思います。ありがとうございました。

○議長(古田 豊君) 本日の日程は、さきに御通知申し上げましたとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長(古田 豊君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 服部光由君、4番 豊澤正信君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長(古田 豊君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間といたしたいと 思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古田 豊君) 御異議ないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から12 月20日までの17日間と決定いたしました。

第3 議第63号から第9 議第69号まで及び第11 議第71号から第18 議第78号まで (提案説明)

○議長(古田 豊君) 日程第3、議第63号から日程第9、議第69号まで及び日程第11、議第71号から日程第18、議第78号までの15案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。

最初に、議第63号について、総務部長 北村道弘君。

〇総務部長(北村道弘君) おはようございます。

それでは、議第63号 令和元年度美濃市一般会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、人件費の整理、各種事業の推進に当たり、当面する課題に対応するため、所要の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ1の議案集、2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,190万2,000円を減額し、補正後の予算の総額を104億2,247万7,000円とするものです。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、3ページの「第1表 歳入歳 出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費で「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。 それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、7ページをお開きください。 第2表の繰越明許費につきましては、美濃橋修復事業で、繰越額は8,045万円でございま す。

8ページをお開きください。

第3表の債務負担行為補正につきましては、広報みの発行事業を追加するもので、期間、 限度額を定めております。

次に、10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

1款 議会費は、12万6,000円を増額し、1億3,203万2,000円とするものです。内訳は、 人件費の増額と議員期末手当の減額で、財源は一般財源でございます。

2款 総務費は、2,368万9,000円を減額し、10億7,876万円とするものです。内訳は、人件費の減額で、財源は全て一般財源を減額するものでございます。

3款 民生費は、1,009万2,000円を減額し、30億2,977万1,000円とするものです。内訳は、 人件費の減額と福祉医療助成事業300万円の増額、介護保険特別会計繰出金573万6,000円、 国民健康保険特別会計繰出金441万3,000円の減額などでございます。財源は、国・県支出金 が150万円、一般財源1,159万2,000円を減額するものでございます。

4款 衛生費は、434万2,000円を減額し、7億7,248万円とするものです。内訳は、人件費の減額と、岐阜県医学生修学資金貸付金負担経費120万円の増額で、財源は全て一般財源を減額するものでございます。

6款 農林水産業費は、328万2,000円を増額し、3億5,077万円とするものです。内訳は、 人件費の増額と機構集積支援事業16万7,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金157万 3,000円、農業水利施設保全対策事業(曽代用水)負担事業で71万6,000円の増額で、財源は 国・県支出金が3万円、一般財源325万2,000円を増額するものでございます。

7款 商工費は、2,000円を増額し、3億6,496万7,000円とするものです。内訳は、人件費の減額と小倉公園等維持管理経費31万3,000円、美濃市観光協会補助経費91万6,000円の増額で、財源は全て一般財源でございます。

8款 土木費は、512万8,000円を減額し、25億4,555万1,000円とするものです。内訳は、 人件費の減額と、優良住宅敷地供給促進補助経費50万円の増額で、財源はその他財源の住宅 使用料265万9,000円と、一般財源246万9,000円を減額するものでございます。

9款 消防費は、13万5,000円を減額し、4億5,419万1,000円とするもので、内訳は、人件費の減で、財源は全て一般財源を減額するものでございます。

10款 教育費は、2,780万4,000円を増額し、10億4,134万8,000円とするものです。内訳は、 人件費のほか、各小学校施設改修経費116万7,000円、幼稚園施設等利用給付経費1,714万 1,000円、学校給食センター施設管理経費284万6,000円の増額などで、財源は国・県支出金 1,326万9,000円、一般財源1,453万5,000円を増額するものでございます。

12款 公債費は、補正額の増減はございませんが、8款 土木費で減額した住宅管理事務経費の人件費に充当していました住宅使用料265万9,000円を公債費に充当するための財源変

更でございます。

以上、今回の補正総額は1,190万2,000円の減額で、財源は国・県支出金1,479万9,000円、一般財源は2,670万1,000円を減額し、一般財源は、地方特例交付金を254万2,000円増額し、財政調整基金繰入金を2,924万3,000円減額するものでございます。

11ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第63号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(古田 豊君) 次に、議第64号、議第67号、議第68号、議第77号の4案件について、 民生部長 篠田博史君。
- **○民生部長(福祉事務所長)(篠田博史君)** それでは、初めに議第64号 令和元年度美濃市 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集、38ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ441万3,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ25億5,207万円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、39ページの「第1表 歳入歳 出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。 40ページをごらんください。

債務負担行為の補正につきましては、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託を追加するもので、その期間及び限度額を定めております。

次に、補正の内容につきまして御説明いたしますので、41ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の1款 総務費は、人件費等441万3,000円を減額するもので、財源内訳は一般会計繰入金でございます。

42ページ以降の説明は省略いたしまして、議第64号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第67号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集、62ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ573万6,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ21億8,258万8,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、63ページの「第1表 歳入歳 出予算補正」のとおりでございます。

64ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。 歳出の1款 総務費は、人件費等573万6,000円を減額するもので、財源内訳は、その他、 一般会計からの繰入金でございます。 65ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第67号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第68号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について 御説明いたします。

赤スタンプ1の68ページをごらんください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億2,094万5,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、69ページの「第1表 歳入歳 出予算補正」のとおりでございます。

内容につきましては、70ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の表により、歳入 もあわせて御説明いたします。

5款 諸支出金は、30万円を追加し、補正後の額を80万円とするものでございます。これは、平成30年度の保険料還付金に不足が生じたもので、財源内訳はその他、雑入でございます。

71ページの説明は省略させていただきまして、議第68号の説明を終わらせていただきます。 次に、議第77号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について御 説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の118ページと、赤スタンプ2の議案説明資料の44ページをごらんください。

協議の趣旨につきましては、岐阜地域児童発達支援センター組合から加茂郡八百津町が脱退することに伴い、岐阜地域児童発達支援センター組合を組織する地方公共団体から同町を削除する規約の変更で、地方自治法第286条の2第2項の規定に基づき、本組合構成地方公共団体の議会の議決をお願いするものでございます。

変更内容は、第2条で「、加茂郡八百津町」を削り、第5条第1項で、組合議会の議員の 定数を「20人」に改め、同項の表中の「八百津町 1人」を削り、同条第2項第3号中「、 北方町及び八百津町」を「及び北方町」に改めるものでございます。

附則では、この規約の施行期日を令和2年4月1日からと定めるものでございます。 これで議第77号の説明を終わらせていただきます。

以上で、民生部に関する議案説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(古田 豊君) 次に、議第65号、議第66号、議第78号の3案件について、建設部長 池田健一君。
- ○建設部長(池田健一君) 皆さん、こんにちは。

議第65号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の46ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします内容は、職員給与等の調整による減額、各処理施設の維持管理費の増額並びに富野地区事業負担金の増額でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,817万7,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページ「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

48ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1.総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申 し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額に157万3,000円を増額し、補正後の額を1億792万4,000円とするものであり、その補正額の財源は、一般会計からの繰入金157万3,000円の増額でございます。

なお、49ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第65号の説明を終わります。 続きまして、議第66号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算(第2号)について御 説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の54ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、職員給与等の調整による減額、各処理施設維持管理 費の増額でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,216万1,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページ「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

56ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1.総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説 明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は、補正前の額から4万円を減額し、補正後の額を5,401万5,000円 とするものであり、補正額の財源は、使用料及び手数料44万3,000円の減額、分担金40万 3,000円の増額でございます。

次に、第2款 下水道事業費は、補正前の額に240万4,000円を増額し、補正後の額を3億4,963万1,000円とするものであり、補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金196万1,000円の増額、使用料及び手数料44万3,000円の増額でございます。

なお、57ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第66号の説明を終わります。 続きまして、議第78号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の最終ページより1枚前の119ページをお開きください。

今回、市道認定をお願いいたします路線は、道路法第8条第2項の規定に基づき、下の表の整理番号1番、美濃212号線でございます。

美濃212号線につきましては、昭和30年に建設された亀野ブロック市営住宅跡地の分譲によるものでございます。表には、認定する路線名と区間の起点・終点等が掲載されております。

また、次の120ページには、市道(認定)要図を掲載しております。御参照ください。 以上で議第78号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(古田 豊君) 次に、議第69号について、美濃病院事務局長 林信一君。
- **〇美濃病院事務局長(林 信一君)** それでは、議第69号 令和元年度美濃市病院事業会計補 正予算(第1号)について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の74、75ページをお開きください。

それでは、予算書に従い御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めました収益的支出の予定額を補正するものでございます。

支出の第1款 病院事業費用の既決予定額に1億5,221万9,000円を追加し、補正後の額を27億8,679万3,000円とするものでございます。

この主な内容につきまして、76ページをごらんください。

第1項 医業費用で、職員及びパート職員の増や給与改定などに伴い、給与費を1億2,169万円増額するほか、医薬品及び診療材料費の増に伴い、材料費を2,534万5,000円、非常用発電機及び医療機器修繕費の増に伴い、経費を306万9,000円、また職員の異動及び給与改定などに伴い、訪問看護ステーション費を211万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

75ページに戻りまして、第3条は、予算第8条に定めております職員給与費に変更が生じることから、既決予定額に1億2,380万5,000円を追加し、14億9,702万4,000円とするものでございます。

77ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第69号の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(古田 豊君) これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時01分

○議長(古田 豊君) ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、総務部長 北村道弘君から発言を求められておりますので、これを許可します。 総務部長 北村道弘君。

- ○総務部長(北村道弘君) 先ほど議第63号中、9款の消防費を13万5,000円を「減額」と説明いたしましたが、「増額」の誤りでございます。まことに申しわけございませんでした。
- **○議長(古田 豊君)**次に、議第71号、議第72号、議第73号、議第74号、議第75号、議第76号の6案件について、秘書課長西部睦人君。

○秘書課長(西部睦人君) 皆さん、こんにちは。

それでは、議第71号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の86ページをお開きください。

また、あわせて赤スタンプ2、議案説明資料の4ページ、5ページを御参照ください。

今回の改正は、人事院勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月15日に成立し、11月22日に公布されたことに伴い行うものです。

改正内容といたしましては、期末手当の支給月額0.05カ月分を引き上げるものです。 改正条例は2条から成っております。

第1条では、期末手当の12月分の支給を0.05カ月分引き上げ、第2条では、6月・12月に それぞれ0.025カ月分引き上げ、合計で0.05カ月分を引き上げる改正としています。

附則では、施行期日と適用日、期末手当の内払いについて規定しています。

続きまして、議第72号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の88ページをお開きください。

また、あわせて赤スタンプ2、議案説明資料の6ページ、7ページを御参照ください。 提案理由及び内容につきましては、議第71号と同様ですので、省略させていただきます。 附則では、施行期日と適用日、期末手当の内払いについて規定しています。

続きまして、議第73号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御 説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の90ページをお開きください。

また、あわせて赤スタンプ2、議案説明資料の8ページ以降を御参照ください。

提案理由につきましては、議第71号及び議第72号と同様ですので、省略させていただきます。

主な改正内容は、民間給与との較差を埋めるため、おおむね30歳代半ばまでの職員が在職する俸給表の水準を見直し、行政職(一)表について、平均で0.1%引き上げるもので、初任給について、一般職大卒程度は1,500円、一般職高卒程度は2,000円引き上げるものです。 医療職(一)(二)(三)表についても同様に引き上げを行います。

また、期末勤勉手当の支給月数を0.05カ月分引き上げるものです。このほか住居手当の改定で、支給対象家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げる改定を行います。

改正条例は、2条から成っております。

第1条では、期末勤勉手当の支給を12月に0.05カ月分引き上げる改正、及び行政職給料表 (一)、医療職給料表(一)(二)(三)表の改正を行っています。

第2条では、住居手当の改正を行うとともに、期末勤勉手当の支給月数を6月・12月にそれぞれ0.025カ月分引き上げ、合計で0.05カ月分引き上げる改正としています。

附則では、施行期日や適用日等を規定するもので、給料表については平成31年4月1日から遡及適用することとしております。また、住居手当に関する経過措置を設けており、このほか給与の内払い、市の規則への委任を行っています。

続きまして、議第74号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の111ページをお開きください。

また、あわせて赤スタンプ2、議案説明資料の34ページ以降を御参照ください。

提案理由につきましては、議第71号及び議第72号並びに議第73号と同様ですので、省略させていただきます。

改正内容は、給料表の改定で、フルタイム会計年度任用職員の給料表について、行政職給料表(一)と同様に、平均で0.1%引き上げるものです。

附則では、施行期日を規定しています。

続きまして、議第75号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について 御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の116ページをお開きください。

また、あわせて赤スタンプ2、議案説明資料の40ページ、41ページを御参照ください。

提案理由につきましては、美濃病院関係業務のうち夜間看護手当について、国家公務員の 基準に合わせ、看護師の処遇の見直しを図るものです。

改正内容につきましては、現行の6時間以上勤務した場合1回6,000円の特殊勤務手当を深夜の全部 — 深夜とは午後10時から午前5時までを言いますが — 勤務した場合に7,300円とするものです。このほか、4時間以上、2時間以上4時間未満、2時間未満の1回の夜間看護手当の金額を改定しています。

附則では、施行期日を規定しています。

続きまして、議第76号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減 少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、御説明申し上げま す。

赤スタンプ1、議案集の117ページをお開きください。

また、あわせて赤スタンプ2、議案説明資料の42ページ、43ページを御参照ください。

提案理由につきましては、3つの事務組合が岐阜県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、地方自治法286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について議会の議決をお願いするものでございます。

協議内容といたしましては、中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨 農業共済事務組合の脱退に伴う岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数 の減少に関すること、及び脱退する構成団体を削る組合規約の改正に関することです。

以上で、議第71号、議第72号、議第73号、議第74号及び議第75号並びに議第76号について の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。 ○議長(古田 豊君) 以上で、15案件の説明は終わりました。

第10 議第70号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(古田 豊君) 次に、日程第10、議第70号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第70号について、民生部長 篠田博史君。

○民生部長(福祉事務所長)(篠田博史君) それでは、議第70号 美濃市印鑑条例の一部を 改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集85ページと、赤スタンプ2、議案説明資料の1ページをお開きください。

改正の趣旨につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う印鑑登録証明事務処理要領の改正に準じ、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、第2条の登録資格において、印鑑の登録を受けることができない者のうち、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるものでございます。その他、文言の整理等を行うものでございます。

附則では、この条例の施行期日を令和元年12月14日と定めていますので、先議をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げ、議第70号の説明を終わらせていただきます。

〇議長(古田 豊君) 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○議長(古田 豊君) ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古田 豊君) 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(古田 豊君) 異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古田 豊君) 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第70号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第70号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから12月15日までの11日間休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古田 豊君) 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから12 月15日までの11日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については12月6日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長(古田 豊君) 本日はこれをもって散会いたします。

12月16日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。本日は御苦労さまでございました。

散会 午前11時19分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月4日

| 美源 | 農市調 | 義会請 | 養長 | 古 | 田 | | 豊 |
|----|-----|-----|----|---|---|---|---|
| 署 | 名 | 議 | 員 | 服 | 部 | 光 | 由 |
| 罢 | 名 | 議 | 昌 | 曹 | 濹 | 正 | 信 |

令和元年12月16日

令和元年第4回美濃市議会定例会会議録(第2号)

議事日程(第2号)

令和元年12月16日 (月曜日) 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第63号 令和元年度美濃市一般会計補正予算(第3号)
- 第3 議第64号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第4 議第65号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第5 議第66号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算(第2号)
- 第6 議第67号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第7 議第68号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第8 議第69号 令和元年度美濃市病院事業会計補正予算(第1号)
- 第9 議第71号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 について
- 第10 議第72号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第73号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第74号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について
- 第13 議第75号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第76号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 第15 議第77号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 第16 議第78号 市道路線の認定について
- 第17 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第1から第17までの各事件

出席議員(13名)

| 1 | 番 | 松 | 嶋 | 哲 | 也 | 君 | 2 | 番 | 須 | 田 | 盛 | 也 | 君 |
|----|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 番 | 服 | 部 | 光 | 曲 | 君 | 4 | 番 | 豊 | 澤 | 正 | 信 | 君 |
| 5 | 番 | 梅 | 村 | 辰 | 郎 | 君 | 6 | 番 | 永 | 田 | 知 | 子 | 君 |
| 7 | 番 | 古 | 田 | 秀 | 文 | 君 | 8 | 番 | 岡 | 部 | 忠 | 敏 | 君 |
| 9 | 番 | 辻 | | 文 | 男 | 君 | 10 | 番 | 古 | 田 | | 豊 | 君 |
| 11 | 番 | 太 | 田 | 照 | 彦 | 君 | 12 | 番 | Щ | 口 | 育 | 男 | 君 |
| 13 | 番 | 佐 | 藤 | 好 | 夫 | 君 | | | | | | | |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市 長 弘 君 副 市 長 柴 德 武 藤 紩 \mathbb{H} 美 君 教 育 長 樋 П 官 直 君 総務部長 北 村 道 弘 君 民生部長(福祉事務所長) 博 史 君 産業振興部長 成 瀬 孝 子 君 篠 田 君 会計管理者 建設部長 池 田 健 古 和 彦 君 田 教育次長 澤 浩 君 美濃病院事務局長 信 君 村 林 参 事 兼 都市整備課長 民生部参事 辻 幸 子 君 島 田 勝 美 君 総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長 纐 纈 敬 久 君 総合政策課長 破 啓 勝 君 不 市民生活課長 村 井 和 仁 君 健康福祉課長 永 田 幸 泰 君 之 佐 藤 裕 君 美濃和紙推進課長 髙 橋 保 雄 君 土木課長 藤 幸 泰 君 秘書課長 西 睦 君 後 部 人 教育委員会 人づくり文化課長 学校教育課長 陽 介 君 早 戸 智 君 田 也 都市整備課課長補佐 村 井 康 浩 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 市 原 義 則議会事務局書記 平 田 純 也

議会事務局次長 兼議事調査係長 辻 美 鶴

開議の宣告

○議長(古田 豊君) 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源 をお切りくださるようお願い申し上げます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長(古田 豊君) 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長(古田 豊君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 梅村辰郎君、6番 永田知子君の両名を指名いたします。

第2 議第63号から第16 議第78号まで

○議長(古田 豊君) 日程第2、議第63号から日程第16、議第78号までの15案件を一括して 議題といたします。

第17 市政に対する一般質問

○議長(古田 豊君) 日程第17、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、7番 古田秀文君より、一般質問に先立ち資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

それでは、7番 古田秀文君。

〇7番(古田秀文君) 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私は一般質問4つを一問一答にて行いたいと思いま すので、よろしくお願いをいたします。

それでは、質問の1つ目、認知症リスクを高める難聴対策について、民生部長にお伺いを いたします。

2015年の全世界の認知症患者は4,700万人で、2050年までにその数は約3倍にふえると予想をされています。日本においてもその傾向は同様で、2012年で462万人と推計されていた認知症患者数は、2025年には高齢者の5人に1人に当たる700万人、あるいは730万人になるとも推計されています。

2015年1月、政府は、高齢化が急速に進む日本の問題に、認知症の対策強化に向けての国家戦略である新オレンジプランを策定しました。認知症発症予防の推進と認知症高齢者の日常生活を支える仕組みづくりに、国を挙げて取り組みを始めました。その中で、認知症の危

険因子として、加齢や高血圧のほか、難聴も一因として上げられています。配付資料の上の 図でその部分を示しております。厚労省発表の図であります。

また、この下の図で示すように、国際アルツハイマー病会議において、認知症の症例の約35%は、潜在的に修正可能な9つの危険因子に起因すると発表があり、難聴は、高血圧、肥満、糖尿病などとともに危険因子の一つに上げられました。その際、予防できる要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子であるという指摘がなされました。この下の図を見ていただきますと、聴力低下のところの相対リスクが1.9倍というふうな形に表現されております。

現在、研究によって、難聴のために音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態になると、脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進み、認知症の発症に大きく影響することが明らかになってきました。これは、難聴が原因でコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話をつい避けるようになってしまい、次第に鬱状態に陥ったり、社会的に孤立してしまうという状況が起こるからであります。だから、難聴が最も大きな危険因子だと言われているのです。

ただ、逆にこのことは、難聴に対処することで積極的に認知症予防ができることを意味しています。つまり、補聴器をつけるなどして難聴に正しく対処し、適切な聞こえを維持して脳を活性化し、家族や友人とのコミュニケーションを楽しんでいれば、認知症の予防や発症をおくらせる可能性が高いというわけであります。

しかし、日本は、難聴者率では欧米諸国とほとんど大差がないのに、補聴器の使用率は、 欧米諸国の30から50%に対して14.4%と極めて低いと言われています。では、なぜ日本の補 聴器の普及がおくれているのか。その要因の一つに、補聴器購入に対する公的補助が限定さ れていることが言われています。

そこで、民生部長に伺います。

現在、補聴器購入に対する美濃市の公的助成制度はどのような内容なのか、お尋ねをいたします。

- 〇議長(古田 豊君) 民生部長 篠田博史君。
- **○民生部長(福祉事務所長)(篠田博史君)** おはようございます。

認知症リスクを高める難聴対策についての御質問の1点目、現在の補聴器購入に対する市 の公的助成制度についてお答えします。

現在の助成制度は、障害者総合支援法に基づくものと、市の難聴児補聴器購入費等助成要綱に基づくものがあります。障害者総合支援法に基づく制度は、身体障害者手帳を交付された方が対象です。聴覚障がいで最も軽い6級の障がい程度は、両耳の聴力レベルが70デジベル以上、これは40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないものとされており、これ以上の障がい程度の方が、原則1割の費用負担で補聴器の支給を受けることができます。

一方、市の制度は、身体障害者手帳の交付対象ではない18歳未満で、両耳の聴力レベルが

30デシベル以上70デシベル未満の方が対象で、補聴器の購入に当たって、対象経費の3分の2の額を市と県が補助するものです。

〔7番議員挙手〕

- 〇議長(古田 豊君) 7番 古田秀文君。
- ○7番(古田秀文君) ありがとうございます。

18歳以上の方については、障害者手帳を持つ重度の難聴者以外には公的補助制度がないということであります。

では、補聴器の価格って幾らぐらいなのか。片耳当たり、おおむね5万円から15万円程度、もっと高いのもありますが、いろいろございます。これが両耳となると、倍以上となる高額であります。にもかかわらず、医療保険が適用されない。身体障がい者である高度・重度難聴の場合は1割の自己負担、中等度以下の場合は、購入後にいわゆる医療費控除を受けられますが、その対象者は本当にわずかであります。約9割は全額自己負担で購入しているのが現状であります。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができて、認知症を予防し健康寿命を延ばす。また、医療費の抑制にもつながる。この補聴器の普及促進のためには、公的補助の必要性を感じます。既に一部の自治体では、高齢者の補聴器購入に対し、補助を行っているところもあります。

そこで、補聴器の購入に対し、公的補助の拡大ができないか、民生部長の見解を伺います。 〇議長(古田 豊君) 民生部長 篠田博史君。

○民生部長(福祉事務所長)(篠田博史君) 御質問の2点目、補聴器の購入に対する公的補助の拡大についてお答えいたします。

議員が指摘されました平成29年7月の国際アルツハイマー病会議での認知症と難聴の関係に関する研究結果報告について、平成31年4月25日の参議院厚生労働委員会で、厚生労働省の考えとして、認知症と難聴が関連しているということを示唆する研究結果が報告された一方、その因果関係やメカニズム、難聴補正が認知症予防につながるかどうかにつきまして、エビデンス(医学的な根拠)というレベルまではまだ十分に確立されていない状況だと承知しております。

今、日本医療研究開発機構において、平成30年度より3カ年計画で、聴覚障がいの補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究を行っているところで、今後、本研究で良好な結果が得られました場合は、結果を周知するとともに、さらに強固なエビデンスに向けまして、それが得られるような難聴と認知症に関する研究を推進してまいりたいと示しました。

したがいまして、今後、追って研究成果やそれに基づく政策が国から示されることと存じますが、現在のところは、難聴者の補聴器使用と認知症予防の因果関係が確立されていないことから、さらなる補助の仕組みを検討する時期にはまだ至っていないということで、当面は現行制度のまま進めていきたいと考えますので、御理解いただきたいと存じます。

[7番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 7番 古田秀文君。
- **〇7番(古田秀文君)** 認知症リスクを高める難聴対策ですが、もう一つ問題があると思います。それは、いわゆる難聴者の発見であります。

高齢者のお宅に伺いますと、かなり大きな音でテレビを見ている方が多くおられます。特にひとり住まいの方は、自分が難聴であることに気がつかないことが多々あります。これは、自分の耳の状態を的確に把握できていないため、第三者から指摘を受けないとわからないからであります。難聴であることを早期発見するには、定期的に聴覚健診をすることが必要になってくると思います。

そこで、現在市の行っている健診に聴覚検査を加えて、公費の負担で受診を促すようなことができないか、民生部長の見解を伺います。

- 〇議長(古田 豊君) 民生部長 篠田博史君。
- **○民生部長(福祉事務所長)(篠田博史君)** 市の健診に聴覚検査を加えることについてお答 えいたします。

難聴は目に見えにくいものであり、周囲の人から理解されにくい面もあわせ持っており、 テレビの音が大き過ぎて一緒に見ない、同じことを繰り返し尋ねられるので面倒など、難聴 に対する理解不足のために、人間関係にも影響を及ぼす場合があります。

議員御指摘の自分が難聴であることに気づかない方に対しましては、聴覚検査を促すこともあるかとは存じますが、健診の受診率を高める努力をしてはおりますが、なかなか向上していないこともあり、対応としては、健診項目に聴覚検査を加えることよりも、気づいた周りの方がお声がけして、耳鼻科受診を本人に促すことが効果的であると思われます。今後も、シニアクラブや民生委員、地域の会合などの機会を通じて、周囲の方の難聴に対する理解と、御本人の早期受診につなげるよう啓発してまいります。

[7番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 7番 古田秀文君。
- ○7番(古田秀文君) 御答弁ありがとうございます。

難聴対策について要望を述べさせていただきますので、よろしくお願いします。

慶應義塾大学医学部耳鼻咽喉科教授の小川医師は、現在、国内には介入が必要な難聴者が 約900万人いると考えられるとおっしゃってみえます。また、この聞こえの低下が、認知機 能の低下につながる原因として、小川教授は次のように話されています。

人にとっては、聴覚情報の中でも特に言語情報が多く、言葉が耳から入ると、頭の中では 常に思考と情動による反応が起こります。単に音としての刺激だけでなく、入ってきた言葉、 情報に対してどう対応するか考えたり、その言葉によって喜んだり、悲しんだり、怒ったり、 そうやって脳が働くことで認知機能が維持されているのです。

聞こえが悪くなり、外からの情報が入らないと、考えたり感じたりすることが減ります。 他者とのコミュニケーションや活動が減ることにもつながります。例えば誰かが話しかけた ときに、聞こえずに返答しないと、話しかけた人は無視されたと感じて気分を害するかもし れません。そういうことが続くと、社会や家族の中で孤立し、会話をしない、外出しないなど、コミュニケーションや活動が減っていきます。それにより、認知機能の低下につながることも考えられます。脳の機能は使うほど活性化し、使わなければ衰えていくというお話でありました。

先ほどの図で示しました下の部分にも、先ほど難聴低下1.9倍とありましたが、更年期のところの鬱の部分でも1.9倍なんですね。これは、難聴と鬱というのは結びついていく、かなり大きな原因になっているということを僕は数字であらわしているのではないかなあと思います。

今、民生部長から答弁いただきましたように、確かに難聴と認知症の因果関係を証明していくということは大変難しいです。しかし、今後間違いなくふえていく認知症に対して、予防対策として、いわゆる補聴器購入に対しての公的補助だとか、早期発見・早期治療のための健診項目導入、ぜひ前向きに検討していただきたいということを要望して、今回この質問を終わりたいと思います。

次に、質問の2つ目、認知症事故救済制度についてお伺いをいたします。

認知症の人が安心して暮らせるまちづくりを目指して、ことし9月、美濃市徘回高齢者等 見守り事業がスタートしました。この事業は、見守りシールというQRコードがついたシー ルを、認知症などで行方不明になる可能性がある高齢者の衣服等につけていただいて、発見 時の速やかな身元確認と早期対応につなげるものであります。これによって、発見から保護、 帰宅まで安心・安全、敏速に対応できることが期待をされています。

しかし、以前よりこんな問題が社会でクローズアップされています。それは、認知症高齢者がふえる中、認知症の人が徘回中に事故を起こした際、本人や家族が多額の損害賠償を請求されるケースが起きているということであります。

皆さんも御存じかと思いますが、2007年に、愛知県大府市で認知症の高齢男性が列車には ねられ、死亡した事故があります。この事故で、JR東海は約720万円の損害賠償を遺族に 求めました。最高裁は、このケースでは遺族に賠償責任はないとした一方で、事情によって は家族も責任を負う可能性があるという指摘をしました。

例えば、個人が被害を受けた場合を考えると、賠償責任がないとなれば、何の賠償もしてもらえないということになりかねません。そんな万一のトラブルや事故の不安をどう軽減するのか。高齢者の5人に1人がなると見込まれ、誰もが当事者になり得る認知症であります。こうした中、認知症の人や家族を地域で支えて、安心して暮らせるまちにしていこうということで、民間保険を使った事故救済制度を独自に導入していく自治体がふえています。大半の自治体は、保険料の年間1人1,000円から約2,000円のお金を肩がわりし、本人の負担をゼロにしています。中には、保険料の一部を補助する自治体もあります。認知症事故への不安を抱える社会の中で、保険料を公費負担で行って、そして市民の不安を取り除くということは、今後認知症の方がふえていく中で、一つの公的サービスのあり方だと私は思います。

現在、神戸市、富山市、岡山県総社市、県内では高山市や本巣市など複数の自治体、少な

くとも39市区町村が、この保険を活用した補償制度の運用を始めています。また、来年度から運用を決めている郡上市を初め、実施に向けて検討中の自治体は数多くあり、今後さらに 実施数はふえていくと思います。これは、何より認知症の人や家族を地域で支えて、安心し て暮らせるまちにしていこうというまちづくりに対する思いがあるからだと私は思います。

そこで、当市においても、認知症の方が事故や相手にけがを負わせたりなどした場合の損害賠償を保険で賄うという制度を創設して、認知症事故賠償の公的救済の仕組みづくりに取り組むべきと思いますが、民生部長の見解を伺います。

- 〇議長(古田 豊君) 民生部長 篠田博史君。
- **○民生部長(福祉事務所長)(篠田博史君)** 認知症事故賠償の公的救済制度の導入について お答えします。

認知症事故の損害賠償については、徘回の恐れのある認知症の方を介護する御家族にとって、日常生活の中でいつ起こるかわからない大変憂慮するものでございます。この損害賠償に当たっては、民間の損害保険があり、その保険金を助成する制度を県内でも導入している自治体がありますが、平成28年12月、認知症の人による事故やトラブルの補償のあり方を検討してきた厚生労働省や国土交通省などによる連絡会議は、徘回中の認知症男性の列車事故で家族が損害賠償を求められた訴訟の最高裁判決を受けて協議し、平成26年度に発生した認知症の人が絡む29件の列車事故のうち、鉄道事業者から回答のあった13件で、事業者の損害額は最大で約120万円、また民間保険を利用したケースでは、認知症の人の加害行為で親族などが個人賠償を負ったのは、1社当たり年数件ほど、損害額は十数万円ほどで、損害額が高額になる事案が発生している事実は確認されなかったとし、公的な補償制度の創設が見送られた経緯があります。

しかしながら、万が一の場合の備えとして、一般的には、御家族の日常生活での偶然の事故で発生する人的または物的な賠償責任を保障する個人賠償責任保険の加入が考えられます。こうした保険は、民間保険の自動車保険や火災保険、クレジットカードの特約としてつけられることが多く、契約内容にもよりますが、保険料は年間数千円程度です。なお、市が保険加入の窓口になっている例もありますので、研究してまいります。

〔7番議員挙手〕

- 〇議長(古田 豊君) 7番 古田秀文君。
- ○7番(古田秀文君) 今、民生部長の答弁の中で、国の連絡会議の中身をおっしゃいました。平成26年度に発生した件数とか、13件で事業者の損害額は最大で120万円ぐらいだったとか、認知症の人の加害行為で親族などが個人賠償を負ったのは、1社当たり年数件ほどで、損害額は数十万ほどでということが言われました。

でも、だからどうのということではないと僕は思うんですね。起こってからでは遅いんですよ。ましてや、先ほど僕言いましたような、個人を対象にもし起きた場合、その損害賠償がなかった場合、まるっきり個人が被害を受けっ放しという形になるわけです。国の考え方がどうのこうのということも大切だと思いますけど、今、美濃市としてどうやって考えるか

ということが大事だと思います。

最後に、要望を述べさせていただきます。

今の答弁にも、後半の部分でありました。一般的には、個人賠償責任保険の加入が考えられるということをおっしゃいました。個人で入る場合は、まず傷害だとか、交通だとか、いわゆるそういう総合保険にまず入るわけです。総合保険に入っているその保険の中に、特約として認知症の事故、いわゆる個人賠償責任保険というのがあって、そこにあえてまた加入をしなきゃいけないというシステムに現在なっているわけなんですね、大体。こうした特約の補償項目には、ちょっと東京海上のを調べましたが、個人賠償責任以外にも、行方不明時の捜索費用だとか、交通事故傷害だとか、そういうものも全部この特約に含まれていまして、年間保険料がどーんと上がるわけなんですね。だから、なかなかこれは、個人では入るのにちょっとちゅうちょするんじゃないかなあということを思うわけです。

実は、これが例えば美濃市という自治体で入ると、本来、今言いました特約の1項目である、この私が言います個人賠償責任保険だけに入ることができるんですよ。これは、自治体だから入ることができるんです。保険会社はそういう窓口をつくっているわけですね。ですから、ここが僕はポイントだと思うんですね。これを利用して他市が進めているということであります。

ことし6月、岐阜県本巣市は、30人分の予算を計上してスタートしています。既に、現在34人が加入しているというお話を聞きました。また、郡上市においても、30人分の予算を来年度計上してスタートするということであります。どちらも聞きますと、年間保険料が1人1,780円なんですね。この1,780円で、個人賠償責任1億円の契約がとれるわけです。例えば加入が30人としても、5万3,400円の年間予算で、いわゆる市民の安心が担保できるわけです。答弁では、まずこの取り組みを研究するということでしたが、認知症はもはや個人の問題ではないと私は思います。この今を生きている全ての人が関係者であって、だからこそみんなで支えていかなければいけないと思います。認知症の人や家族を地域で支えて、安心して暮らせるまちにしていけるよう、導入に向けてぜひ検討していただくことを要望いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、質問の3つ目、町並みギャラリー山田家住宅について、産業振興部長にお伺いを いたします。

町並みギャラリー山田家住宅とは、うだつの上がる町並みに、江戸時代に建てられた町医者の家を改修したギャラリーで、美濃市が当家の山田様よりお借りして、平成11年より、無料で見学できる施設、町並みギャラリーとしてオープンをしています。このギャラリー内では、美濃和紙の特性を生かした作品が多く展示されており、観光客の目を楽しませて喜ばれています。

トリップアドバイザーの旅行者の評価では、4.0で「非常によい」という評価となっており、投稿された口コミ、ちょっと2つばかり紹介しますが、2017年2月、名古屋市の方です。「無料で入れました。中には、季節柄、おひな様が床に並んでいました。家の真ん中の天井

に窓があり、すごいと言っていたら、ここは昔診療所で、ここから光を入れて診察していた んだよと教えてもらいました。畳の個室では貼り絵体験をしていました。雰囲気があり、な かなかよかったです」。

また、2017年11月、兵庫県から見えた方。「無料で入れます。季節柄、和紙でつくった紅葉やススキの大きなアート作品が展示されていました。作品に触れることは禁止されていますが、間近で見て、写真を撮ることができます。ほかにも幾つかお花の作品がありました。どれも美しく、和紙のすばらしさを実感しました」と、このような投稿がネットで紹介をされています。うだつの上がる町並みで、美濃和紙を使ったすばらしい作品が目の前で見られて、体験もできる、このような施設は観光客にとって喜ばれるところだと思います。

そこで、まず過去5年間、このギャラリーの入館者数の推移はどのようであったのか、お 伺いをいたします。

- 〇議長(古田 豊君) 産業振興部長 成瀬孝子君。
- **○産業振興部長(成瀬孝子君)** 皆さん、おはようございます。

町並みギャラリー山田家住宅の活用についての1点目、過去5年間の入館者数はどのよう かについてお答えいたします。

町並みギャラリーの過去5年間の入館者数は、平成26年度1万343人、平成27年度1万1,115人、平成28年度8,831人、平成29年度9,200人、平成30年度8,347人となっております。

[7番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 7番 古田秀文君。
- **〇7番(古田秀文君)** ありがとうございます。

この施設の運営は、ことし4月まで、和紙手芸サークルとちぎり絵サークルさんが、一月ごとの交代で、休館日の火曜日以外ほぼ毎日行っておりまして、季節に合わせての作品展示とか、ちぎり絵、和紙手芸の体験コーナーを設けて、観光客に美濃和紙を使った作品づくりを楽しんでもらったり、和紙の説明をするなど、訪れた方のおもてなしをしておられました。しかし、4月から和紙手芸サークルさんがこの運営から手を引かれました。現在、ちぎり絵サークルさんのみで運営・管理を行っているということで、そのために、要は1カ月置きの運営となって、ここ半年、約半分は閉まっている状況が続いているわけであります。

そこで、今後、この町並みギャラリー山田家住宅の運営や活用方法はどのように考えているのか、産業振興部長にお伺いをいたします。

- 〇議長(古田 豊君) 産業振興部長 成瀬孝子君。
- **○産業振興部長(成瀬孝子君)** 2点目の、今後の運営や活用方法はどのように考えているのかについてお答えいたします。

山田家住宅は、市の条例により、市の文化や伝統を育み、市街地の活性化を図るために、 美濃市町並みギャラリーとして設置しております。なお、土地及び建物につきましては、所 有者である東京都在住の山田さんと使用貸借契約を結び、無償でお借りしております。原則 として、第三者への転貸し、使用貸借権の第三者への譲渡、本物件上に建物など工作物の設 置や模様がえなどを禁止しております。したがいまして、このような条件で契約を結んでいますので、市としましては、今後も、ちぎり絵サークルを初めとした文化活動グループなどに広く活用をお願いしていきたいと考えております。

さらに、来年は東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されることとなっており、 さらなる美濃和紙のPR及び情報発信のために、ちぎり絵サークルなどと協議しながら、和 紙に関連した体験の充実を図るとともに、入り口がわかりにくいとのお話もございますので、 案内看板を設置するなど検討していきたいと考えております。

[7番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 7番 古田秀文君。
- **〇7番(古田秀文君)** この件に関しても少し要望を述べさせていただきますので、お願いいたします。

最初の質問で入館者数を聞きました。年間、昨年ですと約8,300人、あけている日が300日として、1日平均30人弱ということで、もちろん季節とか曜日もありますが、無料であるにもかかわらず、ちょっと訪れる方が少ない状況だなあということを感じます。

10月に総務産業建設常任委員会で視察をしてまいりました徳島県美馬市では、通過型観光から滞在型観光に転換していこうということで、うだつのある町並みにある工房を指定管理として、各種体験を通じて観光客の滞在時間の延長を図っておられました。

答弁でもありましたが、この施設は、原則第三者へ貸すことを禁止しているということであります。今後、この施設をより有効活用していくためには、ボランティアによる管理からNPOなどへの管理委託を考えていく必要性があるのではないかなあと感じます。

同時に、現在お願いしているちぎり絵さんも、やっぱり聞きますと、皆さん高齢化をされています。そして、ボランティアであそこの留守番をしているわけなんですが、本当に毎日2人の方を基本に、あそこで1日いていただくという当番を決めていくのも、だんだん大変になってきたというお話も伺っております。目の字にあるせっかくの施設であります。所有者の山田様との話し合いを通じて、市長も言っておられる体験型の観光やさまざまな企画ができる施設の一つとして、ぜひ有効に活用していただけるよう、取り組んでいただきますよう要望をお願いします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

ロケツーリズム活用を含めた今後の観光戦略について、市長にお伺いをいたします。

訪日客4,000万人を目指す、観光庁が推進するテーマ別観光の一つとして採択されていますこのロケツーリズムが話題を呼んでいます。映画やドラマのロケ地やアニメの舞台には、国内外から多くの観光客が訪れています。そのブームを受けて、全国各地でロケ誘致による観光促進がますます活発化し、ロケツーリズム協議会を初め、各地の自治体で関連した取り組みが多く見受けられるようになりました。

一昨年、「君の名は。」の舞台として話題となり、観光客が前年比28倍にもはね上がった 岐阜県飛騨市、都竹市長みずからおもてなし体制を整えたことで、外国人観光客も増加し、 瞬く間にインバウンドの成功事例となりました。

そこで、アニメや映画のロケを誘致し、地域振興につなげる手法を共有しようと、飛騨市の都竹市長が岐阜市の柴橋市長、大垣市の小川市長とともにぎふロケツーリズム協議会の設立を提案したと。県内全ての市町村に声をかけたところ、12市4町が賛同し、ことしの8月30日にぎふロケツーリズム協議会が発足しました。配付の資料は、協議会設立総会時における会長の飛騨市長のコメントとあわせて、参加自治体をこの岐阜県地図にちょっと緑色を入れて落としたものでありますので、参考にしてください。

この協議会は、アニメ映画「君の名は。」、またNHK連続テレビ小説「半分、青い。」、 来年から始まるNHK大河ドラマ「麒麟がくる」など、岐阜県が映像作品のロケ地になるケースが相次ぎ、聖地と呼ばれる地域もふえる中、自治体がロケの受け入れ時点から宿泊先の確保などにかかわり、作品が完成した後も、市町のPR活動に継続的に活用することが狙いであります。これは、無償で撮影の支援をする従来ありましたフィルムコミッションではなくて、有償でサービスを提供するロケツーリズム協議会として立ち上げたわけであります。

この協議会では、各自治体が官民一体の受け入れ組織をつくって、作品のシーン写真を活用したロケ地のマップや看板を作成するためのノウハウを身につけることを目指して、将来的には参加自治体が連携して撮影や宿泊施設の受け入れを行うほか、県単体でのロケ誘致商談会の開催、広域ロケ地マップの作成も構想しています。放映後もアピールに活用できる仕組みをつくることで、地域振興につなげていこうという考えであります。

そこで、市長にお伺いをいたします。

歴史的町並みを抱えて、観光地としても頑張っている美濃市、過去にはテレビドラマや映画の撮影も行われました。自然、文化、歴史など、すばらしい地の利を持つ美濃市として、なぜこの協議会に参加しなかったのか、市長の見解を伺います。

- 〇議長(古田 豊君) 市長 武藤鉄弘君。
- 〇市長(武藤鉄弘君) 皆さん、おはようございます。

ロケツーリズムの活用を含めた1点目につきましての、なぜ協議会に参加しなかったのか ということについてのお答えをさせていただきます。

ロケツーリズムというのは、映画やドラマなどのロケ地を訪ね、風景や食を堪能し、その 地域のファンをふやすことを目的にした観光振興の取り組みであります。

したがいまして、受け入れ窓口を設置し、市内のロケ候補地の選定を行い、制作会社などに情報を提供することでロケ地の誘致を図ると、こういうことが必要でございます。ロケ地に選ばれた場合には、制作者側の撮影スケジュールを把握するとともに、スタッフの人員などを確認した上で、撮影時の宿泊や食事の手配、エキストラの確保、ロケ地における地元との調整、撮影場所によっては道路あるいは河川など使用の許可の手続、警察署との協議と、こういったロケに関係する各種の業務が発生することになります。

したがいまして、ロケツーリズムを行うためには、あらかじめ複数の専任の職員を配置し、 取り組みをしなければなりません。しかしながら、当市の現状において考えますと、人材、 財源を含めまして、対応が困難ではないかということで、今回は協議会の参加を見合わせた ところでございます。

なお、過去には市内が撮影場所になったこともございますが、例えば、田中麗奈さんが主演されましたNHKドラマ「愛おしくて」では、洲原神社やうだつの町並みが放映されました。また、泉ピン子さん主演のTBSドラマでは、「おふくろ先生の診療日記」が放映されましたけれども、これは美濃和紙の里会館が舞台となりました。また、佐藤浩市さんが主演をされましたTBSのドラマである「リーダーズ」では、うだつの町並みがロケ地となりました。放映後、これによりまして観光客がふえたという実感は、私は持っていないところでございます。それよりは、出川哲朗さんやウド鈴木さん、やしろ優さん、最近では、渡辺直美さんなどが市内の観光スポットを回ったり、とんちゃんや米粉パン、殿様料理などの食事の場面がテレビで放映されますと、またあるいはことし4月の花みこしのように、事前にメーテレで放映されました。こういったことによって多くの方々が本市を訪れていただいたことは記憶に新しいと思っております。このように、情報番組に取り上げられたほうが、市としましては大変誘客に効果があったというふうに考えています。

したがいまして、今後もこういった情報番組を中心に、さまざまな地域の魅力を効果的に 発信し、メディアに取り上げていただけるよう誘客に努めてまいりたいと考えております。

[7番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 7番 古田秀文君。
- **〇7番(古田秀文君)** 平成27年をピークにして、当市を訪れる観光客は、ある意味減少の一 途をたどっているような感じがします。

本美濃紙が世界遺産になって、美濃市を世間に大きくPRできたときとは違って、今や和紙やうだつで観光客をふやしていくことは、なかなか厳しい状況になってきているのではないかなあと思います。現在、宿泊施設もできて、お店も少しずつふえています。そんな今こそ、新たな観光資源を掘り起こして、新規の観光PRにチャレンジしていくことが求められているのではないでしょうか。

そこで伺います。

このロケツーリズム、市単独で行うことはなかなか難しい中、このような協議会ができて、 16の市町の参加自治体が相互に補完し連携することによって、より大きなメリットがある観 光施策だと思います。この意義ある事業に対し、今後の対応はどのようか、市長の見解と、 また新たな観光資源の掘り起こしについてどのような見解をお持ちなのか、伺いたいと思い ます。

- 〇議長(古田 豊君) 市長 武藤鉄弘君。
- ○市長(武藤鉄弘君) ロケツーリズムに関連します2点目としまして、新たな観光資源の掘り起こしと、今後の協議会に対しての対応についてということでございますが、ロケツーリズムに対しての考え方は先ほど述べたとおりでございますので、そういった現在のところ、これに入ってやれるような状況にはないというふうに考えております。

なお、市の観光資源につきましては、長良川や板取川、瓢ヶ岳などの自然、洲原神社や大 矢田神社のもみじ、小倉公園の桜などを初め多くの観光資源があり、情報発信をしてまいり ましたが、本美濃紙がユネスコに登録されて以来、美濃和紙を中心に国内外に向けて発信を 強化したところでございます。

さらに、ことしは美濃手すき和紙が東京オリンピック・パラリンピックの表彰状に採用されたこともあり、美濃和紙を核にして、さらなる世界に向けた発信に努力をしてまいりたいと考えております。

先ほど申し上げました資源以外にありましても、地域の皆さんが頑張っておられるものも多数あると考えております。例えば、洲原地区の皆さんが取り組んでおられる洲原ひまわりの里は、今では1万人を超すイベントとなっております。あと長瀬地区では、助右衛門サのもみじライトアップ実行委員会が6年間続けられておりまして、これも大変多くの方々がお見えになっております。さらには、神洞川や反洞川では、蛍の里なども取り組んでみえます。こういった小さなものでございますけれども、こういったものも美濃市の重要な観光資源というふうに考えております。

最近はSNSで行われまして、何が観光資源になるのかというのは、これだあれだとこちらが決めてもなかなか難しいものがありますので、多くの市民の方々が、これがすばらしいといったことを、ぜひそういったことで発信していただければいいかなあと思っておりますが、私も市内のことを全て把握しておるわけではございませんので、皆様方にも積極的にかかわっていただき、新しい資源として取り組んでいただければありがたいと。そういった場合には、市としても十二分な支援をしてまいりたいと考えております。

[7番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 7番 古田秀文君。
- **〇7番(古田秀文君)** ありがとうございます。

最後に、要望を述べて終わりたいと思います。

先ほどの答弁で、参加を見合わせた理由は、人材と財源の問題を指摘されました。確かに、ロケ隊を受け入れるにはどちらも必要になってきます。財源に関しては、先ほど言いましたフィルムコミッションとは違って、ある程度有償でサービスを提供することもできますが、確かにこちらの受け入れ側の専任職員の必要性は私も感じます。

ロケの受け入れでは、制作者側と、いわゆるこちら側との信頼関係というものを構築することから始まりますので、担当職員がいかに向こう側の要望を受け入れて、地元との橋渡し役や調整役を担ってくれるというところからスタートするというのはよくわかります。そういったスキルは、担当職員による地域との信頼関係の上に成立する場合があるので、担当者が短期で変わったりとかということがあると、ロケを受け入れるノウハウは引き継ぐことができても、地域との信頼関係の上に構築されるスキルは引き継ぐことができない。だから、制作者側との信頼関係に支障が出る可能性がある、そういったリスクは当然考えられるわけであります。受け入れ側の体制づくりの必要性が重要なのも大変理解できます。しかし、こ

のロケツーリズムの意義は、景勝・名勝等をめぐる従来型の観光とは違って、これまで観光 という面でスポットが当たっていなかった地域や場所にも、新たにスポットを当てることが できるということであります。

先ほども、市長、いろいろ多くの観光資源のお話をされました。例えば、図書館通に言わせると、美濃の小倉公園の図書館というのは、自然の中にたたずむ大変貴重な存在だというお話を聞いたこともあります。また、小動物のいる小倉公園、川沿いにひっそりと立つ港町の灯台、片知渓谷の自然、また川と社のコントラストがすばらしく歴史を感じさせてくれる洲原神社のたたずまい、クラシカルな雰囲気を醸し出す立花の発電所など、まだまだ多くのすばらしいスポットがあります。しかし、そのスポットに光を当てて観光資源にしていくのは、また大変な労力と時間がかかるのではないかと思います。

そこで、このロケツーリズムを活用するということは、そのロケ地が観光資源であるため、ロケを誘致するたびに新たな観光資源が生まれて、新たな層の観光客を得ることができるということだと思います。若者の旅行離れが進んでいると言われる中、映画やドラマ、アニメは若者向けのものが多く、そのロケ地やテーマとなったまちをめぐってみたいという若者もターゲットにすることができます。また、地域の方がこのロケを受け入れていくことに対して誇りを持てば、みずからがロケ地域であることをPRしたり、このロケ地グルメの創作等を行うようになったりもします。ロケを受け入れることに誇りを持つことは、ロケがより身近なものになり、自分事にできるため、みずからが行動を起こす起爆剤にもなると私は思います。これがロケ地の行楽度を向上させることにつながり、このように、ロケツーリズムはロケの誘致から観光振興、さらには地域振興につながるものだと思いますので、ぜひ今後の協議会の動きを見ながら、参加の可能性を探っていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(古田 豊君) これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長(古田 豊君) ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 辻文男君より、一般質問に先立ち、資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

それでは、9番 辻文男君。

〇9番(辻 文男君) 皆さん、こんにちは。

私は、発言通告に従いまして、一般質問2点、9月議会の会期中に実施された市長の海外 出張について、それと、美濃市吉川土地区画整理事業についての2点につきまして、一問一 答にて行います。

最初の質問は、9月議会の会期中に実施された市長の海外出張について質問いたします。 武藤美濃市長は、さきの9月定例会の会期中である9月11日から15日までの4泊5日の日 程で、オーストラリア・シドニーのほうへ海外出張されました。この情報につきまして、岐阜県のホームページにおける知事海外出張報告の報道資料によりますと、これは、岐阜県が本県の魅力、観光、食、物を岐阜県ブランドとして一体的にPRをして、海外からの観光客の誘客、あるいは県産品の市場開拓・販路拡大を図る、こういったことをするために飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクトの一環として、昨年牛肉輸入が解禁となったオーストラリアにおいて、初めて清流の国ぎふの観光、食、物を三位一体でPRする、こういうことのために知事が9月10日からオーストラリアを訪問された出張であり、これに私どもの市議会議長の古田議長とともに同行された出張でございます。

もともと市長や議員が海外出張するということに関しては市民の関心が高い、こういう現状があります。国内における他市の事例を見ても、市長や議員が海外出張をするときには批判的な意見が聞かれることが多くあり、その要因の一つには、こうした出張の必要性をきちんと説明されておらず、観光目的というような形に思われている現状があると考えられます。まして今回の市長の海外出張は、9月の定例会の会期中であることから、特にそうした説明責任を果たす必要があって、議会の全員協議会の中で、議員にだけはちゃんと説明をすればよいんだというような問題ではない、こんなふうに考えております。そのためにも、必要な経費を補正予算として計上し、議決という方法をもって議会の了解を得るべき、こういうものではなかったのかと思っております。

今回の市長の海外出張につきましては、議長も同行して出張しておりますので、私ども議会にとっても説明責任が求められているということから、市長、議会の双方で、今後一層の適正さを期すということが必要であって、議会としてもこれを考えるように、私もこれから取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

そこで最初の質問でございますが、市長は海外出張を執行部で意思決定をした段階で、必要な予算を補正計上して、必要性を説明して議決を得る、こういうプロセスを経ることがトップとしての説明責任を果たすことになるというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。武藤市長に答弁を求めます。

- 〇議長(古田 豊君) 市長 武藤鉄弘君。
- **〇市長(武藤鉄弘君)** 議会開会中に行ってまいりました海外出張についてのトップとしての 責任ということについての考え方について、お答えをさせていただきたいと思います。

今回参りましたのは、まずは手すき和紙技術がユネスコ無形文化遺産に登録されたということを契機としまして、県と市はさらなる美濃和紙の知名度の向上、美濃和紙のブランド化、手すき和紙技術の伝承並びに観光誘客の促進を初め、美濃和紙の活性化ということに向けまして、さまざまな取り組みを進めてきております。

また、県は、従来から飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクトというものを推進しておりまして、海外でのプロモーションを行ってきております。ユネスコ登録を契機としまして、 美濃和紙が多く取り上げられ、当市としましては大変に力強く、ありがたいと思っています。 したがいまして、私もこのプロジェクトに参加をし、美濃和紙のPRを直接行い、こうい ったことをやっておりますが、平成27年にはロンドン、パリ、28年にはニューヨーク、29年には再度パリ、ことしはシドニーということで出張させていただきました。大変多くの皆様に和紙のすばらしさというものを感じていただきましたし、地域によっては非常に好評に捉えられたところもあります。

例えば、ニューヨークではちぎり絵教室を開催しました。35ドルでやりましたけれども、申し込みと同時に定員いっぱいになったと、こんなふうでございまして、大変多くの方々に美濃和紙のすばらしさというものを感じていただきました。残念ながら、こうした事業を市が単独で行うとなりますと、先ほども答えましたけど、人的な面、また財政面におきましても、はっきり申し上げまして、できません。県がこういったプロジェクトを推進いただけるということで大変ありがたく思っていますので、県がどのような企画を行うかというものを見きわめた上で、出張するかしないかということについての判断をするものと考えています。何か私が海外へ行くと、観光ということで先ほど言われましたけれども、本当に観光かどうかということを見ていただくためにも、議会にお願いをしていただいています。

例えば、ことし4泊5日というふうに先ほど言われましたけれども、実は2泊は機内泊です。ここで5時まで仕事をして、それから東京へ向かい、夜の10時の便でシドニーへ向かい、朝の10時に着いて、それから仕事をして、そして帰りは、また5時まで仕事をして、夜の便でこちらへ向かい、朝5時に羽田へ着いて、その日の敬老会に出ると。こういったことで、実質平日の日で休んだのは1日のみでございまして、できるだけ市内の事業、行事に迷惑をかけないようにということでやってきております。議長にもお聞きいただければ間違いないというふうに思いますが、そういったことでありました。

特にシドニーにつきましては、東京オリンピック・パラリンピックの表彰状に採用されたということを契機として、オーストラリアでもその話題を出しながらPRしたいということが急遽県のほうで決定されましたので、そうであれば、当然のごとく我々も行って、このことをPRすべきだということでありました。

議長さんにも同行をお願いしましたのは、過去にもいただいておりますけれども、まずは 百聞は一見にしかずということで、美濃和紙が海外でどのように発信をされ、どのように理 解をされ、また県が進める海外戦略がどのようなものかということも現場で見ていただき、 今後の事業の推進に当たり、いろいろ御助言いただければと、こんな思いでやったところで ございます。

今回の出張におきましては、まずは議会の全員協議会で御説明をし、議員の皆様に御理解いただいたというふうに考えております。なお、今回の海外出張では、観光セミナーの開催ということで、美濃市の、先ほど言いましたように、いろいろな地域を発信しましたし、食では飛騨牛と長良川のアユということをテーマとして発信してまいりましたし、地場産品のPRでは美濃和紙、関の刃物、こういったものを中心としてやってまいりました。また、アンテナショップでは、美濃和紙製品が多く販売の商品として依頼されておりました。または、本市とかかわりの深い芸術家でありますステファニーさんにお会いをしまして、本市の行う

和紙芸術、こういったものへの参加についても協力を得ると、こんな面談も行ってまいりました。今後も、美濃和紙を核とした海外誘客や美濃和紙の需要拡大につながる場合には積極的に参加をし、情報発信をしてまいりたいと考えております。

[9番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- ○9番(辻 文男君) 今、市長答弁いただいたんですけれども、僕は遊びに行ったとか、海外観光とか、そういうニュアンスでは申しておりませんので、そこだけちょっと誤解を解いていただきたいと思います。ただ、世間一般ではそういうふうに思われているので、ちゃんとした説明責任を果たしてもらったほうがいいんじゃないですかということが今回の質問の趣旨ですので、そこら辺は御理解いただきたいと思います。

ちょっと再質問になりますけれども、最初に必要性を説明し、議決を得るというプロセスを経ることが、トップとしての説明責任を果たすことになるんじゃないかということ。それから、その中で答えますよというけれども、その部分については、全員協議会で説明したことで議員の理解を得たものというふうに考えていると、こういうふうな答弁をいただいたんですが、しかし、その前段に当たる出張を執行部で意思決定した段階で必要な予算を計上しということ、あるいは議決を得るということ、こういったことについては特には触れられていなかったように思いますので、その点について、もう一度どういうふうに考えているのかということをお尋ねします。お願いします。

- 〇議長(古田 豊君) 市長 武藤鉄弘君。
- ○市長(武藤鉄弘君) 予算につきましては、特になかったものを使ったということではありませんで、従来から当初予算で計上しておりました美濃和紙の推進という中の予算で行っておりますので、何となくごまかして行ったかと、そんなことは決してございませんので、議決された予算の中で、それに合った業務を行ってきたということでございまして、仮に、いろんなときに、これは知らなかったから補正予算を出せというと、何回議会を急遽開いて、そんなことは行政上、業務上不可能でございまして、我々としては、使った後に皆様方からいろんな批判が出れば、それに対して真摯に答えていくということが重要かと思っていますけれども、決してどこかにあったお金を使って行ったとか、そういうことではありませんし、当然今回の出張の目的に合った費用の中で工面をしながら行ったということでございますので、あえて決定と同時に必ず補正予算を組んでと、こういうことではないと思っていますし、先ほど言いましたように、その経緯につきましては十分お話をさせていただきました。そんな中で実施をしていますので、これについては、説明責任というのは十分に果たしているというふうに考えております。

[9番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- **〇9番(辻 文男君)** 今、市長がおっしゃるとおりでございます。

ただ、美濃和紙推進課の予算に計上されているよということなんですけれども、私もこう

いう質問をする以上は、そういった経費がどこで計上されているのかなというのも調べてみました。実際、美濃和紙推進課のところの旅費等を見てみますと、普通旅費が90万5,000円と特別旅費が25万8,000円、両方合わせて116万3,000円という予算が計上されておりまして、私どもも議会でこれを承認しております。ですから、その件についてどうこうということはありませんが、ただ、全協の説明においても、ここに全協の説明の案内も持ってきているんですけど、このときは、8月22日に全員協議会があったんですが、協議事項は、1番、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会表彰状への美濃手すき和紙の採用について、これが協議事項ということで上げられていました。その後は、その他でございました。私たちはそういうことを事前に何も知らずに、その協議会へ行って、話を聞いて、これで議長のほうから協議を終わりますと。その他のときに、市長のほうからオーストラリア、岐阜県の三位一体レセプションへ参加しますよということで知事から話があったこと、それから今言ったようないろんな部分で、議会中であるけれども行かざるを得んというか、断り切れんとか、そういう話も含めながら、行くという経緯をお聞きしております。

市長言われるように、説明責任という部分であるならば、やっぱりこのことも全員協議会のところの議題の一つとして上げてやるということがあれば、僕たちも、市民の皆さんから聞かれてもちゃんとした説明もできると思っています。また、逆に9月議会の記者発表資料の中にも、このことについては一言も触れられていませんでした。それだけのちゃんとした根拠があったり、予算的にも問題がなければ、本来はこれもやっぱり書いてもらえば、国外も含めてアピールになるとするならば、そういったことをやっぱりきちっと整合をとれたことをやってもらうことが、本当の意味で私たちも議会として承認もしてやれると、こういう話になるんじゃないかというふうに思っております。

いろんな部分で、私たちの議会も悪いんです。予算委員会のときに、この特別旅費は何ですかというようなことをきちっと聞いて、行くか行かんかわからんけど、そういう海外出張のための一応旅費もここにキープしてありますというようなことをお聞きしておれば、今回それを使って行かれるんだなということはよくわかるんですけど、そのあたりの私たちの勉強不足、研究不足というところもありますので、これは特に、今回僕は行くことが悪いと言っているわけではないんです。こうやって行かれたという話が出てくると、市民の人がどうなんやという話になったときに、いや、実はこうこうこういうふうで予算もあって、議会でもちゃんと承認しておるんですよということを説明できる形をとるがためには、これからやっぱり市長にもそういうことを気をつけていただきたいと、こういうことをお願いするというのが趣旨だと思いますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

このことを言い合ってもしようがない話ですので、今私のちょっときつい言い方になった かもわかりませんけど、この質問の趣旨の一つは理解していただけたんじゃないかなという ふうに思っておりますので、次の2つ目の質問。

こういう今回のように海外出張ということになると、当然市長さん不在、あるいは議長不 在のときに、その職務の代理についてはどうなんだということが議題になってきます。これ は自治法の152条、特に市長さんの場合は、152条のほうで市長不在時における職務代理ということも規定されております。また、議会についても106条について、やっぱりそれぞれいないときには、副市長、副議長がこれを代理として行うというようなことは書いてあります。ただ、2日でも3日でも、連絡がとれるところでも必ず職務代理を置くというふうにこの規定を守るのか、それともそのあたりはどうなのかという代理の置き方について、ちょっとどういうふうに考えてみえるのかというのを聞きたいと思っています。

兵庫県丹波市の場合の例をとりますと、ここでは市長の海外出張における職務代理という ことについて明確にするような規定が設けられています。

ちょっと御紹介しますと、この規定では、地方自治法第152条第1項に基づく丹波市長の職務の代理については、長みずからその職務権限につき意思決定権を事実上有し、かつ職員を指揮監督し得るか否かによって判断するものであり、市長の海外への出張期間中は、訪問先国内の社会情勢、通信状況等を考慮し、通信等が著しく困難と認められる場合のほかは、原則として職務代理者を置かないものとするというようなことが規定で設けられています。これは実に明快であって、連絡を取り合って、市長に決裁のお伺いを立てることができるんだよと。ただし、そういったことができない場合には、改めて職務代理を定めると。それは行く前に、今回は副市長が代理者として行うんだよとか、今回は治安もいいし、そういった情報網もしっかりしているので、直接電話をもらえば夜中でも対応ができるから代理は置かないよと、こういうようなことをやっぱり明確にしておくといいのかなあと、こんなふうなこともちょっとありましたので、この機会に、そのことについてちょっと聞いてみたいということで、この質問にしております。

会期中に、今回のように議長と市長双方が海外出張するような場合には、市長と議長の職務代理については、双方が同じような扱いをしておれば、どちらの行動についても歩調が合うということと思いますので、そうしたほうがいいんじゃないかなあというふうに思いますけれども、そのあたりをどのように考えるのかということで、市長の見解をちょっと聞かせていただきたいと思います。お願いします。

- 〇議長(古田 豊君) 市長 武藤鉄弘君。
- **〇市長(武藤鉄弘君)** 市長不在時の職務代理についてどのように考えるかということでございますが、職務代理につきましては、地方自治法第152条の規定に基づきまして適切に対応してまいりたいというふうに思っています。

なお、市長と議長が同じ扱いをすることが望ましいということでございましたけれども、これは地方公共団体の長の場合は、先ほど言いましたように地方自治法の第152条と、地方公共団体の議長の場合は地方自治法の第106条に規定されておりますので、それぞれがそれぞれの規定に基づいて適切に対応すればいいかなあと、こんなふうに考えております。

[9番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- ○9番(辻 文男君) 現状の152条、それから106条を適用すれば問題ないと、こういう話だ

と思います。極端に言えば、市長が美濃市を離れたときは、職務代理は副市長であって、決裁権も副市長が行使しますよと、こういう話だと思います。議会としては、議長不在のときに、副議長である私が職務代理となるということを承知もしておりますし、士幌町へ、先般「7000人のまつり」へ出張されたときもそうでしたし、9月議会のシドニーへの海外出張されたときもそうですが、私はそのことも踏まえながら、一般質問の発言通告も出していましたけど、一応それも取り下げて、事ある場合には議長代理としての職を果たすべきということで、自分なりの対応をしてきたつもりであります。

当然、執行部のほうも公表はしていないとは思いますけど、そういった話が当然されておられまして、どうだったのかということが決められたというふうには思っております。今、市長は、これからも美濃和紙を核にして、そういう海外誘客とか、需要拡大、こういったことも含めて、また県のほうからとか、そういうチャンスがあれば出ていかれるということも当然あると思いますので、そういったことを私は拒否とか、そういうことじゃなくて、行くのは結構ですし、それでどんどん広げてもらえばいいとは思っています。ただ、市民の皆さんへの説明ということを踏まえていくと、こういう職務代理も含めて、やっぱりちゃんとした責任、あるいは議決というようなものもきちっとできる仕組みを、議会ともどもやっていけるといいかなというふうに思っております。

最後になりますけど、できれば議会中の海外出張を差し控えていただければ、諸問題が起きたときの対応は非常にいいと思います。ほかの機関とか、首長さんとか、県知事さんとか、国とか、いろんなそういうことの要件もありますので、一概には言えませんけれども、これからはそういったことも踏まえながら、海外出張についての決断をしていただければいいかなということをお願いして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問は、お手元のほうに資料として、こういう今の吉川土地区画整理事業の平面図、設計図というものが渡っていると思います。これについて、②③④⑤⑦というふうに赤で丸がつけてありまして、ちょっとわかりづらいところは拡大した2番と4番の表示になっております。これは質問の2番目とか、3番目とか、5番目とかというふうに対応して説明させていただきますので、参考にしながら聞いていただければ、ちょっと御理解していただけるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問、美濃市吉川土地区画整理事業についてということで、建設部参事のほうに答弁を求めます。

美濃市吉川土地区画整理事業については、美濃市とのかかわりや(仮称)市民わくわくふれあいセンター建設工事との関係について、今までも一般質問で取り上げてきました。現在は、土地区画整理事業は仮換地も終わって、一部民家の建築も始まっておる状態でございます。また、(仮称)市民わくわくふれあいセンター建設工事も既に着手され、土木工事や本体建築構造物の基礎工事等も進んでいるところです。一部の施行箇所では、この区画整理事業とわくわくふれあいセンターの建設工事がふくそうして施行されていることも見受けられ

ます。

一方、土地区画整理事業は、市から助成を受けてはおりますけれども、民間の開発事業、それから、ふれあいセンターは美濃市が発注している公共工事という区別ができると思います。そうは言いながら、土地区画整理事業の施工範囲の中には、美濃市の公有地が51%ほど、半分以上含まれておって、しかも区画整理事業の組合事務局は建設部の都市整備課に置かれておりますと。また、ふれあいセンターの建設工事も都市整備課の所管事業になっておると。2つの事業がふくそうし、その都度発生するさまざまな事柄に対して調整するには、非常に利便性にすぐれた環境にあるということは言えると思っております。

しかし、一方では、必要に迫られている現場優先の実務処理が先行していけば、明確な施工区分だとか、事務処理が適宜適切に対応されているのかと言えば、未解決なままでも、やっぱり工事優先で進んでいく状況があるんではないかなというふうに思っております。確認したわけではございませんが、私もかつてこうした建設工事に従事しているときには、こういった経験は多々ありますので、恐らくそんなことがあるだろうというふうに思っております。

そこで、今回の一般質問には、そうした双方の工事をスムーズに進捗させるために、これから質問する幾つかの確認や提案によって土地区画整理事業の施工区分をより明確にしていきたいと、こんなふうに考えております。答弁のほうをよろしくお願いしたいと思います。

なお、先ほど配りましたこの設計図は、都市整備課のほうからいただいたものですので、 現状に一番近い状況の平面図だということでございますので、より御理解のほうをお願いし たいと思います。

では、最初の質問です。

吉川土地区画整理事業の事業期間は、平成30年3月31日でありました。これが現在では令和3年3月31日ということで、市民わくわくふれあいセンター建設工事の工事期間とほぼ一緒になっているというふうに思います。このことを受けて、事業期間が変更された理由及び今後の流れはどういうふうになっているか、ここのところをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(古田 豊君) 建設部参事 島田勝美君。
- ○参事兼都市整備課長(島田勝美君) 皆さん、こんにちは。

事業期間の変更の理由と、今後の流れはどのようかについてお答えいたします。

土地区画整理事業は、区域内の従前の土地の交換、分合等、配置のし直しにより、道路等公共施設と整形な宅地等に土地の区画の配置を行うものです。事業主体は吉川土地区画整理組合であり、市は、土地区画整理組合から事業の運営を受託し、事務局としてかかわっております。本来その内容での御質問については、土地区画整理組合へお尋ねになる案件かと思います。しかし、市から土地区画整理組合にお聞きしたところ、御質問にお答えしてもよいということでしたので、以下のとおりお答えいたします。

地権者の土地をどこに配置するのかを決めることを仮換地といいますが、この仮換地がお

くれたことと工事がおくれたことにより、事業施行期間を延伸したものです。なお、今後は、 現在の事業計画の期間中に終了できるよう事業を進めていくとのことです。

[9番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- **〇9番(辻 文男君)** どういうふうで工事が変更になったかということは、理解はしましたが、ただちょっとびっくりしたのは、吉川土地区画整理組合の許可を得ないと答弁できないと、こういうような話だったんですけど、そういう質問やったのかなあというふうに、ちょっと意外に思いました。

といいますのも、美濃市はちゃんとこの組合の構成員なわけですね。しかも、その土地を 半分以上拠出しているんだと。そういう中で、じゃあ、誰が市の代表としてその会議に出て いるんだと。事務局だけやっているだけで、誰もそういう場所に出ていないのか、そのあた りはどうなのと、本当はそういうことを今の答弁からお聞きしたいんですけど、それは多分 発言通告外だという話になると思いますので、ここではしませんけど、また担当課のほうに そこら辺はしっかり聞いていきたいと思いますので、また対応のほうをよろしくお願いしま す。

工事がおくれたことで、市民わくわくふれあいセンター建設工事の施工にいろんな支障を来している、こういうことも事実だと思います。美濃市の地権者としてのイニシアチブがしっかり発揮されて、こういった換地の問題であったり、そのあたりの調整、先ほど答弁にありましたような工事のおくれ、こういったことについては、もうちょっとイニシアチブを発揮してやっていただければ、もうちょっといい形で、本来ならば区画整理事業が完成した後にわくわくが着工できるという理想的な形になったんじゃないかなあと、その点は残念だと思います。

現実には、延伸した工事で進められているわけですけれども、わくわくふれあいセンター 建設工事の完了とともに終了できる、そういうふうに努力していただきたいと。またこれで 何かがおくれるという話になってくると、いろいろな面で支障がたくさん出てくることにな ると思いますので、そのあたりの工期厳守はお願いしたいと思います。

これからしていく質問につきましては、仮換地が行われているということを想定して、それぞれ関係する用地についての質問になります。

区画整理事業完成と同時に、速やかに道路として整備されるという土地ではありませんが、いずれは道路敷となる用地は、美濃市の公有地として仮換地されていれば、用地買収等が発生しても、すぐに提供できる状況になりますので、この区画整理事業の中では、そういったところに市有地が含まれているというのは大きなメリットだというふうに考えております。

ここで参考図の②、ここの中の拡大したところで斜線で示した部分をごらんいただくと、 ここは県道美濃・川辺線の道路拡張に供される用地に該当します。というのは、この上のほ うに少し見えますところまでは既に家屋の移転も進んだり、現在広い状態で、道路の幅には なっていないですけど、舗装がされた状態になっていると。当然、ここの部分については、 この後、美濃川辺線が拡幅されるときには、拡幅用地の対象になるということは明らかになっているわけですけれども、この用地の確保についてどうなっているのか、お聞きします。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部参事 島田勝美君。
- ○参事兼都市整備課長(島田勝美君) 県道美濃川辺線の拡幅予定に該当する用地の確保はどのようかについてお答えいたします。

県道美濃川辺線の拡幅計画はありますが、拡幅等については県の事業ですので、土地区画整理事業と県道の拡幅事業は別問題であります。本来、県道美濃川辺線の拡幅については、拡幅が事業化された時点で、県が必要な土地の確保を行うものと認識しております。なお、県道の拡幅の用地を確保しているわけではありませんが、この部分は美濃市に換地される予定となっております。

[9番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- ○9番(辻 文男君) 拡幅については県の事業だから、現在のところ市の関与はないという ふうに受け取れますけど、用地の交渉にはやっぱり市が受託あるいは協力してやるという通 例だというふうに認識しています。すぐ隣まで、先ほども言いましたように、拡幅されてい るのに、そこはやってみんとわからんとか、そうなったときに対応しますというのでは、そ れはちょっと市が担当部局になるという中では、余り納得できるような答弁ではないと思い ます。さまざまな情報を共有できる部署だからこそ、事前に一策を講じることができる、そ ういう利点を活用しないということは、一体どんな仕事をしているのかなあというふうにさ え思えてなりません。

都市計画道路段・泉町線、これは県道美濃川辺線とふくそうしているところなんですけれども、これは、美濃市の都市計画マスタープランでは道路幅員まで明記してあるんですよ。だから、少なくともここについては、計画の道路幅員までは当然市の用地として計画するというのが僕は通例じゃないかなというか、市に換地されるべきじゃないかなというふうに思っております。

だから、県道拡幅の用地を確保しているわけではないが、この部分は市に換地される予定となっているというふうな答弁ですけど、それはどういう理由で市の換地予定になっているというような答弁になったのか、そこをちょっと聞かせてください。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部参事 島田勝美君。
- ○参事兼都市整備課長(島田勝美君) 再質問のどんな理由で市の換地予定になったのかについてお答えいたします。

県道との取りつけ部分のため、交差点形態の変更にも対応できるよう、市に換地される予 定となっております。

[9番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- ○9番(辻 文男君) そういう言い方なんですかね。

取りつけ部分と交差点の形態の変更に対応するためにということなんですけど、実はこの部分については、私はかつて一般質問で、この用地をこの土地区画整理事業に入れる必要があるのかという市の土地について伺ったことがあります。そのときの答弁では、たしか県道美濃川辺線の道路拡幅を視野に入れた上で、そういうことも含めた上で入れているんですという答弁があるんですよ。だから、何で素直にその予定で換地しますと言えんのかなあと思って、そこがちょっと時の経過とともに考え方が変わっていくのかなあというのはちょっと残念やなあというか、おかしいなというふうには思いました。どっちにしても、市の用地に換地されるということは確認できましたので、それは了解ということにします。

次は、図面の③のところの斜線の位置になります。ちょうど斜めに線が入ってきて、斜線がちょっと入っているところです。

昨年の3月の定例会で市道認定されました路線に市道美濃210号線がありまして、これは 起点と終点が認定されたというだけの市道です。つまり、始点は現在の吉川町のところを走 っている市道であり、終点は今度できる区画内道路を終点とする、その中を結ぶ道路という、 たしかそんなような説明だったと思いますが、将来ここに道路が計画されるんだろうという ふうには考えられます。ここのあたりの用地の確保についてはどうなっていますか。

それと、時間が余りないので、問いを復唱しないで答えだけ言ってください。お願いします。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部参事 島田勝美君。
- ○参事兼都市整備課長(島田勝美君) お答えいたします。

現在、市道美濃210号線の土地区画整理区域内の道路用地については、確保するよう土地区画整理組合の中で協議しております。

[9番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- ○9番(辻 文男君) 確保するように協議という話なんですけど、実際現場の区画内道路を見に行きますと、その区画内道路の中の、図のちょうど③のあたりに斜線が引いてあります。なぜ、僕ここに斜線を引いたかというと、ここは側溝が入っていないんです。道路側溝がこの部分だけ抜いてありますので、だから、もうここに市道210号線を取りつけるという予定があるんではないですか。
- 〇議長(古田 豊君) 建設部参事 島田勝美君。
- ○参事兼都市整備課長(島田勝美君) お答えいたします。

市道210号線は市道として認定を議決していただいており、市の事業として進めていきますが、区画整理組合にも御協力していただいております。

[9番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- **〇9番(辻 文男君)** あくまでもまだまだ決まっていなくて、区画整理事業のほうとの協議 という答弁なんですけど、実際位置までわかるような形になっているわけですから、ぜひや

っぱりこの位置に来るんだということをしっかり協議をしていただいて、少しでも用地の確保がきちっとできるような努力をしていただきたいし、やっぱり地権者である市として、こういった公共用地を確保してほしいんですということも、しっかり組合のほうに申し出て、そういうちゃんとした主張すべきところはしっかり主張して対応をしていただきたいです。また、これは引き続き見守っていきたいというふうに思っております。

次に、参考図の4の斜線の位置についてです。

ここは、ちょうど小さいほうの丸の下のほうのところは道路ができているんですが、その 上のほうは水路だけとかという形になっているところです。 2 メーター程度の幅を有する道 路ですけれども、一応市道というような形になっていると思います。

この道路に接する土地に住宅を建てるためには、4メーター以上の市道に接しているという必要がある、そういう建築上の要件から、将来4メーター以上の道路に改良するんだという計画を持つみなし市道という位置づけであるというふうに聞いております。

しかし、今回の区画整理事業では、ここのところは拡幅の予定には入っていないところです。でも、将来的には4メーターにしたいなという意向があるというふうには聞いておりますけれども、この拡幅予定に該当する用地の確保についてはどうなっていますか。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部参事 島田勝美君。
- ○参事兼都市整備課長(島田勝美君) お答えいたします。

現存する市道等については、拡幅予定はありません。なお、(仮称)市民わくわくふれあいセンターを建築するための建築基準法第42条第2項の規定によるセットバックや、区画整理事業による換地によって一定の土地を所有しております。

[9番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- ○9番(辻 文男君) 建築基準法の第42条2項の規定による道路というのは、道路センターから2メーターの後退、そういう線を道路境界線とみなして、建物を建てるときは、それより外側に建ててくださいというルールだと思いますが、ここの場合、道路センターをとると、多分新たにまた別の民地を買収しないかんとかという懸念もあります。ですから、ここは民地をベースにして4メーター、セットバックできるようなふうにできる、これは市が用地を持っているからできることだと思いますので、その辺を視野に入れて対応をしていただきたいというふうに思っております。

こうしたことをすることによって、ここまで今②③④という3つの場所について、当然市の用地に換地すべきだということで質問もしたり、話をさせていただいたんですけど、これは結局手をつけずにおいても、将来これが民地になっていると、またここに買収費用が発生すると。それはやっぱり経済的というか、財政的にも非常に非効率なことですので、こういうところについては、絶対に市に換地をしていただくということを進めていただく対応をしていただきたいと思います。

既に換地が完了しているとの思いから、確認の意味で質問しましたけれども、協議中の案

件もあるということですので、先ほども言いましたように、ぜひとも市有地として換地をしていただけるように区画整理組合の皆さんに働きかけて、実現をしていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

次は、⑤で示している赤道1番と赤道2番について伺います。

赤道は、区画整理事業を行っても、基本的にはその機能を残すことになっていると聞いています。区画内道路だけでは、従来の利便性を確保した通行帯を担保することは困難と考えますが、この赤道への対応はどのようになっていますか。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部参事 島田勝美君。
- ○参事兼都市整備課長(島田勝美君) お答えいたします。

従来の赤道機能については、土地区画整理事業区域内の道路の中につけかえられます。

[9番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- ○9番(辻 文男君) 赤道は、基本的に廃止するには地元の同意が必要ですし、今まで自由に往来できたルートが、私有地や公有地、換地することによって私有地が公有地になるということで、しかもこれを道路にくっつけて考えるということでは、利便性、ルートが大回りになって、今まで通っておったよりも距離が長くなったり、そういうことを来す可能性があります。

ましてや、今度ここが市民わくわくふれあいセンターの用地になってくると、市の土地を 自由に横断できるのかもわかりませんけど、そういうふうにすると、赤道機能が、そこの市 の公有地の中で満たされるということなのかもわかりませんけれども、逆に言うと、フェン スを設けたりとか、門扉をつくったりすると、そういうことが今度自由に往来できなくなっ てしまうこともありますので、そういった配慮をして、赤道の機能を失わないという配慮を この中でまたやっていただきたいと思います。

これは、逆に市民わくわくふれあいセンターの用地ということで、市に換地してしまえば それまでなのかもわかりませんけど、そう言えば赤道が消えてしまいますので、赤道機能を 残すにはどうするかというあたりをきちっと考えていただきたいと思います。

それでは、6番目の質問になりますが、土地区画整理事業の区域内には法で定められた公園築造が必要とされています。公園の用地はどのように確保され、また位置とか面積はどのようになっているのか、聞かせてください。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部参事 島田勝美君。
- ○参事兼都市整備課長(島田勝美君) 公園用地は、約640平方メートルを確保しています。 また、位置については、皆様が使いやすい場所に設置するよう検討しているところでございます。

[9番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- ○9番(辻 文男君) 位置については、皆さんが使いやすい場所に設置する考えでいるとい

うことで今答弁いただきました。

しかし、この公園は、土地区画整理事業に伴う公園ですから、やっぱりまず区域内に住ま われる住民の皆さんの利用を最優先とする。そうであると同時に、区画道路に面した場所を 選定すべき、こういうふうに思いますけど、どうですか。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部参事 島田勝美君。
- ○参事兼都市整備課長(島田勝美君) お答えいたします。

場所は特定しておりませんが、皆さんが安全に御利用いただける場所を検討しております。 [9番議員挙手]

〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。

○9番(辻 文男君) 公園の位置は区画道路に面している必要があるということを考えると、市民わくわくふれあいセンターの利用形態、特に駐車場の位置と、それに伴う利用者の歩行動線、こういったところへの影響が非常に多くなると思います。だから、公園の位置によっては、その公園を横断したりだとか、公園の外周を回ったりとか、そういうことにもなるし、余り市民わくわくセンターの中につくってしまっては、これも公道に面していないとかということがありますので、その辺をとにかく利用者の歩行動線、そういったものも含めた中で、地元の区画整理事業の中で土地を買って家を建てる人の利便性も考えながら、できるだけ早急に位置を決定して、市民わくわくふれあいセンターの工事に影響が出ないようにすべきだと考えております。

既に残すということが決まっておる今の保健センターの下にある倉庫、あかりアート作品なんかが入れてある倉庫とか、ああいったものも動かさないという固定概念でやるんやなしに、ああいったことも視野に入れて、できるだけ有効に活用できるという効果的な機能発揮というものを検討して、区画整理事業へ十分配慮された位置の早期決定、こういったことを要望したいと思っております。

次に、参考図7で示されております区画道路R6-1という区画道路についてお聞かせください。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部参事 島田勝美君。
- ○参事兼都市整備課長(島田勝美君) お答えいたします。

当該道路の工事で、(仮称)市民わくわくふれあいセンターの建設事業に影響のない箇所は、平成30年度工事として、愛宕山ののり面の保護と、道路南側の側溝の設置工事を完了しております。なお、残りの工事として、道路北側の側溝の設置及び舗装を今年度と来年度に行われることとなっています。

〔9番議員挙手〕

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- **〇9番(辻 文男君)** この道路は、当然、現在ある地盤を掘り下げないと側溝も舗装もできない状況にある道路だというふうに思っております。現在は、市民わくわくふれあいセンター建設工事に伴う外構工事として、擁壁なども設置されています。

ことし7月に、市民わくわくふれあいセンター建設工事の起工式が行われたときには、まだ手つかずのような状況だというふうに思っていたんですけれども、既に南側のほうの側溝までは完成したということを今お聞きをしたところです。これは、ここらあたりが一番土地区画整理事業の仕事と市民わくわくふれあいセンターの仕事がふくそうしたり、施行範囲をしっかりしないかんところの一つだろうというふうには思っております。

それでは、8番目の質問になりますけど、吉川土地区画整理事業における減歩率はどのようになっていますか。また、市有地の減歩率についてはどうなっていますか。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部参事 島田勝美君。
- ○参事兼都市整備課長(島田勝美君) お答えいたします。

土地区画整理事業では、新しく道路等を整備するために皆さんが土地を出し合うこととなり、そのとき、個々の土地の面積が減る割合を減歩率といいます。また、個々の土地の減歩率は、土地区画整理前と整理後の土地の評価によって計算されます。

平成25年度に認可された吉川土地区画整理組合の事業計画では、土地の平均減歩率は、約33.3%の予定として進められてきています。なお、市有地の減歩率につきましては、組合の事業計画から計算すると、約5.6%となっています。

[9番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- ○9番(辻 文男君) 減歩率の計算というのは、公共減歩率と保留地減歩率を合算したものですから、それぞれの計算根拠を説明するというのは大変難しいと思います。つまり、土地の面積の大きさとか、土地の価格とか、そういったものを考慮しながら、道路、水路、調整池、そういったものに供される比例で割れる部分と、保留地をつくるために必要なお金を価値計算しながら減歩するという非常に難しい計算で減歩されますので、私たちのところでは、ちょっと早急に計算できることは難しいと思っています。

私の手元にある美濃市吉川土地区画整理組合の事業の概要、これは県の土地区画整理組合のところが出しているものなんですけど、それによると、台帳による減歩率という項目がありまして、公共減歩率3.84%、保留地減歩率12.71%、この2つを足した合算減歩率は16.55%というふうになっています。答弁いただいた平均減歩率は、33.3%というふうになっております。かなり数値が違いますので、この違いについて説明してください。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部参事 島田勝美君。
- ○参事兼都市整備課長(島田勝美君) お答えいたします。

区域全体としての合算減歩率は16.55%ですが、先ほど申し上げました平均減歩率33.3%は民有地の平均減歩率となります。

[9番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- **〇9番(辻 文男君)** 今聞いても、多分皆さんほとんどわからないと思いますけど、要は、 一部の地権者というか、その構成員の方からも、何でこんなにうちは土地が減ったんやろう

とか、そういう声もお聞きしますので、やっぱりこういった減歩率については、組合の中で しっかり説明して理解をしていただく、こういうこともやっぱり換地の進めていく大きな要素になると思いますので、ぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

最後になりますけど、この質問の冒頭でも述べてきましたが、吉川土地区画整理事業の区域内で市民わくわくふれあいセンターの建設工事が進められて、双方に関連あるいは重複する工事、先ほど着手について質問した区画道路R6-1号線の場合のちょっと例を言いましたけど、掘削のどこまでがわくわくの工事で、どこからが区画整理事業の工事なんやということがなかなかわからないと思います。

これは打ち合わせをしながら進めていくわけですけど、そのあたりを施工区分とか、当然 そこには、施工区分が分かれれば金額の増減も出てきますので、そういったことを明確にし て進めていく、これが大事だと思います。そうしてやることが、工期や工事金額の面での効 率や効果が期待できる、こんなふうに思っておりますけど、この点についてどう考えるのか、 お聞かせください。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部参事 島田勝美君。
- ○参事兼都市整備課長(島田勝美君) お答えいたします。

御指摘のとおり、関連または重複する工事は、吉川土地区画整理組合と調整しながら進めています。

[9番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 9番 辻文男君。
- ○9番(辻 文男君) 市民わくわくふれあいセンターの建設工事と吉川土地区画整理事業は、施工区分を明確にする必要があると思います。調整しながら進めることは当然ですけれども、その調整の都度、やはり図面による施工範囲、施工区分を明確にして、数量の増減、こういったものによる工事請負金額の変更、そういったものに対してちゃんとデータが共有できる、そういう打ち合わせ記録等、あるいは関係図面等をしっかりつくって、それで進めていただくことが、これからの仕事を進めていく上で非常に大事だと思いますし、それが効率のよい事業の成果が得られる、こんなふうにつながると思っております。

大変な仕事がたくさん残っていますけれども、そういった一つ一つのことを丁寧に対応することによって、ぜひ効果の上がるいい区画整理事業、あるいはそれに伴ってできる市民わくわくふれあいセンターの建設工事、そんなふうにしていただきたいということを期待しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〇議長(古田 豊君) これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。 休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

O議長(古田 豊君) ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 須田盛也君。

O2番(須田盛也君) 皆さん、こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして、美濃市・士幌町フレンドシップ交流事業について、教育長に4点お伺いいたします。

1991年(平成3年)に美濃市の小学生・中学生交流団が初めて士幌町を訪問し、美濃市と士幌町との児童・生徒の交流事業が始まりました。その後、訪問や歓迎の形式が少しずつ変わりながら、この事業が継続されてきました。私も教員としてこの事業に何度も参加させていただきました。

そこで、まず1点目の質問です。

美濃市・士幌町交流事業の訪問事業及び歓迎事業のこれまでの経緯についてはどのようか、 教育長に答弁を求めます。

- 〇議長(古田 豊君) 教育長 樋口宜直君。
- **〇教育長(樋口宜直君)** 皆さん、こんにちは。

ただいまの須田議員の御質問の1点目、士幌町との交流事業のこれまでの経緯についてお答えをいたします。

まず、訪問事業でございますが、初めて美濃市の児童・生徒が士幌町を訪問したのは平成3年です。美濃市から北海道に渡り、原野を開拓した先人の精神に学び、ふるさとを見詰め直し、みずからの生き方を見詰め直すことを目的に、ふるさとディスカバリー事業、美濃・士幌小中学生交流としてスタートをいたしました。この年は、各校の代表として小学生14名、中学生6名の合計20名が士幌町を訪れ、北海道の大規模な農業の見学や芋掘り、ホームステイ体験、最初に開拓を行った地区にあります中士幌小学校の児童との交流など、6泊7日の日程で実施をいたしました。

平成6年には、士幌町の児童との交流をさらに密にしていこうと、美濃市・士幌町小学生フレンドシップ交流事業と名を改め、小学生の代表20名が訪問をいたしました。

平成15年からは、6年生全員が参加できるようにし、この年には希望した187名の児童が 士幌町を5泊6日の日程で訪問いたしました。また、これまでの中士幌小学校に加え、士幌 小、西上音更小、下居辺小、北中音更小の5つの小学校児童との交流が始まりました。

その後、日程等を見直し、平成22年からは4泊5日に、平成28年からは3泊4日といたしました。

歓迎事業といたしましては、士幌町の児童を初めて受け入れたのは平成5年でございます。 中士幌小学校の児童18名が3泊4日の日程でこの美濃市を訪れ、2泊のホームステイ、美濃 市の児童とともに川遊びやうだつの町並みの散策、紙すき体験等を行いました。

美濃市から希望者全員が訪問するようになった平成15年には士幌町の4校から、翌16年には5校から41名の児童が美濃市を訪れました。士幌町は現在学校統合が進んでおり、今年度は2校との交流となっております。

[2番議員举手]

〇議長(古田 豊君) 2番 須田盛也君。

○2番(須田盛也君) 今、士幌町との交流が形を少しずつ変えながらも29年間という長い間継続されてきたことから、この事業が大切な市の事業であるということがとてもよく理解できています。ここまで継続できたのは、今までの多くの関係者の御尽力のおかげだと思っております。しかし、今答弁にありましたように、士幌町も児童数が減少され、学校統合が行われ、この事業の見直しが必要な時期に来ているというふうに考えております。

さて、私は昭和中学校3年生担任のときに、第3回交流事業に引率職員として参加させていただきました。当時は中学生6人、小学生14人で5グループを編成し、名古屋港から太平洋フェリーで2日間かけて北海道に着きました。当時の市長の願いは、美濃から士幌に渡った開拓団と同じ行程をたどり、開拓団の苦労を肌で感じ取ってほしい、船上で仲間づくりをしてほしい、北海道の広さを実感してほしいでした。当時は、中学3年生が小学生を指導・支援し、士幌についての事前学習を夏休みに数回開いて、フェリーの中では和紙の箸置きづくりや歌の練習、グループでの交流と多くの研修をして士幌町に向かいました。士幌では、士幌高校の寮に宿泊し、食堂で歓迎会があったことを今でも思い出します。

答弁にありましたように、その後、中学生の参加はなくなり、小学生だけの訪問事業となりました。そして、2003年(平成15年)に6年生希望者全員が訪問できる事業に変わりました。

そこで、2点目の質問です。

希望する児童全員が訪問事業に参加できるようになってからの参加率、そして事業費の推 移はどのようかお尋ねします。

- 〇議長(古田 豊君) 教育長 樋口官直君。
- ○教育長(樋口宜直君) 希望する児童が訪問事業に参加できるようになってからの参加率、 事業費についてお答えをいたします。

希望制となりました平成15年の参加率は77.6%、参加率が最も高かったのは平成17年で86.9%でした。この参加率は年によって変動はございますが、おおむね70%台が続いておりました。しかし、平成29年には参加率が62.6%、平成30年は66.1%、そして本年度は57.6%と減少しております。その理由として、スポーツのいろいろな大会や習い事などと重なったこと、ホームステイや飛行機への不安など、さまざまな事情により参加を希望しない児童がふえてきたことが上げられます。

事業費は、往路・復路の交通手段やルート、参加人数や滞在日数などの要因によって変化いたします。希望する児童全員が参加するようになった平成15年度は1,212万円、最も多くの事業費を費やしたのは平成16年度で1,320万円です。その後、参加人数が減少していること、児童の安全を確保しながら活動諸経費の節減に努めたことにより、平成21年度以降はおおむね900万円台となり、昨年度は835万円でした。

[2番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 2番 須田盛也君。
- ○2番(須田盛也君) 2003年(平成15年)に希望する6年生児童全員が訪問できるようにな

りました。当時は、市教委からの伝達の全てを6年生担任が児童や保護者に伝え、学校ごとでのこの事業に対する温度差があったことを覚えております。6年生が少ない学校は、参加率100%に近く、私は当時中有知小学校6年生担任で36名受け持っていました。しかし、参加したのは11名でした。中有知小学校は、その当時、船でしたので、船が苦手な子や、今言われたようなスポーツ少年団、習い事の関係で日程的に参加できない子が多くいたことを覚えております。

また、2007年(平成19年)には、私は下牧小学校6年生担任として引率しました。このときの下牧小学校6年生は23名中22名が参加し、参加できなかった1人の児童の配慮に心がけました。参加児童が多くても少なくても、担任は児童一人一人に配慮しなければなりません。年度により参加率に差があることは、御答弁の説明のようにいろいろな理由があることは理解できますが、最近の参加率が減ってきていることが、やはりちょっと気になっております。また、事業費の推移をお聞きすると、今まで毎年1,000万近くのとても大きな費用がかかっていることが改めてわかってきます。

さて、私は合計3回士幌訪問事業に参加させていただきました。どこまでも真っすぐな道路、どこまでも広がる畑、とても大きな農業機械、牧場で子牛の誕生を見たこと、乳牛の乳搾りを大きな機械で間近で見たこと、ナイタイ高原からの眺め、ポテトチップスの工場の見学、士幌の高校生や小学生との交流など、美濃市では体験できない本当に数多くのことを体験できた喜びというのは、子供たちにとっても、私にとっても大きな宝物であることには間違いありません。美濃市との違いも肌で感じ取り、学んできたことでしょう。毎年行われる報告会では、毎回児童・生徒代表がすばらしい成果を発表してくれて、とてもうれしく思っております。

しかし、その一方で、私が経験してきたことや耳に入ったことなどを含めると、幾つもの 出来事や問題がありました。希望者全員が参加できるようになってから、船の中で事故があ り、新潟まで保護者に迎えに来ていただいたこと、台風の影響で福井港から出港できず、急 遽新潟港に変更になってしまったこと、多くの子が船酔いでデッキにまで横にさせていたこ と、到着式時に貧血で倒れ、病院に連れていき、ホームステイできず、私の横で休ませたこ と、向こうの方との懇親会中に高熱が出て、ホームステイ先から病院に連れていってもらい、 児童を引き取りに行き、職員の部屋に泊めたこと、ホームステイ先がお年寄りの御夫婦で、 失礼な言葉をかけ、嫌な思いをさせてしまったこと、親善大使としての自覚が足りない児童 もいたことなどの問題がありました。これらは、参加児童が多いことも一つの要因ではない かと思っております。

また、答弁にありましたように、参加希望児童数の割合も減ってきており、参加人数のあり方、募集の仕方にも課題があるのではないかなあというふうに考えております。

引率者では、団長である校長先生を初め、運営委員、市教委事務局は初めて訪問する先生が多く、具体的な計画の中で見通しを持って話し合いに参加するのは、複数回参加されている先生方の力も少なくありません。引率職員に中学校教員や看護師も含まれるようになりま

した。しかし、小学校児童のことを全く知らない先生方が指導することにも少なからず課題 はあると考えております。

また、歓迎事業では、士幌から毎年50人前後の児童が美濃市を訪問します。基本的に対応する運営委員は六、七名ですが、協力者は約8人と、多くの先生方の協力を得なければなりません。以前は、ホームステイを受けることを条件に募集をされ、丸2日間をともにし、市からの補助なども一切ありませんでした。

しかし、現在の美濃市のホームステイは、食事、宿泊等集合場所までの引率のみです。さらに、2004年(平成16年)からは、1人1泊2,500円の補助があり、ホームステイは2人を基本にしているので、2日間で1万円の補助となります。以前に比べるとすごく条件はよくなっているのにもかかわらず、ホームステイ希望数が少ないときもあります。ホームステイさせることができない理由がいろいろあると思いますが、我が子は士幌には行かせたいけど、ホームステイを引き受けるのは嫌だという方も少なくないと思います。

また、士幌の方々も今までは気持ちよく受け入れてくださっていた方々が御高齢になり、 児童数も減少するなど、受け入れが厳しい中で、士幌町の職員の方もホームステイを引き受 けていただいている状況もあります。ホームステイのあり方にも課題があるのではないかと 思っております。

そこで、3点目の質問です。

希望する児童全員が参加するようになってからの訪問事業、歓迎事業の成果と課題はどのようかお聞きします。

- 〇議長(古田 豊君) 教育長 樋口官直君。
- ○教育長(樋口宜直君) 希望する6年生の児童全員が参加するようになってからの訪問事業、 歓迎事業の成果と課題についてお答えをいたします。

まず、訪問事業の成果として強く感じておりますのは、この事業を通し、多くの児童が生活や生き方を見直す機会としたことです。この事業に参加する児童は、美濃市と士幌町をつなぐ親善大使を担い、親善大使としての責任を果たそうと、何を大切にするのか、どのような行動をとるのかを考え、実行に移しています。例えば、訪問時やホームステイ先での挨拶や行動について家で練習したり、訪問する前から意識し、実行したりして取り組んだという子供、親に頼らず自分でやろうと決心した子供など、一つ一つが将来の自立につながる大切な経験になったと考えております。また、士幌町の農業に触れたことにより農業に興味を持ち、農業高校に進学した子供もいます。まさに士幌町での体験が生き方につながった例と言えます。

歓迎事業の成果といたしましては、美濃市のよさを再認識できることが上げられます。うだつの町並みのフィールドワークでは、美濃市の児童が士幌町の児童を案内します。そのための学習や、士幌町の児童に伝えたい美濃市のよさをはっきり持つことで、さらに美濃市への誇りと愛着が育まれております。また、訪問、歓迎を通し、ホームステイで交流を深めた家庭と成人してからも交流を続けるほどのつながりが生まれているとの話も聞いております。

課題といたしましては、訪問時の児童同士の交流の機会が少ないことが上げられます。現在、訪問は、日程の都合上夏休みの後半に行っておりますが、士幌町ではもう既に2学期が始まっているため、児童同士が交流する機会がなかなか持てないという状況になっております。

また、歓迎時の町並みフィールドワークや川遊び等の交流についても、美濃市の児童全員 が参加しているわけではございません。その理由は、全員が参加すると、かえって人数が多 くなり過ぎ、活動に支障を来すようになるためです。

また、ホームステイ先の確保も課題となっております。年によっては、なかなかホストファミリーの引受手がなく、2次募集をしたり個別に依頼したりしてホームステイ先の確保をしている現状もございます。

さらには、ここ3年間、参加率が徐々に低くなり、70%を切るなど、参加率が減少していることも見過ごすことのできない課題であると捉えております。

[2番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 2番 須田盛也君。
- **〇2番(須田盛也君)** 教育委員会としての成果と課題について客観的に捉えていただいていることにまずもって感謝いたします。

いろいろな問題を抱えていた大人数での船の旅をまず飛行機に変えていただくことは、私 も現場職員として長年の思いでした。船での旅はやっぱりいろんなことが起こりまして、行 くだけに大きな課題があったと。でも、飛行機になることによって、すごく短い時間で生徒 たちも楽にできたということもあったり、いい面があったというふうに思っております。

でも、まだ大人数での飛行機移動というのは、1便で行けていないということがあって、 離れてしまうということで、美濃市の団として考えていくと、少し課題があるのではという ふうに考えております。

また、教員の働き方改革の一環として、公立学校教員の勤務時間を年単位で調整する変形 労働時間制の導入を柱とした改正教職員給与特別措置法(給特法)というのが12月の参議院 本会議で可決成立しました。これについては、まだ調査研究の必要がありますけど、2021年 度からこの変形労働時間制を活用した休日まとめどりが可能になってきます。これは、繁忙 期の所定勤務時間をふやすかわりに、夏休み期間に連続5日間程度の休日を確保し、土日な どと足して長期休暇をとれるようにすることを目的としております。

夏休みは、教員がふだんできない仕事に取り組める大切な期間であり、2学期に向けて、特に後半というのは忙しい時期に当たります。さらに来年度からは、新学習指導要領の全面実施も始まってきます。この事業の有意義さはよく理解できています。しかし、今述べてきた問題点や課題、さらに希望者全員という形態は、費用対効果ということも考えていくと、大きな見直しが必要であるというふうに考えております。

また、参加率をふやすことを目的にしたいのであれば、美濃市の修学旅行を士幌町にし、 補助するという考え方も一つではあるかもしれません。しかし、最近の気象状況では、線状 降水帯、台風の進路変化など、大きな自然災害もふえてきており、危機管理、安全対策についての十分な考慮も必要であると考えます。

そこで、最後の質問に入ります。

課題として上げられた児童同士の交流のあり方、ホームステイのあり方、参加方法についてを含め、美濃市・士幌町フレンドシップ交流事業の今後の方向性について、どのように考えているか答弁を求めます。

- 〇議長(古田 豊君) 教育長 樋口宜直君。
- **〇教育長(樋口宜直君)** 美濃市・士幌町フレンドシップ交流事業の今後の方向性について、 どのように考えているかについてお答えをいたします。

美濃市と士幌町とは深い交流を続けておりますし、これまでもこの交流事業は大きな成果を残してきた事業だと捉えております。美濃市の未来を担う子供を育てる上でも大切な事業であると考えておりますので、子供同士の交流をこれからも継続したいと思っております。

しかし、参加率の減少、児童同士の交流の機会、ホームステイの確保等といった課題もあり、このような観点からの見直しも図っていかなければと考えております。

今後、士幌町の思い、そして考え等を十分お聞きしながら、美濃市と士幌町との間で意思 疎通をしっかり図り、持続可能な士幌町とのフレンドシップ交流事業を行っていきたいと考 えております。

[2番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 2番 須田盛也君。
- **〇2番(須田盛也君)** 御答弁ありがとうございます。

子供同士の交流を継続する点に重点を置いて、持続可能な事業にしていくために見直しを 図るという方向性を示していただきました。この事業が美濃市の子供たちと士幌町の子供た ちにとって意義あるものとなることが一番ですので、士幌町とじっくり検討し、参加のあり 方、交流方法、交流時期、ホームステイのあり方等の見直しを図っていただけることを切に 願います。

また、働き方改革など厳しい状況に置かれている現場の先生方の配慮も考えていただけたらありがたいなあと考えております。

また、こういう大きな税金を使う事業ですので、公平・公正、安全、公共性に配慮した事業となることを要望しまして、私の発言を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

- 〇議長(古田 豊君) 次に、6番 永田知子君。
- ○6番(永田知子君) 皆様、こんにちは。

私、発言通告に従いまして、一問一答形式で次の3点について一般質問を行います。

- 1点目は、第6次総合計画についてです。
- 2点目は、美濃市の図書館についてです。
- 3点目は、観光スポット大矢田神社と観光客受け入れのトイレの問題についてであります。

それでは、まず1点目、第6次総合計画についてです。

その1つ目、平成23年度に策定された現在の第5次総合計画では、行政と市民が協働して 創意工夫を凝らしてと前置きをし、これからの10年、「市民が創るキラリと光るオンリーワ ンのまち」の実現に向けてスタートしました。それも残すところ1年3カ月で10年の区切り を迎えます。令和3年からは第6次総合計画の取り組みになり、そのために今、新たな計画 策定が進められようとしています。

十年一昔と言える時代は去り、近年社会変動の加速には目まぐるしいものがあります。人口減少、そして少子高齢化社会の著しい美濃市において、この先10年の計画実現は、これからの時代に大きく作用していくことをしっかりと明記してかからねばなりません。年齢、性別、職業、地域など、幅広い分野から市民が参加し、これからの市政を意識して、市民みずからの手でつくることが強く求められます。

去る7月1日から31日までの1カ月間、美濃市第6次総合計画にかかわるワーキンググループ、考える会のメンバー募集がありました。参加人数の枠が示され、あなたの声を10年先の市政に届けませんかと「広報みの」の7月号で呼びかけがあり、市のホームページでも参加の申し込みを促していました。

そこで1つ目は、募集結果はどうであったか、参加人数の過不足の対策はあったのかについてお尋ねします。

- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 皆さん、こんにちは。

それでは、第6次総合計画策定についての御質問の1点目、ワーキンググループ、考える 会のメンバー募集の結果はどうであったのか、参加人数の過不足の対策はあったのかについ てお答えいたします。

今回の第6次総合計画策定に当たっては、できるだけ多くの方に参加していただきたいということから、メンバーを市民からの公募で行いました。なお、募集の結果につきましては、8つの考える会全体で37人の応募がありました。各考える会の定員は、おおむね5人から10人程度と考えておりましたが、定員が充足しなかった考える会では、それぞれの分野で活躍している方、例えば市民の福祉を考える会では、障がい福祉に従事している方やシニアクラブ連合会の方にお願いをし、メンバーに入っていただきました。

[6番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 6番 永田知子君。
- ○6番(永田知子君) できるだけ多くの市民の参加を望み、公募した結果が37名。これは決して多いと言える数ではありません。多くの市民の参加を求めるのなら、日ごろ活躍している人以外の市民に呼びかけることが大切ではないでしょうか。募集に関しては、回覧板を使うとか、あるいは早い時期から募集を繰り返し呼びかけるなど、方法はいろいろあると思います。

そこで、次のことについて再質問します。

8部門の公募人数の結果と市側から要請された具体的な人数結果はどのようかについてです。

- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) ただいまの再質問についてお答えします。

子どもの教育・未来を考える会は、11人のうち公募が7人、市からの依頼は4人、市民の福祉を考える会は、9人のうち公募は2人、市からの依頼は7人、健康を考える会は、8人のうち公募は2人、市からの依頼は6人、農業・林業の未来を考える会は、7人のうち公募は5人、市からの依頼は2人、観光の活性化と文化を考える会は、10人で全て公募、産業振興を考える会は、7人のうち公募は2人、市からの依頼は5人、快適な暮らしを考える会は、7人のうち公募は5人、市からの依頼は2人、安全・安心なまちづくりを考える会は、8人のうち公募は5人、市からの依頼は3人となっています。

なお、公募の中でお一人だけ2つの考える部会に所属してみえます。

〔6番議員挙手〕

- 〇議長(古田 豊君) 6番 永田知子君。
- ○6番(永田知子君) 参加者の詳細を知ることができました。

市民の福祉や健康や産業振興を考える会では、ほとんどが市から依頼された人が構成員になっています。これからの会の進行では、どのような意見が出され、結果となってあらわれるのか注意して見守ります。

2つ目の質問です。

第6次の策定に当たっては、この先あらゆる面で類を見ない少子・高齢社会がもたらす厳しい現実が待ち受けています。考える会は、現状と課題を探るために8部門に分けて検討していくことが全体会で説明され、その後、2部門が追加されました。この部門は、中学生や高校生の若年層を対象にする部門であり、もう一つは、現在市内には居住していないが、美濃市の出身者である方々の意見を聞くと聞いています。考える会が8部門に設定された理由は何か、その後、2部門が追加された根拠と2部門の状況はどうかについて答弁願います。

- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 御質問の2点目、考える会が8部門に設定された理由は何か、またその後2部門が追加された根拠と、2部門の状況はどうかについてお答えいたします。

現在進めている考える会は、市が総合的に行政として進めていかなければならない課題について、市民生活に大きく影響すると思われる8つの施策分野において、考える会を設置したところであります。

また、追加した2つにつきましては、1つは今後、美濃市の将来を担っていただく中学生に対し意見を伺う部門、もう一つは、美濃市の出身者で、現在美濃市外に在住の方々に意見を伺う部門であります。

現在、美濃中学校、昭和中学校、それぞれの3年生に対し、まず市から総合計画の概要及び美濃市の人口減少、少子・高齢化の状況、産業などの現状を説明した後、美濃市の10年後

の姿をテーマに考えていただき、意見をいただくことを行ってまいります。

また、今後は美濃市の出身者で美濃市外に在住の方々が外から美濃市を見てどう見えているかの御意見をお聞きし、参考にしたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

- 〇議長(古田 豊君) 6番 永田知子君。
- ○6番(永田知子君) ここで再質問ですが、高校生を対象にしないのはなぜですか。これは 今ちょっと触れていただきましたが、どのような方法で市外に住む美濃市の出身者に意見を 聞こうとなさっているのか、答弁を求めます。
- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) ただいまの再質問についてお答えいたします。

高校生については、武義高校と調整し、インタビュー方式で直接意見を伺うことを検討しております。

また、市外に住む美濃市出身者につきましては、美濃特派員などを活用し、効果的な方法で実施していきたいと考えております。

[6番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 6番 永田知子君。
- ○6番(永田知子君) 了解いたしました。

続く3つ目の質問に進みます。

現在の第5次総合計画策定では、平成21年6月から12月までの半年間、市内の地区ごとに計17回の市政懇談会を行っています。また、翌年、約1カ月半をかけて市民の意識調査を行っています。この調査は、住民基本台帳による層化無作為抽出法による個人名宛の書面による自己記入方式で、1,000人を対象に行われました。

続いて、その前の第4次総合計画の達成度調査も実施されています。オンリーワンがその 段階で徹底して市民に意識づけられて策定された経緯が確認できます。ただし、当時の社会 背景は、今ほど生活の厳しさに対する実感はなく、貴重なアンケート調査の回収率はわずか 37.3%だったと記録されています。

翻って、今行われている考える会はどうか。人数限定の公募による参加です。ほぼ10年前の取り組みと比較することはできませんが、きめ細やかに市民の声を収集する方法は多様にあると思います。参加者からは、検討するための資料がないままの白紙の状態でスタートし、意見を求められ、どのように意見を述べたらいいのかよくわからない、将来についての意見を述べることができても、現在までの第5次計画の達成度、検証、それをもとにした課題がわからないままに将来像を語るだけでは、自分が無責任に思える、考える会は、2時間で4回、5回目はまとめという段階になって、実質わずか8時間で果たして市民参加の計画策定になるのかなどの声が聞かれました。中には、第5次総合策定にも参加していた人もいまして、そうした前回との違いを意識されているということになります。

考える会の各部門の参加者の意見の受けとめと計画への活用はどのようにされるのか、ま

た市民の意識調査は行われるのかについて質問します。

- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 御質問の3点目、考える会の各部門参加者の意見の受けとめと計画への活用はどのようにされるのか、また市民の意識調査は行われるのかについてお答えいたします。

考える会では、まず市から美濃市の人口減少、高齢化の状況及びそれぞれの分野における 美濃市の現状データを説明した後、美濃市の10年後のよりよい姿をテーマとして意見交換を 行っていただいております。今後は、それぞれの考える会の意見を集約し、それをもとに第 6次総合計画を策定していくこととしております。

また、今回の市民意識調査につきましては、できるだけ多くの方に直接個別にお伺いし、インタビュー方式で意見をお聞きすることを考えております。さらに、今年度健康福祉課所管である美濃市総合福祉計画の策定に向けたアンケート調査を市民の抽出により郵送で実施する予定でありますが、それらも活用していきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

- 〇議長(古田 豊君) 6番 永田知子君。
- ○6番(永田知子君) 美濃市の現状データの説明から意見交換へと進んでいる。しかし、大切なことが欠けているように思います。それは、平成23年からスタートした現在の第5次総合計画の今日までの検証データが示されていないことです。これまでの約9年間の歩みはどうであったのか、その上で何を課題として考えていかねばならないのかが重要なのではないでしょうか。さきに紹介しました参加者の感想は、まさしくそのことを伝えています。

意見集約の段階で見直すべき内容であっても、現在と同じようなことが繰り返し出てくることも予想されます。それが有効がどうか、検討は慎重にされなければなりません。短い時間では、十分納得できる意見交換は無理です。そのためには時間が不足しています。厳しさを増す今後の10年であることは、多くの人が理解しています。だからこそ、公募で参加した人の中には、これからの10年を我が事として受けとめ、会に臨んでおられるのではないでしょうか。

4つ目に移ります。

11月16日の新聞に、第6次総合計画について、市長とコンサルタント会社の懇談会が報じられていました。市民が参加している考える会は、意見の発表会や意見の検討中の段階です。同じように、庁舎内でも基本構想や基本計画について検討している段階であります。この時期に市長がコンサルタント会社と懇談されたことから、市民の中には既に構想はでき上っているのではないかと案じる人たちがいます。コンサルタント会社も多くあり、どのような基準、経緯で選定されたのか定かではありません。

そこで、コンサルタント会社はどのような会社なのか、また市長はどのような内容で懇談 されたのか答弁願います。

〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。

○総務部長(北村道弘君) 御質問の4点目、コンサルタント会社はどのような会社なのか、 またどのような内容で市長と懇談されたのかについてお答えいたします。

市では、第6次総合計画策定支援業務として、各種データを分析及び考察、人口の推計、 考える会でいただいた意見の整理などの業務を委託する業者を公募型プロポーザルにおいて 選定いたしました。この委託先は、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所という コンサルタント会社であり、市町村の総合計画を初めとする福祉、健康、教育、観光、商工 業、環境等の分野における各種計画の策定、調査・分析業務、広報物作成業務などの支援を 行っている会社であります。

また、懇談内容につきましては、市長への挨拶と第6次総合計画策定に当たっての進め方などについての意見交換を行いました。

[6番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 6番 永田知子君。
- ○6番(永田知子君) 公募型プロポーザル、我々にはふだん聞きなれない方式なので、どのような方式なのか、ちょっと調べてみました。地方公共団体が事業者を選定する入札方式の一つ。民間業者は定められた要件に対して締め切り日までに提案書を提出、地方公共団体がその提案を審査し、内容及び価格の総合評価により受託者を決定する方式、このように定義されています。

一連の支援内容の説明を先ほど受けましたが、今回の総合計画策定の業務を総体的に支援できる会社であることがわかりました。どのように進めていくかについて、市長との意見交換をなされたとあります。より多くの市民参加によるこのたびの取り組みは、市民の意見を計画にどのように反映していくのかが問われています。支援内容にたけた専門業者であります。言葉に流されず、実態を踏まえ、目標が達成できる美濃市として、主体的かつ確実な資料をもって臨まれることを願っております。

5つ目の質問です。

情報公開は市民に周知されるための大切な業務です。実態を知ることから情報共有ができます。共有することで、行政と市民の役割が明確になり、理解と協力によって一つ一つの施策や事業がサービスの向上へとつながります。

これまでの美濃市に不十分な部分があるとするなら、情報が十分に行き渡りにくいことに あったように思います。行政任せの意識、諸事情によって無関心が常態化している傾向を少 しでも解消するための不断の意識づくりが双方に求められます。

そこで、第6次総合計画策定の一連の取り組みの情報の公開はどのようにされるのか答弁 願います。

- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 御質問の5点目、策定の一連の取り組みに対する情報の公開はどのようにされるかについてお答えいたします。

総合計画の策定に当たっては、市町村の担当課が計画案を作成し、その案を審議会に諮り、

意見をいただくという進め方をしている例が多いと聞いております。そのため、総合計画に対し市民の関心が低い状況になると考えております。今回、美濃市で策定する第6次総合計画については、多くの市民に関心を持っていただきたいということで8つの考える会を設置し、メンバーを市民からの公募で行いました。

なお、お尋ねの情報の公開につきましては、それぞれの考える会の意見がまとまらない段階でお示しすることは、考える会のメンバーの意見の制約につながる可能性があると考えられます。したがって、今後、考える会の意見集約がなされ、一定の方向性が決定した段階で、適切に対応してまいりたいと考えております。

[6番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 6番 永田知子君。
- ○6番(永田知子君) おおむね了解しておりますが、答弁によれば、意見集約、方向性の決定後の適切な対応となっております。全員協議会で約束された情報公開は、結果のみならず、経緯も含めての情報と受けとめていました。というのも、今後の美濃市の10年間はかなりの痛みを共有しつつ歩まねばなりません。そのためには、計画策定に参加した市民の意見が、結果としてどのように反映されたのか、具体的な言葉で知らなければならないからです。見える化は、今後の課題解決のキーワードであります。適切な対応とは、パソコンでホームページを開いて知る方法以外にも、より多くの市民に広報する最良の方法でよろしくお願いいたします。

幾つもの質問を重ねました。総合してみると、市民参加の最大のメリットである意見交換、 討議、検討などの大切な部分に十分な時間をかけられずに進行しているようにも思います。 最初に示された予定を延期してでも、ここは市民参加の意義を形で残せる配慮の検討をよろ しくお願いいたします。

2点目に入ります。

2点目は、美濃市の図書館について質問いたします。

市民の多くが一度は利用した経験を持つ美濃市立図書館は、緑豊かな小倉公園の入り口に位置し、落ちついた環境の中に建てられています。小ぢんまりしてはいますが、高校生初め、親子連れや高齢者など、利用する人が絶えることはありません。築51年にもなる図書館です。一時はなくなるのではないかとか、移転されるのではないかなどの声も聞きましたが、公共施設の集約化からは外され、計画的に維持、修繕を加えながら、今後も維持管理されることになっています。

平成29年に出された公共施設等総合管理計画の課題の基本認識として、1. 老朽化への対応、2. 利用者ニーズの変化への対応、3. 厳しい財政状況への対応、この3点が上げられています。

市の分析によれば、建物系施設は209施設あり、築年数が30年以上を超える施設棟数は全体の4割となっています。さらに建物系施設の改修、更新、修繕の費用の推計ですが、年平均13億2,000万が必要であるとしています。4割を超す公共施設への対処をどうしていくか

が大きな課題です。豊かな市民生活を維持していくためにはなくてはならない施設もあれば、 人口動向の推計と財源確保に見合わせ、中にはなくすほうがよい施設の選別も必要になりま す。

そこで、社会教育系公共施設の図書館については、現状や課題に対する基本認識を踏まえ、耐震補強及び外壁補修工事を行い、施設の維持を図ると実施方針が出されています。厳しい財政状況のもとで、耐震補強や外壁補修工事の修繕の時期を明言することは難しいかもしれません。しかし、外壁は一見すれば利用者の心配がそのまま伝わってくる状態です。市民は早期の着工を望んでいます。

また、社会の大きな変化を受け、利用ニーズも変化し、管理運営についても対応を考えねばなりません。現在、第6次総合計画策定が進められています。市民参加型で市民の声を聞き、今後の10年計画をどうデザインするのかが検討されています。修繕して継続管理される図書館を、美濃市の実情に合わせた利用度の高い施設になるように、図書館の役割を再認識して、将来につなぎたいものです。

1つ目の質問です。

築51年が経過している図書館の施設の現状はどうなっているかについてお尋ねします。

- 〇議長(古田 豊君) 教育次長 澤村浩君。
- ○教育次長(澤村 浩君) 皆さん、こんにちは。

それでは、図書館の施設の現状についてお答えをいたします。

美濃市図書館の建物は、昭和43年3月に美濃市公民館として現在の位置に建設され、昭和62年1月に美濃市図書館として改修され、現在に至っております。

施設の規模は、鉄筋コンクリートづくり3階建てで、延べ床面積1,248平方メートル、書架棚総延長1.36キロメートル、書架収納能力6万冊となっております。

なお、平成13年3月には、開架スペースのレイアウト変更や事務室の増設、エレベーターの設置など、大規模なリニューアル工事を行っております。平成28年に策定された(仮称)市民わくわくふれあいセンター基本構想の検討段階では、当該施設に図書館を集約することも考えられておりましたが、現在の位置は小倉公園内にあり、静かで環境もよいことから、建てかえるのであれば、現在の場所で行ってほしいとの意見が多くあったことから、集約には至りませんでした。

そして、建てかえをした場合は、図書館北側ののり面の改良工事に多大な費用が必要となることから、修繕や改修などを行いながら、図書館の施設を維持しているところであります。 なお、昭和56年6月に施行された建築基準法の新耐震基準については、現在その基準を満たしておらず、今後耐震補強や外壁補修工事を行い、対応することとしております。

[6番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 6番 永田知子君。
- ○6番(永田知子君) 答弁は、公共施設等総合管理計画に示されている内容とほぼ同じもの と受けとめました。

ここで心配されるのは、全国で今も起きている地震です。南海地震発生確率というのは70%から80%と言われています。美濃市は、幸い水害を除いて比較的災害が少ない地域です。しかし、地下には毛細血管のように断層が広がっています。令和に入って、直下型はいつどこで起きてもおかしくないと分析されています。

にわか茶屋地内のホテルの建設、旧美濃病院跡地の(仮称)わくわくふれあいセンターの建設、県道の4車線化道路工事、着工した大矢田トンネル工事、中有知地区や大矢田地区、あるいは松森地区内の区画整理事業など、美濃市では今、人・物の動きに注目、関連した事業が各地で進められています。いずれも長期計画があって、今やっと着手の段階までたどり着き、進められている事業です。

しかし、図書館はこの先10年を待たずして、危機管理の視点で耐震補強工事を最優先で行 わなければならない施設だと思います。耐震工事の検討を強く要望いたします。

続いて、2つ目の質問は、社会情勢の変化とともに、大きくかかわる利用者ニーズの関連 の質問です。

平成24年12月に文部科学省から出された図書館の設置及び運営上の望ましい基準をもとに して話を進めます。

図書館の中心的なサービスといいますのは、図書の貸し出しです。そのほかには、情報サービス、地域の課題に対応したサービス、利用者に対応したサービス、多様な学習機会の提供、ボランティア活動等の促進が基準として上げられています。特に、地域の課題に対応したサービスや利用者に対応したサービスは、美濃市の将来に大きくかかわるサービスであります。それに関して、どれほどの書籍や情報が整備され、サービスが展開されているのでしょうか。

また、高度化、多様化する利用者に対応するサービスの一例を挙げれば、高齢者へのサービスでは、大活字本、録音資料等の整備提供、代読サービスなどが、障がい者には点字資料、大活字本、録音資料、手話や字入りの映像資料等の整備提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保などが上げられます。

地域の課題の対応では、かなりの内容が用意されねばなりません。これも一例を挙げるなら、就職、転職、企業、職業、能力開発などの情報整備・提供、子育て、若者の自立支援などの情報整備・提供です。人口減少と高齢化社会が加速していく中で、図書館サービスは今後ますます多様性が求められます。

質問の2つ目は、図書館はどのようなサービスを展開しているのかについてです。

- 〇議長(古田 豊君) 教育次長 澤村浩君。
- **〇教育次長(澤村 浩君**) 図書館は、どのようなサービスを展開しているかについてお答え をいたします。

美濃市図書館は、平日の午前10時から午後6時までを開館しており、土曜日、日曜日と祝日は午後5時まで、7月から8月までの2カ月間は午後7時まで開館をしております。

現在の蔵書数は、昨年度末で8万1,117冊あり、一般書が5万4,742冊、児童書が2万

6,375冊となっております。このほか、AV資料として、DVDが488点、録音図書が138点あります。図書館の最大のサービスである貸出業務については、現在図書、雑誌合わせて1人1回10冊までとなっており、貸出期間は2週間以内です。なお、返却については、管内窓口での返却のほか、休館日でも返却できる返却ポストの設置や、地域ふれあいセンターでの返却も可能となっております。

利用者のサービスとして、インターネットが使えるパソコン1台と、図書資料検索用のパソコン4台を館内に配置しているほか、図書館ホームページからも図書資料が検索できるようになっております。

また、貸出中の図書については、予約を受け付けているほか、図書館で所蔵していない図書などについては、購入リクエストを受け付けたり、県内の他の公立図書館と相互に貸し借りができるようになっております。

また、子供たちに本の楽しさを伝えようと始まったおはなし会を毎週土曜日の午後2時から図書館2階で行っているほか、保健センターが実施している7カ月健康相談にあわせ、図書館司書が保健センターに出かけ、乳幼児を持つ保護者の方へ絵本との出会いや大切さを説明するはじめまして絵本、図書館から離れた地域にある小学校へ図書館の本を持っていき、児童に借りていただく移動図書館、利用者からの要望に対し、図書館職員が資料を探したり、提供、回答したりするレファレンスサービスなどを行っております。

[6番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 6番 永田知子君。
- ○6番(永田知子君) 答弁によって、現在行われている貸し出しを中心とする図書館サービスの内容についてよくわかりました。

また、答弁のほかに、図書館で毎年作成されている図書館要覧も今回確認させていただきました。図書館サービスについてより詳しく書かれており、昭和61年に正式に市立図書館としてスタートして以来の利用実績や予算、運用の詳細、年度ごとの各種統計を初め、サービス事業の変遷についても十分知ることができました。取り組みの歴史から、高度化、多様化する市民ニーズに応えて各種のサービスがあることも改めてわかりました。

図書館を訪れてみると、答弁では伝わり切らない職員の皆さんの不断の思いが本1冊ごと に感じ取ることができます。蔵書数に対してスペースがやや不足しているようにも思います が、家庭的な雰囲気が感じ取れる美濃市の図書館です。

特設コーナーには、調査研究に役立つ参考図書として郷土資料、和紙関連の蔵書などもかなりあり、美濃市を訪れる観光客のニーズにも応えています。ニーズの多様化の視点から、居住する外国人に向け、英語以外の言語による本がもっとあってもいいかと思います。

本の金額もかなり高額になっています。欲しくても買えないけれども、図書館に行けばそれがある。これこそ公共施設の図書館が持つ大きな役割です。幼児期の本との出会いは、その後の人生に大きく影響することから、美濃市では幼児・児童向けのサービスも抜かりなく展開されていることがわかりました。そのための絵本や児童書は高額であっても絶対に必要

です。

また、多様な障がいに対処できる参考書も該当者のいるいないに関係なく必要であります。 一方、社会の変化に合わせたサービスもされてはいますが、未知数の分野でもあるだけに、 継続的な検討が必要となってきます。

3つ目の質問は、厳しい財政状況の対応に関する質問、図書館図書購入経費の内訳はどのようかについてです。

「広報みの」で年2回発表される財政情報をもとにして、定例会での議案資料を図書館から借り出し、美濃市の財政事情を研究している人たちがいます。施設と財源の関連性、費用対効果の実態など、多岐にわたって勉強されています。的確な意見を聞くことができまして、視点を変えて現状分析や現状把握ができ、大変参考になります。

その中で、主な事業内容と成果の中に図書館図書購入経費があります。その経費の内訳が消耗品費、委託料、備品購入費の3区分に分けられています。そして、図書購入経費の額面と実際に図書を購入した額面とは66万5,000円の差があるように思いますが、図書はどの区分で購入されているのでしょうか。

そこで、図書館、図書購入経費の内訳はどのようか答弁願います。

- 〇議長(古田 豊君) 教育次長 澤村浩君。
- ○教育次長(澤村 浩君) 図書館図書購入経費の内訳についてお答えをいたします。

それでは、平成30年度決算額で説明をさせていただきます。

平成30年度の決算額は497万9,000円で、その内訳として備品購入費に分類される児童書、一般書などの書籍やDVDなどの視聴覚機材など、図書資料の購入費が431万4,000円となっているほか、消耗品費に分類される雑誌や新聞などの購読料が38万6,000円、委託料に分類される書籍に張りつける書籍データを登録したバーコードの設置委託料が27万9,000円となっております。

なお、過去5年間の図書購入経費の決算額と図書資料の購入冊数は、平成26年度が488万8,000円で2,386冊、平成27年度が497万5,000円で2,282冊、平成28年度が498万1,000円で2,658冊、平成29年度が499万6,000円で2,627冊、平成30年度が497万9,000円で2,742冊となっております。

[6番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 6番 永田知子君。
- 〇6番(永田知子君) 図書購入経費の内訳として図書以外の新聞やDVD、図書マークの抽 出業務も図書館購入経費に含まれていることがわかりました。平成30年度の図書館要覧では、 図書の購入冊数は10年前に比べ減少し、DVD視聴やインターネットの1日平均実績も大き く減少しています。

一方で、ここ3年間、本の価格は高くなっていますが、図書購入経費は変わらずほぼ同じです。そう考えてくると、単純に図書購入経費は、そのまま図書購入として扱われていいのではないでしょうか。

そこで、2つ目の質問に関連しますが、図書購入経費について、どうしても検討していただきたいことがあります。平成30年度の図書館要覧で6年前と現在を比較しますと、大きな変化が見られます。単なる人口減少だけでは判断できない変化であります。例えば、入館者数は7,630人減少、貸出利用者数は2,045人減少、貸出利用者数は1万337人減少、逆に予約冊数は182冊増加、リクエスト冊数61冊増加、DVD視聴292人減少、インターネット利用者は62人減少しています。全て1日平均の数値であります。この中で、利用者数が1万人以上の減少には驚かされました。その理由は、ここ5年間の決算額は横ばいであるということです。出版物は市場に次々と出ているけれども、利用者が求める書籍に応じるだけの予算枠ではないのです。本の代金は年々上昇し、消費増税の書籍類に関しての軽減措置はありません。利用者は入れてほしい本があっても、十分そろえられない。職員はそのはざまで苦い思いをしていらっしゃることと思います。

貸し出しサービスとともに図書館は情報のプラットフォームです。しかし、Wi-Fi設備工事はなされていません。インターネットは利用しようにもわずか1台のパソコンです。 AV関連も著作権法に基づくために高額の費用が必要です。予算が6年間ほとんど変わらずでは新鮮味に乏しく、利用者の減少に傾いても仕方がないと言えます。

知の宝庫である図書館の3階の学習室では、きょうも中学生、高校生が放課後、熱心に勉強に取り組む姿が見られているはずです。予算枠を広げることによって、情報機器の環境整備や市民ニーズに応えられる図書購入が可能になり、再び図書館は人口減少に関係なくより多くの人に利用され、それがまた文化的レベルの向上につながって、未来の美濃市をつくる力になっていきます。

そこで、これでもう終わりなのですが、最後に当たりまして、今回は市長さんに図書館の 現状が明らかになってきた、特にこの10年間の図書館図書購入は大きな増額はありませんで した。図書館のサービスには、今後さらに拡大されることが予想されます。この現状を受け とめて、御見解を一言お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(古田 豊君) 再質問ですか。
- **〇6番(永田知子君)** はい、お願いいたします。再質問で、市長さん、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(古田 豊君) 市長 武藤鉄弘君。
- ○市長(武藤鉄弘君) 何も受けておりませんので全く考えておりませんが、何と言ったらいいでしょうね。こういうのを認めていいんですかね。もしこういうことが認められるのであれば、これから皆さん方がないうちにやってくるとなりますと、何もないものを答えよというと、私も困りますけれども、本当に市民の方々が望んでみえる本については、先ほど言いましたようにリクエストということでやっていますので、少なくなった理由は何なんだろうと、我々も含めて活字離れが進んでいるんだろうなと、こんな思いでありますので、その辺については、議員さんのほうからも市民の方々に多くの方々の意見として言っていただけるように御努力をいただきたいと思っています。

- 〇議長(古田 豊君) 6番 永田知子君。
- **〇6番(永田知子君)** 突然で申しわけございません。ありがとうございました。ちょっとルール違反をしているかもしれません。その点についてはおわびいたします。

なお、今後やはりどうしても予算の増額が必要とされます。どうかその点についての御検 討をまた執行部のほうでもよろしくお願いいたします。

最後に3点目の質問に移ります。

3点目は、観光スポット大矢田神社と観光客受け入れのトイレの問題についてです。

大矢田神社の約3,000本のヤマモミジが色づき、紅葉スポットとしても広く知られる大矢田神社もみじ谷は、11月から12月ごろが見ごろです。その時期には、500年ほど前から行われてきたひんここまつりもあり、多くの人が訪れます。

車列が長く続き、関係者は対応に追われる年もあります。この秋のシーズン中の観光客は 1万人を超え、昨年はそれ以上にあったそうです。地元では、伝統を継承していく狙いもあって、大矢田小学校の高学年が練習を重ね、秋の運動会でひんここの人形劇を運動場いっぱいに繰り広げています。また、かえで保育園でも、祭り保存会の指導を受け、毎年子どもひんここを発表し、大矢田や藍見の保護者や地区民らの目を楽しませています。篠笛を習う子供たちもいます。

大矢田神社は、明治時代までは、牛頭天王社と呼ばれる神社と禅定寺というお寺が同じ境内にありました。白山信仰の開祖、泰澄という僧によって、718年に開かれたと言われます。美濃から白山までの街道を白山街道、金沢から白山へは加賀街道と呼ばれていました。このように古い歴史を持つ神社では、宮司さんや美濃和紙職人の協力で、手すき和紙の本美濃紙を使った御朱印の紙が話題を呼んでいます。秋には紅葉したもみじ、春には若葉のもみじをすき込んだ御朱印紙もあります。ミステリーツアーの訪問地に組み入れられたこともあります。ことしの県内の紅葉ランキングは第3位でありました。インターネットによって全国的にも気軽に立ち寄れる場所であり、県外からの写真家たちの姿も見かけます。

1つ目の質問です。

観光案内書に紹介されている大矢田神社だが、市は観光資源としてどのように捉え対応しているのかについてお尋ねいたします。

- 〇議長(古田 豊君) 産業振興部長 成瀬孝子君。
- **○産業振興部長(成瀬孝子君)** 皆さん、こんにちは。

御質問の1点目の大矢田神社を市は観光資源としてどのように捉え対応しているのかについてお答えいたします。

市内には洲原神社や八幡神社、真木倉神社など、多くの神社がございますが、大矢田神社の本殿は、拝殿とともに江戸時代初期の建立で、本殿は彫刻を多く用い、極彩色を施した派手な様式により、日光東照宮などを除けば古い時期の建物であるとされ、拝殿とともに保存状況もよく貴重であることから、平成元年12月に国の重要文化財の指定を受けました。

また、楓谷ヤマモミジ樹林は、天王山南麓の楓谷にある多くのヤマモミジの巨木が自然樹林をなすところで、ほかに類を見ないものとして、昭和5年11月に国の天然記念物の指定を受けております。ヤマモミジは、春は新緑のもみじ、秋は紅葉のもみじとして訪れる方々の目を楽しませております。

ひんここまつりは、春の例祭と秋の11月23日に演じられている素朴な人形劇であり、竹かごに和紙を張った人形の構造、操作とも古い要素を残しており、民俗芸能の変遷の過程を知る上で重要なものとして、平成11年12月に国選択無形民俗文化財に指定されました。

このように、市は大矢田神社、楓谷ヤマモミジ樹林、並びにひんここまつりを含め、大矢 田神社周辺を重要な観光資源として捉えております。

したがいまして、市の観光ポスターや観光パンフレットへの採用、ホームページやSNSによる紅葉情報の発信をしております。

また、ハード面では、神社へのアクセス道である市道の整備を行い、観光バスの乗り入れ を可能にするとともに、街路樹へのもみじの植栽や、さらにひんここまつりに使用するひん ここ人形の保管庫の建設への補助をしてまいりました。

今後も引き続き観光PRへの活用や周辺環境の整備に努めてまいりたいと考えております。 なお、大矢田神社を訪れた方々からは、よいところなのに、お店が少ないので寂しいとの お話も聞いております。

[6番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 6番 永田知子君。
- ○6番(永田知子君) 観光資源としての大矢田神社を建築、自然、催し物の視点でどのように捉えているのか詳しく説明を受け、よくわかりました。また、大矢田神社が観光スポットとしてどんな位置づけをされているのか、認識を深めることもできました。今後は観光地としての意識をさらに高め、ひんここまつりの継続に励まねばなりません。

2つ目の質問です。

観光名所大矢田神社ですが、人口減少、高齢化が進行し、現在に至るまで祭礼保存のため、 大矢田地区民は神社を守るために掃除や社殿の部分補修など維持管理に努めてまいりました。 紅葉シーズン中の観光客もさることながら、健康志向の高まりによって、年間を通して市外、 県外から海抜537メートルの天王山登山を目的に訪れる人が後を絶ちません。

ここで、地元が長年抱えている問題があります。老朽化したトイレの苦情です。これだけの人が訪れる大矢田神社には、参道から本殿に至るまでに計3カ所設置されています。観光客やマイカーが発着する駐車場近くのトイレは、築30年近く経過する古い様式のトイレです。高齢者ですとか低年齢の子供には大変不便を強いている現状です。中には用を足したい、でも怖くて入れないと半べその子もいたりして、何とかしなければならないと誰もが思っています。

ここは平地と違い、山麓であるために、導管が土砂で詰まったり、傾斜地で水が十分に流れなかったり、樹木や草がはびこって、年中湿気に覆われたりして、掃除をしても衛生的な

トイレとは言いがたいのです。今後、さらに老朽が進むことは確実です。地元では、神社関係を中心に美化や補修に高額な費用を投じていますが、将来的には今の財源を維持できるか懸念されています。

2つ目の質問は、大矢田神社のトイレの設置管理に市はどのようなかかわり方をしてきた のか。その上でトイレの改修の考えはあるのか、御答弁願います。

- 〇議長(古田 豊君) 産業振興部長 成瀬孝子君。
- **○産業振興部長(成瀬孝子君)** 2点目の大矢田神社のトイレの設置管理に市はどのようなかかわり方をしてきたのか。トイレの改修の考えはあるのかについてお答えいたします。

議員さんお尋ねの公衆トイレは、天然記念物の楓谷のもみじの紅葉を見に訪れた観光客や 大矢田ひんここまつりの見学客、最近では、特に健康ブームによる天王山への登山客も多く なっているなど、観光を目的に市が神社の敷地をお借りして設置したものでございます。

なお、設置の条件として、設置後の維持管理及び軽微な修繕につきましては神社側が行うことという契約になっております。しかしながら、この公衆トイレにつきましては、設置から古いものでは30年が経過しようとしていること、周囲が立木で囲まれて湿気が多いこと、木造であることなどから、老朽化が進み、さらに観光客からは洋式化の要望もございますので、改修につきましては、神社や地元の関係者と十分に協議しながら検討していきたいと考えております。

[6番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 6番 永田知子君。
- ○6番(永田知子君) 敷地内のトイレはあくまでも観光の目的として設置された経緯がわかりました。設置以来、神社側も維持管理等については、殊のほか注意を払って努力してきました。現在では、大矢田地区民も観光で訪れる方々の様子がわかるだけに、何とかしなければならない思いを強くするに至っています。観光客の皆さんが安心して当地を訪れ、来てよかったと思って帰路につかれるためのおもてなしができるよう、検討の運びが実現につながることを願ってやみません。

これで私の一般質問を終わります。

○議長(古田 豊君) これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時33分

- O議長(古田 豊君) ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、3番 服部光由君。
- ○3番(服部光由君) 私は、発言通告に従い、美濃市の防災体制について、中島遊水地について、「のり愛くん」について、特別養護老人ホームへの入所待機者の4点について質問を行います。よろしくお願いします。

初めに、美濃市の防災体制について、総務部長に質問いたします。

前回、9月の市議会の一般質問で、私は災害時の藍見地区の状況の一部を報告し、避難所の体制とか今年度の防災訓練、地域ごとの防災訓練の内容、また災害時の備品、設備状況などについて、さらなる充実をとるよう要望いたしました。

執行部は、関係者などからの意見を聴取し対応していく、こういった答弁でありました。 しかし、残念ながら、現在のところまだ来年度の具体的な計画が作成されておりません。ぜ ひとも早急に来年度の計画を作成していただきたい、このように思っております。

その上で、以下の質問をいたします。

1つは、防災の情報伝達と避難の動機づけについての問題であります。

1つが同報無線の屋外スピーカーが現在美濃市内に設置されておりますが、一部地域には この音声が聞こえない、こういったことも言われております。これについての対応をどのよ うにされているのか、お伺いいたします。

- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 美濃市の防災体制についての御質問の1点目、同報無線の屋外スピーカーの届かない地域への対応はどのようかについてお答えいたします。

同報無線は行政からの防災情報、行政情報等を屋外スピーカーを介して市内全域に情報を一斉に伝える無線システムで、親局を市役所に置き、屋外子局を市内84カ所に設置して運用しております。

同報無線については、これまで市民の方からいただいた御意見をもとに子局の移転、新規 設置やスピーカーの向き、音量の調整など地域の方の要望に沿って改修を行っており、現在 では市内全域で同報無線が聞こえる環境にあるものと考えております。

しかし、同報無線につきましては屋外で聞くことを基本に設置しているため、台風や豪雨時には室内ではどうしても聞き取りにくいという課題があります。それを補完する目的で、室内においても同報無線放送が受信できる防災ラジオの普及に努め、確実な情報の伝達に努めています。

市といたしましては、防災情報の伝達手段として、引き続き同報無線、防災ラジオのほか、防災・あんしんメール、ケーブルテレビ、市ホームページなど複数の手段により住民の方に情報の伝達を行っていきたいと考えております。

[3番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- ○3番(服部光由君) 答弁いただきましたが、実際に現在私の住んでいる地域とか、町なかでも一部全くこの音声が聞こえない、こういった苦情も聞かれております。

豪雨時などについては聞きにくいのは当然ですが、実は昨年もあったんですが、誕生山、 天王山周辺に熊が出没すると、こういったことが無線で流されましたが、この地域の方は全 くそのことを、もちろん畑で仕事をされていた方なんですけれど、聞こえなかったと、知ら なかったと、そんなようなことも実際には起こっているわけですね。

先ほど答弁の中で、こういったことが聞こえないようなことを、そういう仕組みにしてあ

るというふうに答弁されましたが、実態としてはそれがそういうふうになっていないという こともぜひ考慮いただき、もう一度このことを、台風とかそういうことだけではなくて、け ものの問題とか結構あると思いますから、ぜひこのことについては検討していただきたい な、このように思います。

引き続き、次の質問に入りますが、先ほどの熊の件もそうなんですが、実は介護施設、デ イサービスもそうなんですが、ここに防災ラジオの普及がされていないために熊の情報も入 らなかったという件もあるわけですけれど、現在、介護施設における防災ラジオの普及はど のようなものか、お答えいただきたいと思います。

- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 御質問の2点目、介護施設などにおける防災ラジオの普及はどのようかについてお答えします。

介護施設など福祉関係施設における防災ラジオの普及については、平成29年に市と市内の特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、保育園、幼稚園の計11施設との間で災害時における福祉避難所の開設に関する協定を締結し、これを機に11施設には防災ラジオを配付し、利用していただいております。

その他、市内のデイサービスセンター、グループホームの計9施設に防災ラジオの設置状況をお聞きしましたところ、5施設で設置済みとの回答をいただき、未設置の4施設には設置のお願いをしているところであります。

[3番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- **○3番(服部光由君)** 続きまして、携帯、スマホなどによる防災・あんしんメールの受信者、この方が市内にどの程度お見えになるか、お答えお願いします。
- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 御質問の3点目、携帯、スマホなどによる防災・あんしんメール の受信者はどの程度いるかについてお答えいたします。

防災情報、行政情報等を住民に伝達する手段として、先ほども申し上げましたとおり、基本となる同報無線、防災ラジオに加え、防災・あんしんメールを活用していますが、令和元年11月末現在で4,072人の方が登録をされ、利用されております。

また、河川の水位や雨量情報を受信できる防災情報アプリでも同報無線の内容を確認することができますが、現在1,217人の方が利用されています。引き続き、防災・あんしんメール、防災情報アプリの利用促進を図っていきたいと考えています。

〔3番議員挙手〕

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- ○3番(服部光由君) ありがとうございました。

災害に対して私たちが一番大事なことは、まずその情報を市民に知らせる、このことだと 思っております。ぜひとも先ほどの3点も含めて、さらに今後検討され、充実されるよう要 望いたします。

次に、地域の防災センターを超えた総合支援体制というような形になるんですが、実は中有知の住民の方から、橋を越えた藍見地区の避難所を洪水のときに利用したいが、なかなかそこには行きづらいと、こういった声が寄せられていました。特に、中有知地区は12カ所の避難所のうち8カ所が洪水には対応できない、そういったことが今あります。そういったことで、市としてはこういったことをどういうふうに考えておられるのか、御意見を伺いたいと思います。

- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 御質問の4点目、中有知地区住民から藍見地区の避難所を利用したいとの要望があるが市の考えはどのようかについてお答えいたします。

市が指定いたします避難所へ避難する場合、どの地区の避難所を利用されても構いませんが、中有知地区は長良川の氾濫による水害が一番危惧される地域であり、川が増水した場合は川に近づくことは大変危険であるため、できるだけ川から離れた場所へ逃げていただきたいという思いから、市では既存の避難所で一番安全と考えられる美濃中学校や市防災・中央コミュニティセンターへの避難を呼びかけているところでございます。

[3番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- **○3番(服部光由君)** 確かに、川に接近することは一般的に言うと危険が想定される。しかし、あの地域のことを考えれば、中有知地区から山崎橋を越えて藍見地区へ行くということはそんな危険なことではないわけだと思っています。

特に中有知の方が、考えられてみえる方が、藍見の地区へ中有知のふだん余り交流がないところへ行ってもいいのかと、こういった思いがあるということを伝えられています。ぜひともそこら辺を配慮しながら、中有知地区と藍見地区の自治会長を含めて、一定の懇談なんかも含めて、こういったことがないような形で迅速に避難できるよう、こういった環境をつくっていっていただきたい、このように考えます。よろしくお願いいたします。

次に、防災意識を高める取り組みという項目になるんですが、日常的な防災教育がいざというときの助けになると言われていますけれど、美濃市でもぜひ地域ごとの防災教育に力を入れていただきたい、このように思っております。

その1つとして、ふだん目にするところに氾濫時の各地における洪水の標識、モニュメントまではいかないと思いますが、そういったものの設置が有効だと思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

- ○議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 御質問の5点目、過去の河川氾濫時における洪水の記録を標識、 モニュメントなどで表示できないかについてお答えいたします。

ことしは昭和34年の伊勢湾台風の災害から60年の節目の年に当たりますが、市内においては昭和51年の9・12豪雨や平成16年の台風23号による豪雨災害など、これまで幾度となく洪

水による被害に見舞われてきました。

洪水の記録については、河川の氾濫により家屋の全壊、半壊、床上浸水など大きな被害を 受けた洲原地区や藍見地区に、市民の防災意識の高揚を図るため、過去の浸水位を示す標識 が計7カ所設置されているところでございます。

[3番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- ○3番(服部光由君) 7カ所以外に、例えば新しい入居者が多い中央とか生櫛地域、こういったところに標識は、私はちょっと見ておりませんが、これらの地域には設置計画、もしくはこういったモニュメントがあるよということがあれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 再質問の通告がないもんであれなんですが、今言われたところは 浸水被害、最近のこの2件では伊勢湾台風以降はないのですから設置はしてございません。

[3番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- ○3番(服部光由君) ありがとうございました。

次に、各種団体、自治会、そういったことへの防災訓練の支援という形で、本年11月に民 生委員の改選が行われて、来年4月には新しい自治会長が就任されるなど、これまで防災に 余り携わらなかった方が地域で活動されております。

これらの方々の教育はどのようなものが予定されているか、御答弁をお願いします。

- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 御質問の6点目、新たに就任される民生児童委員や自治会長への 防災教育はどのようなものが予定されているかについてお答えいたします。

各地域においては、共助の理念のもと自治会などを主体とした自主防災組織が結成され、 消火栓、防火水槽、避難経路の確認や消防団と連携した防災訓練などに多くの住民の方が参 加されております。

4月の連合自治会総会では、こうした自主防災組織の活動を支援するための防災訓練補助制度や防災資機材、防災施設整備に対する助成制度の活用を促し、今後も一層の自主防災組織の充実・育成に努めていただくよう啓発してまいります。

また、来年度は各自治会へ出向き、自助、共助による防災活動の重要性についてお話をさせていただき、家庭や地域における防災意識の向上に努めてまいりたいと考えています。

民生委員の方には、高齢者や障がい者等、災害時に支援が必要な方の把握をしていただき、自治会、自主防災組織と連携して日ごろの見守りや災害時の避難支援等をお願いしてまいりますが、そうしたことについては健康福祉課や社会福祉協議会から随時御説明をさせていただいています。

[3番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- **○3番(服部光由君)** 自治会長及び民生委員の方々は、特に地域での防災についてのキーマンになるようなそういった方々だと思っております。ぜひともここの教育、指導、援助をより強くやっていただきたい、このように思っております。よろしくお願いします。

次の質問に入ります。

避難行動要支援者名簿が各自治会長のところに配付されておりますが、実際にこのことが、リストがなかなか生かされない、こういった自治会もあるとお聞きしております。

このようなことについて市はどのように対応されているのか、お聞かせください。

- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 御質問の7点目、避難行動要支援者名簿が地域によっては十分に 活用されていない自治会もあると聞いているが、その対応はどのようかについてお答えいた します。

避難行動要支援者名簿とは、本市に居住する要介護者、高齢者、障がい者等の配慮を必要とする方のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合にみずから避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために特に支援が必要な方が登録された名簿でありますが、この名簿を災害時の避難支援に活用していただくよう、自治会、民生児童委員、消防機関等関係者には十分説明をして配付しております。

市の総合防災訓練では、避難行動要支援者名簿を使用した要支援者安否確認訓練を実施しておりますし、各地区の自主防災組織でも同様の訓練を実施されていると聞いております。 災害時の要支援の方々の避難には多くの避難支援者が必要となり、民生児童委員を初め自治会長、自主防災組織の方々や要支援者の近隣住民の助け合いが大きな力となります。

今後も引き続き、避難行動要支援者名簿を有効に活用していただき、地域ぐるみで要支援者の避難支援に御協力いただくようお願いしてまいります。

[3番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- **○3番(服部光由君)** ぜひともこの点では、命を守るという点からぜひ十分に対応していた だきたい、このように思います。

次に、長良川左岸には防災拠点として中央コミュニティセンター、道の駅に防災拠点がありますが、右岸には防災拠点がありません。

洪水その他のときに川を渡るということが困難な場合も考えられると思いますが、右岸に も防災拠点が必要と私は考えておりますが、市の考え方をお聞かせください。

- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 御質問の8点目、長良川左岸には防災拠点があるが、右岸にも防災拠点が必要と考えるがいかがかについてお答えいたします。

防災拠点とは、さまざまな物資や消耗品を備蓄し、災害時には避難所や応急復旧活動の拠点となる施設であると考えています。

議員からは、長良川の右岸にもこうした防災拠点が必要ではないかとの御指摘ですが、現在、各地域ふれあいセンターが入る施設は指定避難所に指定しており、一定量の非常食、飲料水、毛布等を備蓄するとともに、水防倉庫にはシャベル、ツルハシ等の資機材を配備し、災害に備えた各地域の防災拠点と考えております。

なお、不足する食料、資機材などがあれば、防災・中央コミュニティセンターの備蓄品からの供給や、また市内各企業との協定によりまして災害発生時には必要な物資を速やかに供給していただける流通備蓄の体制も整えております。

[3番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- **○3番(服部光由君)** 関連ですが、それについて各地区にあります防災倉庫の備品の点検は どのような状況になっているかお答えください。
- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 御質問の9点目、各地区にある防災倉庫の備品の点検はどのような状況かについてお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、防災・中央コミュニティセンター、道の駅のほか市内各地区の防災倉庫には資機材を備蓄しておりますが、毎年点検を行い、使用できない資機材や不足するものは定期的に更新をしております。

[3番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- **○3番(服部光由君)** 毎年点検をされている、そのことはよくわかりますが、じゃあその倉庫にどういったものがあるのか、これが明確になっていない部分もあります。

水防倉庫、防災倉庫、その前面に主な備品を表示し、とっさのときに誰が見てもわかるような、こういったことが必要だと考えております。ぜひ検討していただきたい。

また、各地域の水防倉庫、それから防災倉庫、ここに均一なものが入っているかどうか、これは今回の質問に入っておりませんが、どういったものが入っているのかということも含めて、ぜひ外から見ても中に何があるのかわかるような、こういった形をぜひやっていただきたい、このように要望して私の防災関係についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、中島遊水地について質問いたします。

毎回、私はこの議会において遊水地について質問を行ってきておりますが、建設部長にお 伺いいたします。美濃市に遊水地をつくるメリット、これはどのようなものか、市としての 考え方を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部長 池田健一君。
- ○建設部長(池田健一君) 皆さん、こんにちは。

遊水地をつくるメリットはどのようかについてお答えいたします。

国土交通省では、戦後最大規模の洪水となる平成16年10月洪水と同様の洪水を安全に流下

させることを目標に、長良川の洪水調整機能を確保し、洪水による災害の発生防止、または 軽減を目的に遊水地整備を行う計画としております。

現在、遊水地整備箇所として河川整備計画へ位置づけるための変更手続が進められている 横越地区では、下渡橋上流及び山崎大橋下流と比べ川幅が極端に広い中州があり、長年にわ たり土砂が堆積し、樹木が生い茂るなど流れを阻害する構造となっています。

遊水地の整備と、それとあわせて実施する河道掘削により、洪水時には遊水地内に本川の水が入るとともに、河川の断面を拡大し、洪水の流れをスムーズにすることにより遊水地周辺や下流では本川の水位が低下することから、浸水被害軽減のメリットがあります。

なお、あわせて周辺堤防の機能や断面の確保なども検討されるメリットがあると考えております。

[3番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- **○3番(服部光由君)** 先日、国土交通省木曽川河川事務所へ市長さんを初め自治会長、議員 さんらが要望書を携え訪問されました。

この要望書はどのようなものであったのかお尋ねしたいと思いますが、現在の木曽川水系 流域委員会では令和元年第4回委員会が開かれまして、地域住民からの意見聴取結果、木曽川水系河川整備計画変更が話し合われたと聞いています。既に木曽川水系河川整備計画変更 についての意見聴取をする、いわゆるパブリックコメント等を地域住民から聴取する直前まで進行しています。

本年9月議会でも、建設部長から各地区の説明会の概要が報告されましたが、美濃市民にとっての有益性がほとんど認識されないような説明会でもあったと思います。そのことで、 先ほどの美濃市に遊水地をつくるメリットはどのようなものかという質問を行ったわけですが、また説明会の中で、市民の声には整備計画がまだ具体化されていないという段階での回答はできないとしながら、美濃市として積極的に推進していく立場と発言されました。

そこで先ほどの質問ですが、先般、国土交通省木曽川河川事務所に市長を初めとした方々が要望書を提出されました。その内容について概要を明らかにしていただきたい、このように思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部長 池田健一君。
- **〇建設部長(池田健一君)** 要望内容についてお答えいたします。

本年10月の台風19号では、関東、信越、東北地方の多くの河川で堤防決壊や越流による被害が報告され、被災地域の惨状は記憶に新しく、台風の進路いかんでは本市にも重大な被害が発生した可能性があります。

現在、国や県では長良川流域全体の安全・安心対策のため、着実に河道掘削や護岸工事、 ダムの建設等が進められておりますが、さらなる治水安全度向上のため、地域全体が安全で 安心して暮らせるよう要望を行ってまいりました。

要望内容は、長良川遊水地の早期の整備、流量断面の十分な確保と左岸、右岸の堤防強化、

そして地元説明等の場を設けるとともに地元の意向を十分検討の上で整備を進めることの3 点を要望してまいりました。

[3番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- ○3番(服部光由君) 中島遊水地については、美濃市議会において美濃市の対応を論議したのは私の一般質問のみで、遊水地全体の構想などをこの市議会で論議したことはありませんし、報告も基本的にはないというふうに思っております。

要望書の提出前に、関係する地域の議員、自治会長さんなどへの説明が執行部からありましたが、市民に市の方向を明らかにするためには、当然、市議会でこのことが論議されてしかるべきだと考えております。残念ながら、そういった姿勢が今までありませんでした。

今後の遊水地計画は、令和元年度に木曽川水系河川整備計画の変更で整備計画に遊水地を 位置づけ、令和2年度に用地取得、設計に必要な現地測量・調査、令和3年以降に概略設計、 詳細設計等が行われると聞いております。

また、木曽川水系流域委員会は第4回ふれあいセミナー、パブリックコメントの協議、第 5回で関係知事の意見聴取、そして関係知事を通じて流域の市町村長へ意見聴取を実施、こ ういったスケジュールになっております。

市長は美濃市の遊水地計画を議会に報告し、あわせて関係住民の要望、意見を十分に酌み 取っていただき、今後の市政運営を行っていただきたい、このように要望いたしまして遊水 地問題についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、「のり愛くん」について質問いたします。

高齢者の免許返納が進む中、市内の移動手段が限られてくる方が年々増加しています。こういった中で、当市の「のり愛くん」はまさに市民の足として活躍していますが、一方で、 待ち時間が長い、停留所が遠いなどさまざまな要望が聞かれます。

当市の「のり愛くん」のシステムは全国的にもいろんな意味で評価されている、そういった先進的なシステムであると、私はこのように考えておりますが、さらにこの「のり愛くん」のシステムをよりよくしていきたい、こういった思いから質問をいたします。

前回の市議会でも、「のり愛くん」の停留所の問題で質問いたしましたが、停留所の位置を変更された、こういったところは地域住民から要望があってというふうに思いますが、この間どのように対応されてきたのか、答弁をお願いします。

- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 「のり愛くん」についての御質問の1点目、利便性から変更された停留所があるのか、また地域住民が自治会長にお願いしても一向に変わらないなどの声もあるが、これはどのように対処するのかについてお答えいたします。

これまで3年間に変更された停留所は2カ所、新設された停留所は4カ所あります。

また、停留所の変更につきましては、自治会からの要望をお聞きし、できる限り対応して おりますが、停留所の設置可能な敷地内かどうかや、車両が停車してもすれ違うことができ る道かなど、安全に乗車でき、通行の妨げにならない場所であること、また停留所について は約200メートル間隔ごとに設置することとしておりますので、御理解願いたいと思います。 [3番議員挙手]

〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。

○3番(服部光由君) 答弁の中身の内容は確かにお聞きしまして、そういったことを地域の 方にお話ししたこともあったんですが、それでも一向にまだ変更されない、こういった声が 聞かれる地域が2カ所、3カ所とあります。

それはぜひとも自治会長さんへの援助とか、それから地域の方についての援助をやっていただけばすぐにも解決できるような内容になっているポイントだと思っております。その実現について、具体的な場所については別途お話ししたとおりですが、ぜひそこら辺をよろしくお願いしたいというふうに思います。

引き続き、今後とも地域住民の利便性の向上のためにぜひよろしくお願いしたい、このように思います。

次に、「のり愛くん」について、市民の中には市内一律同一料金でないからといった不平 等感を聞くことがあります。利用者がそれほど多くないと思っておりますが、市内一律料金 についてはどのように考えておられるのか、御回答をお願いします。

- 〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。
- ○総務部長(北村道弘君) 御質問の2点目、市民の中にある不公平感をなくすために、市内 一律同一料金体系の見直しはできないかについてお答えいたします。

美濃市の公共交通は、これまで利用者の減少に伴い徐々に廃止、縮小されてきました。そこで、市では主に美濃病院を初めとした医療機関への通院や大型スーパーへの買い物などを目的としたコミュニティバス「わっちも乗ろCar」の運行を開始いたしました。しかしながら、「わっちも乗ろCar」は目的地までの時間がかかり過ぎる、運行本数が少ないなどの課題があり、これらを受け、利便性の向上のためデマンドタクシーによる「のり愛くん」の運行に切りかえたという経緯があります。

なお、市内全域同一料金につきましては、運行経費が増加傾向にある中、利用者負担も含め検討してまいりたいと考えております。

[3番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- **○3番(服部光由君)** 回答の中の利用者負担も含めということは、使用料金を一律に上げる かもしれないということも含めて検討されるというふうに受け取りました。

現在の「のり愛くん」の基本的には100円で市内どこへでも行けると、こういったことがこの「のり愛くん」の大きなメリットになっていると、このように考えております。ぜひともそういった方向で検討をしていただきたい、このように思います。要望につきましては、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、特別養護老人ホームへの入所の関係で質問いたします。

自宅での療養が困難な方への支援として、介護養護施設等が市内にはありますが、入所できない方々も何人かおられるとお聞きしております。

この状況について民生部長さんに質問いたしますが、入所待ちの待機者は市内に何人ほど おられるのか、よろしく御回答ください。

- 〇議長(古田 豊君) 民生部長 篠田博史君。
- **○民生部長(福祉事務所長)(篠田博史君)** 特別養護老人ホームの入所待機者について、御質問の1点目、市内の待機者数についてお答えします。

県が調査した特別養護老人ホームの入所需要の把握についてによりますと、平成31年4月1日現在の待機者は50人、これは市内の3つの施設に申し込みをされている延べ人数で、実人数は30人です。施設別の待機者数は、美和の里が30人、みの輝きの杜が18人、みのがみの郷が2人です。

[3番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- ○3番(服部光由君) 待機患者数が、美和の里が30人、みの輝きの杜が18人、みのがみの郷が2人という回答ですが、美和の里は施設拡張に伴ってベッド数も増設されましたね。いまだにいわゆる空きベッドがある、そういったことをお聞きしております。

介護要員の不足と言われておりますが、これへの対応及び実態について、どのような形に なっているかお答えください。お願いします。

- 〇議長(古田 豊君) 民生部長 篠田博史君。
- **○民生部長(福祉事務所長)(篠田博史君)** 特別養護老人ホームの空きベッド利用について お答えします。

市といたしましては、市内3カ所の特別養護老人ホームへは入所並びにショートステイの サービスの実施をできるだけニーズに応えていただきたいとお願いしているところでありま すが、施設によりますと、介護に従事していただく職員が集まらないことから、やむを得ず 利用の制限をされているということでございます。介護レベルを維持向上していくためには、 資格を含めた一定のレベルの方の確保が必要であり、そうした方の発掘に努めておられると ころであります。

しかしながら、なかなか職員の確保ができない現状で、今後も引き続き職員の募集については努力するとお聞きをしております。市としても協力していきたいと考えております。

[3番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 3番 服部光由君。
- ○3番(服部光由君) いわゆる空きベッドがある施設の中で、職員がいないから充足できないと、こういったことをぜひともなくしていきたい、このように考えておりますが、全国的に職員数の不足は美濃市だけではないわけですよね。そういったことで、美濃市としてもぜひともこの職員の充足についての強力な支援をできるような形をお願いしたい。例えば、職員の募集については産業祭、毎年あるわけですが、そこでこういったところからの求人の募

集を行うとか、そういったことも含め、ぜひとも強力に進めていただきたい、このように思います。

また、今そういった形で待機されている方がたくさん見えるわけですけど、このような方を自宅で介護されている方々、こういった方もそれにましてたくさんお見えになるわけですけれど、毎年、社会福祉協議会、美濃市健康福祉課などが主催して介護者の慰労や介護の学習などを実施されております。ことしも12月6日に介護者の集い、こういったものを開催されたとお聞きしておりますが、先ほどの入所待機者の介護者だけではなくて、自宅で介護をされている方に対しても、こういった催しに参加できるようにぜひ要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

- 〇議長(古田 豊君) 次に、1番 松嶋哲也君。
- ○1番(松嶋哲也君) 皆さん、こんにちは。

発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従い、一問一答にて長良川遊水地について建設部長にお尋ねします。

本年も暴風、大雨による大規模災害が相次いで発生いたしました。10月12日の台風19号では、関東、北信越、東北地方で死者99名、行方不明3名、負傷者484名、床上浸水3万3,096棟、床下浸水3万6,095棟、全壊・半壊8,147棟、一部損壊8,808棟と、これまでにない大規模な災害が起きました。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。

国土交通省によりますと、台風19号による豪雨で、川の堤防が壊れる決壊が発生したのは 7つの県合わせて71河川140カ所となり、川の水が堤防を越える越水などで氾濫した河川も 16都道府県延べ285河川に上っており、被害の拡大につながっております。

本市においては、昭和34年の伊勢湾台風や平成16年の台風23号の洪水で、長良川、板取川を初め中小河川においても河川堤防の決壊や越流などの氾濫により甚大な被害に見舞われております。

このように、防災、治水の問題は、流域住民の皆様の生命と財産に直接かかわる重大案件であります。この治水に関する事項として、美濃市においては本年5月20日、木曽川水系流域委員会において、長良川に整備する遊水地候補6カ所から本市の横越地区が選定されました

ここで1点目、本年5月20日の木曽川水系流域委員会にて、長良川遊水地計画の6カ所から本市横越地区が候補地として選定されたが、その後の木曽川水系整備計画の進捗状況はどのようか、建設部長に答弁を求めます。

- ○議長(古田 豊君) 建設部長 池田健一君。
- **〇建設部長(池田健一君)** 木曽川水系流域河川整備計画の進捗状況はどのようかについてお答えいたします。

長良川遊水地計画については、長良川流域の皆様全員の安全・安心を最優先に考えて進められており、本市においても市民の安全・安心を最優先に考えて進められているものでござ

います。

松嶋議員より御指摘がありましたとおり、長良川遊水地につきましては平成20年作成の木曽川水系河川整備計画で整備することが示されており、平成29年5月に候補地として6カ所が選定されております。その後、本年5月20日の第1回木曽川水系流域委員会において、美濃市横越と関市池尻の2カ所が候補地として選定されました。

その後の進捗状況につきましては、6月、9月、11月に委員会が開催されております。委員会では、木曽川水系河川整備計画の変更に向けて、事業内容や整備計画方針などのほか、環境影響についても議論されております。

11月の第4回委員会では原案(案)について、変更点の説明が国土交通省より行われました。また、原案とは別にふれあいセミナーの報告があり、遊水地の整備は環境への低減に努め、地域住民の意向を踏まえつつ、既往の洪水に対する浸水被害の軽減や平常時の土地利用のあり方に配慮するように整備を推進する中で詳細な検討を進めると報告されております。

現在は原案に対するパブリックコメントなどを行っており、木曽川水系河川整備計画の変更に向けて進めていると聞いております。

[1番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 1番 松嶋哲也君。
- ○1番(松嶋哲也君) 5月20日の国土交通省中部整備局木曽川水系流域委員会が、木曽川水 系河川整備計画変更に向けた今後のスケジュールについて示しております。

今の答弁を聞きますと、このスケジュールよりも少しおくれているように思われます。しかしながら、このスケジュールに引っ張られるのではなく、答弁にありましたようにあくまでも地域住民の安全・安心を優先し、住民からの意見聴取を十分に行い、整備計画を進めていただくようお願いします。

次の質問に移ります。

長良川遊水地が本市横越地区に選定されたことに伴い、本市では6月に「ふれあいセミナー 長良川遊水地等について」と題する説明会が防災センターで開催されました。

8月には、横越地区、藍見地区、下渡地区、中有知地区の4カ所で長良川遊水地についての住民説明会が開催されました。これは遊水地の周知と地域住民からの意見聴取が目的であったと思います。しかし、延べ110名参加の住民説明会で長良川遊水地の周知と地域住民からの意見聴取が十分にできたのか疑問が残ります。

そこで2点目、長良川遊水地の周知を市としては今後どのようにして進めていくのか、答 弁を求めます。

- ○議長(古田 豊君) 建設部長 池田健一君。
- **〇建設部長(池田健一君)** 長良川遊水地の周知を市としては今後どのように進めていくのかについてお答えします。

長良川遊水地の計画は、法律に基づき木曽川水系河川整備計画が変更された後に詳細な検討に入ると聞いております。

遊水地の周知については、平成27年10月より遊水地の効果について横越地区と中島財産組合、周辺の自治会長などに説明を行ってまいりました。しかし、なかなか理解が得られなかったことから、平成30年5月から8月まで4回にわたり、市長と横越地区で累計80名を超える市民との意見交換会を開催し、一定の理解が得られたことから、国土交通省において河川整備計画の変更に向けた検討が進められました。

その後、本年8月に国土交通省から地元地域を対象に、横越地区、下渡地区、藍見地区、中有知地区の4カ所で説明会が開催され、110人以上に参加いただき、理解を深める努力をしてきたところでございます。

今後は、整備計画の変更に伴い詳細な調査や設計が進むことから、本市としては早期の整備に向けて要望したところでございますが、法的な手続が進められる中で、国から示された段階において適切な説明をお願いしてまいりたいと考えております。

[1番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 1番 松嶋哲也君。
- ○1番(松嶋哲也君) 私が参加しました中有知地区の説明会において、地元住民の参加者は 自治会役員を中心に20名ほどでした。これは中有知地区の人口の1%にも達しておりません。 地元住民のほとんどが長良川遊水地整備計画を知らないのが現状であります。

御承知のように、周知とは広く知らしめるということで、漏れなく全ての人が知っている 状態が理想となります。

今の答弁にもあったように、長良川遊水地計画は候補地の選定が終わった段階で、整備計画変更の決定後、調査、設計と進んでいくと思いますが、冒頭でも申し上げたように、治水の問題は地域住民の皆様の生命と財産に直接かかわる問題であります。地域住民の皆様の心配や不安も大きいため、間違った情報の伝達や少しの疑念がより大きな不安に結びつくことも考えられます。ぜひ国土交通省との連携において、示された段階ごとに正確な情報を迅速かつ丁寧に住民の皆様に周知いただくようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

6月に開催された遊水地についての説明会で、住民の皆様が心配していた点が2つあります。

1つ目は、当然でありますが、遊水地流域の安全性です。

国土交通省の説明では、遊水地完成後、平時において遊水地上流と下流の水量は同じである。大雨により遊水地が機能しているときは、遊水地の上流よりも下流の水量は減る。遊水地が満水になっても、遊水地の上流と下流の水量は同じである。したがって安全である。この点についてはよくわかりました。

しかし、遊水地の建設で河川の一部の流速や堤防にかかる水圧については変化が起こる可能性があり、今後の調査、検証により堤防等の強化が必要であるとの説明もありました。

2つ目が、工事プロセスです。

横越地区の遊水地は、計画によると面積約19~クタール、これは東京ドーム4個分です。 容量が144万立方メーター、概算予算が108億円の大規模な工事です。遊水地の工事期間は長 期に及ぶと考えられ、施工途中の遊水地流域の安全性をどう担保するのかについては説明がありませんでした。また、国土交通省の担当者からは、左岸堤防と右岸堤防の十分な安全を担保した後に遊水地の工事を進めるとの説明がありましたが、具体性がなく不安が残っております。

そこで、3点目の質問です。

遊水地建設時の左岸堤防の安全性と工事プロセスを市としてはどのように考えているか、 答弁を求めます。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部長 池田健一君。
- **〇建設部長(池田健一君)** 建設時における左岸堤防の安全性と工事プロセスを市はどのよう に考えるかについてお答えします。

今後、詳細な調査や設計が進む中で遊水地計画や周辺堤防の安全性の検討、施工手順などが示されるため、現在のところ工事プロセスはわかりませんが、安全性を含めた適切な工事が行われるものと考えております。

〔1番議員挙手〕

- 〇議長(古田 豊君) 1番 松嶋哲也君。
- ○1番(松嶋哲也君) 今後、周辺堤防の安全性の検討、施工手順が示されるとの答弁ですが、周辺堤防の安全性については国土交通省の資料「長良川遊水地の候補地選定について」の中に、横越遊水地は現堤防の強化・堤防に当たる流速の低下等、現状より安全度が向上するとあります。また、工事手順については、住民説明会にて国土交通省の担当者から、周辺堤防の十分な安全性を担保した後に遊水地の建設工事を進めていくので安心してくださいとの説明がありました。

ぜひ美濃市としても、このような安全性を重視したプロセスで計画、施工が進むよう国土 交通省への働きかけをお願いしたいと考えます。

次の質問に移ります。

現在の長良川は、千鳥橋より下流を国土交通省が管轄、それより上流を岐阜県が管轄しております。今回の長良川遊水地の候補地選定に伴い、横越地区流域の管轄が岐阜県から国土交通省にかわり、遊水地の建設、流域の整備等の全てを国が行うとの説明が国土交通省の担当者からありました。

ここで、4点目、長良川遊水地の流域は、いつどのようなタイミングで管轄が岐阜県からに国土交通省にかわるのか、答弁を求めます。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部長 池田健一君。
- **〇建設部長(池田健一君)** 長良川遊水地の流域は、いつどのタイミングで県から国に管轄がかわるのかについてお答えいたします。

議員から御説明がありましたように、現在、長良川の管理区分につきましては岐阜市の千 鳥橋から下流を国土交通省が、上流を岐阜県が管理しております。

横越地区で進められる長良川遊水地計画については、遊水地の上下流を国と県で協議する

中で国土交通省が管理する計画と伺っておりますが、時期及び区間については本市では把握 しておりません。

[1番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 1番 松嶋哲也君。
- ○1番(松嶋哲也君) 今の御答弁で、時期及び区間については市は把握していないとのことでしたが、住民説明会にて国土交通省の担当者からは、あくまで予定であるが、遊水地計画変更決定後の早い時期に、本市の下渡橋から山崎大橋の長良川流域を国の管理にしたいとの発言がありました。

計画変更の決定後は、この遊水地流域においては国土交通省と、それ以外の流域は岐阜県 との連携において、これまで以上に本市の長良川流域の安全性向上に努めていただくことを 望んでおります。

最後に、長良川遊水地の整備については、国土交通省との連携において長良川遊水地計画の段階ごとに正確な情報を迅速に周知いただき、住民皆様の不安を解消するとともに、地元説明会等の場を設け、地域住民の意向を十分に検討した上、計画を進めていただくことと、長良川遊水地の整備に当たっては、住民皆様の安全・安心を最優先に考えていただき、河川の掘削、堤防の強化、護岸浸水対策等により遊水地流域の安全性が向上するよう計画を進めていくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長(古田 豊君) これより10分間休憩いたします。

休憩 午後3時35分

再開 午後3時45分

- ○議長(古田 豊君) ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、8番 岡部忠敏君。
- ○8番(岡部忠敏君) こんにちは。

発言通告に従いまして、2点の一般質問を一問一答で行わせていただきます。

1点目は聴覚・言語障がい者の緊急通報について、2点目は死亡に伴う手続についてでございます。

まず1点目、聴覚・言語障がい者の緊急通報について、民生部長にお伺いします。

聴覚障がいには、全く聞こえない人と聞こえにくい人がいます。言語障がいでは、咽頭摘出や麻痺、失語症などにより発声・発語が困難となります。このような方々のコミュニケーション手段として、手話や読話は対面しなければコミュニケーションができないような手段でございます。

このように会話が困難な方々が突然緊急を要する事態に陥った場合、119番通報、緊急通報する場合、現状ではどのような手段がとられているのか、民生部長にお尋ねいたします。

〇議長(古田 豊君) 民生部長 篠田博史君。

○民生部長(福祉事務所長)(篠田博史君) 聴覚・言語障がい者の緊急通報についての御質 問の1点目、現状の緊急通報の手段についてお答えします。

現在、美濃市においては電話による119番通報以外の消防署への緊急通報の手段として、次の2つがあります。

1つ目は、美濃市緊急通報システムです。これはあらかじめ自宅に専用の電話機を設置しておき、急病などの場合に電話機本体または附属のペンダント型リモコンの非常ボタンを押すと自動的に消防署へ通報されるものです。対象者は65歳以上のひとり暮らしの方、寝たきりの方が見える75歳以上の高齢者のみ世帯及び1級から3級の身体障がい者手帳の交付を受けたひとり暮らしの方で、現在83世帯84名の方が利用されており、このうち2世帯2名が聴覚または言語障がいの方です。

2つ目は、中濃消防組合のメール119番通報です。電話を用いた会話による119番通報が困難な方のために、携帯電話やスマートフォン等の電子メールを送信することによって救急車や消防車を要請する仕組みです。対象者は聴覚または言語等に障がいのある方で、現在6名の方が登録されています。

なお、このほかに中濃消防組合の障がい者データ登録という制度があり、あらかじめ中濃 消防組合に身体障がい者の方の状況をデータ登録しておき、緊急出動する消防隊または救急 隊が火災時の早期避難、安否の確認、救急時の救急車が現場に到着するまでの口頭指導や、 到着後には速やかに適切な対応がとれるよう登録された情報を活用するものです。現在、86 名の方が登録しており、このうち10名が聴覚または言語障がいの方です。

[8番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 8番 岡部忠敏君。
- ○8番(岡部忠敏君) 御答弁ありがとうございます。

聴覚障がい者、また言語障がい者の方に、緊急通報がこういった3つの方法があるという ことは本当に助かります。

総務省では、言語でなく音声以外の緊急通報、簡単な操作で素早く緊急通報ができる緊急 通報システムの拡充が進められております。

聴覚・言語障がい者の方も安心して緊急時に対応をとることができる対策、その一つにインターネットを通じスマートフォンによる119番通報であるNet119 緊急通報システムでございます。スマートフォンなどから通報用のウエブサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な救急か火事の別と、それから通報者の位置情報を入力すれば即座に消防本部に通報がつながり、その後テキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっております。旅行中で自宅にいなくても通報ができ、GPS 機能で本人の位置も特定が可能です。

消防庁のホームページでは、全国726本部中の168本部が導入済みであります。そして、2020年度までに導入済み本部を含めて578本部が導入予定のようになっております。

本市も導入予定とありますが、その進捗状況はどのようか。さらに、導入費用はどれくら

いか、国庫補助はあるのかどうかをお尋ねいたします。

- 〇議長(古田 豊君) 民生部長 篠田博史君。
- **○民生部長(福祉事務所長)(篠田博史君)** Net1119緊急通報システムの進捗状況及び 導入費用などについてお答えいたします。

Net119緊急通報システムにつきましては、中濃消防組合に確認したところ、令和2年度に導入する方向で準備を進めているとのことです。初年度に必要な費用として、導入経費が49万5,000円、運用経費が13万2,000円の合計62万7,000円を見込んでおります。また、次年度以降は毎年13万2,000円程度のランニングコストが必要となります。なお、国庫補助はないとのことです。

[8番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 8番 岡部忠敏君。
- ○8番(岡部忠敏君) ありがとうございました。

このNet119緊急通報システム、早期導入していただけるように、市としても御尽力をお願いしたいと思います。

続きまして2点目、死亡に伴う手続についてを民生部長にお尋ねいたします。

身近な家族が亡くなったとき、故人によって必要な手続が異なります。多岐にわたり複雑なものもあり、遺族にとって大きな負担となる場合があります。今日では、核家族化、高齢化が進む中で、家族が亡くなったときの手続を高齢の方がされる場合、もっと大きな負担になるのではないかと思います。

遺族の方の負担を少しでも減らしてあげられるよう、手続漏れをなくすために、家族が亡くなったとき手続に必要なもの、受付窓口などの案内書、または一覧表の用意は美濃市ではできているのかどうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(古田 豊君) 民生部長 篠田博史君。
- **○民生部長(福祉事務所長)(篠田博史君)** 家族が亡くなったときの手続はどのようか、手続に必要なもの、受付窓口等の一覧表や案内書があるのかについてお答えします。

御家族が亡くなられた場合、葬儀の前に行う手続と葬儀の後に行う手続があります。葬儀の前に行う手続としては、市民生活課への死亡届の提出や火葬許可証の申請、火葬場、霊柩車の予約があります。葬儀の後には、国民健康保険や年金、介護保険、福祉制度など各種の手続が必要となります。

これらの手続は、亡くなられた方によってさまざまで煩雑になることがありますので、死亡届を受理したときに、手続の種類や必要なもの、受付窓口を記した一覧表をお渡ししております。死亡届の提出は、ほとんどの場合葬祭業者によって行われていますので、葬儀の後に行う手続については、この一覧表に従って、業者の方から遺族の方へ説明をしていただいているところです。

事前の周知に関しましては、市ホームページで手続の種類や必要なもの、受付窓口などを 掲載しておりますが、よりわかりやすい情報提供ができるよう努めてまいります。

[8番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 8番 岡部忠敏君。
- ○8番(岡部忠敏君) 答弁ありがとうございます。

次に、家族が亡くなったときの手続を一括して手助けする窓口の開設が、各自治体で静か に広がっております。

大分県別府市や三重県松阪市の先進事例を見ますと、窓口の一本化と申請手続の簡素化を 図るおくやみコーナーを設置しております。これは遺族に寄り添ったサービスだと私は思っ ております。遺族の負担も軽くなり、職員の方々の働き方改革につながるのではないでしょ うか。

本市でも、死亡時の届け出手続が一括で対応できる窓口の設置を検討するべきではないかと私は思います。本市ではその考えがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(古田 豊君) 民生部長 篠田博史君。
- **○民生部長(福祉事務所長)(篠田博史君)** 死亡時の届け出が一括対応できる窓口の設置を 検討すべきではないかについてお答えします。

当市では、遺族の方が葬儀の後に行われる手続に来庁されたときに、初めの受付担当者が どんな手続が必要かを聞き取りし、関係各課に連絡をとり、窓口を移動することなく、かつ 短時間で済ませられるように心がけているところであります。手続の所要時間は30分、長い 人でも1時間程度となっていることから、今のところ専用窓口の開設は考えておりません。

しかし、今後、状況等の変化によりふぐあいが生じるおそれがあるときは、死亡時の届け 出が一括対応できる窓口の設置の検討を含め、市民の皆様に対し利便性の向上に取り組む考 えであります。

[8番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 8番 岡部忠敏君。
- **〇8番(岡部忠敏君)** どうもありがとうございます。

これからも死亡の手続に来られた遺族の方が戸惑わないように、関係各課に連絡をとっていただき、窓口の移動をすることのないよう、短時間で手続が終えられるようよろしくお願いします。どうも答弁ありがとうございました。

- ○議長(古田 豊君) 次に、11番 太田照彦君。
- **〇11番(太田照彦君)** 発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従い、一問一答方 式で一般質問を行います。

最初に、ハザードマップの更新や周知と防災訓練についてお尋ねをいたします。

近年は、台風や豪雨による大規模災害が日本全国で発生しており、平成30年7月豪雨では、 西日本だけではなく県内でも多くの被害が発生しました。特に、長良川上流域の郡上市ひる がの、長滝や関市板取では、7月5日から8日の4日間で総雨量が1,000ミリを超す雨量を 観測し、関市内を流れる津保川周辺においては多くの家屋などが浸水し、甚大な被害が発生 いたしました。 美濃市においても長良川の水位が上昇し、立花地内の県道御手洗立花線や保木脇地内の県道白山美濃線が冠水し、一時通行どめとなったほか、曽代地内では土砂災害による国道156 号線が通行どめになるなど、市内各地で河川、砂防、国道、県道、市道などが被災を受けました。

また、本年はたび重なる台風の襲来があり、特に10月の台風19号では関東、信越、東北地方で中小河川を含む多くの河川で堤防決壊や越流による被害が報告され、被災地域の惨状は記憶に新しく、台風の進路いかんではこの地域も重大な被害が発生していた可能性もあります。

さて、このように毎年発生する災害の被害から身を守るための手段として、県では水防法に基づく洪水浸水想定区域図や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域図を作成しており、市ではハザードマップを作成し、冠水地域や土砂災害危険区域について、窓口での配布やホームページを用いて周知を行っています。

しかしながら、昨今では中小河川での激甚な洪水被害や土砂災害が頻発するなど、想定をはるかに超える被害に見舞われているのが現状であります。このことから、県では県管理の河川において、ことし5月に新たなる洪水浸水想定区域図や水害危険情報図を作成し、L1と称するおおむね10年から30年に1度程度起こる洪水と、L2の想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水に伴う浸水や水深を想定した図が示されました。また、土砂災害警戒区域については、10月、11月に7地区において新たな区域の指定に向けた住民説明会が行われております。

そこで1点目ですが、新たな洪水浸水想定区域図や水害危険情報図及び土砂災害警戒区域 の箇所追加や更新の経緯はどのようか、建設部長にお伺いをいたします。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部長 池田健一君。
- **〇建設部長(池田健一君)** 洪水浸水想定区域図や水害危険情報図及び土砂災害警戒区域の箇所追加や更新の経緯についてお答えします。

1級河川を管理する河川管理者は、水防法に基づき洪水予報河川や水位周知河川を対象に、河川が氾濫した場合に浸水被害が想定される区域や浸水の深さなどを明示した洪水浸水想定 区域図を作成し、公表することとされております。

平成27年の水防法改正により、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が、従前の河川整備において基本となる降雨から想定し得る最大規模の降雨に変更となったことを受けて、本市に関係する河川では長良川と板取川の下流区間において、平成30年6月に変更されました。

その後、平成30年7月の豪雨災害を受けて設置された平成30年7月豪雨災害検証委員会に おいて、浸水が想定される区域がわからない河川が多くあり、避難の必要性が高い区域を把 握することなどが課題として上げられました。

このことを受けて、県では洪水浸水想定区域の公表対象となっていない県管理河川において、水害リスクの高い区域を示した水害危険情報図を作成し本年5月末に公表しております。

これにより、本市で洪水浸水想定区域図と水害危険情報図が公表されている河川は、長良川、 板取川、余取川、片知川、神洞川、半道川の6河川となっております。

また、土砂災害警戒区域は土砂災害防止法に基づき、土砂災害から生命及び身体を保護するため、危険箇所の周知や警戒避難体制の整備などを目的に指定されております。本市の土砂災害警戒区域は、地形図をもとに土砂災害のおそれのある箇所を選定し、土砂災害の原因地も含めた地形、地質などから土砂の予想到達範囲などを調べる基礎調査を実施後、説明会の開催を経て平成25年3月に指定されております。

その後、新しい航空測量などをもとにしたより精度の高い地形図を用いて市内全体の追加 区域等の再選定が平成26年に行われ、基礎調査が平成30年度までに実施されました。これを 受けて、県によりことしの10月、11月に7会場で説明会が開かれ、200名を超える市民が参 加されました。今後は、今年度内の追加指定に向けて作業を進めていると聞いております。

[11番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 11番 太田照彦君。
- ○11番(太田照彦君) 雨の降り方が局地的、集中的、激甚化している中で、洪水浸水想定 区域図や水害危険情報図について、追加も含めた6つの河川が示され、また土砂災害警戒区 域等の追加指定は今年度内をめどに行っていただけることがわかりました。

そこで2点目ですが、県による追加、更新を受けて、市ではハザードマップの更新が必要 と考えるが、更新時期や現状の進捗はどのようか、建設部長にお伺いいたします。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部長 池田健一君。
- **〇建設部長(池田健一君)** ハザードマップの更新時期や現状の進捗についてお答えします。 ハザードマップは洪水、土砂災害、地震の3部構成になっております。このうち洪水と土 砂災害について、新たな情報や範囲の追加などがありますので、更新が必要だと考えております。

現在は、浸水域や浸水深の更新に伴う避難所の候補地選定や、各家庭でのマップの利用方法や使いやすく見やすい資料としてタイムラインとなる「私の避難のタイミング」の改定を検討しており、来年度の完成、配布を目指して進めております。

[11番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 11番 太田照彦君。
- ○11番(太田照彦君) 洪水浸水想定区域図や水害危険情報図や土砂災害警戒区域の指定を 利用したハザードマップ作成については、県と市が情報を共有し、しっかりと連携して一日 も早く作成することを望みます。

ハザードマップは、市民が洪水や土砂災害について考え、備え、いざというときには行動 するための手助けになることが重要であり、これが作成する目的でもあります。新しいハザ ードマップの作成には時間がかかることは理解できますが、災害は待ってはくれません。

そこで3点目、昨今では毎年のように日本のどこかで災害に見舞われていることを考えると、気象状況や河川の水位状況等の情報収集も重要でありますが、災害に対する備えとし

て、みずからの命を守るためにはハザードマップの見方、使い方、避難場所等を市民一人一 人が知っておくことが必要であります。

いま一度周知することが重要と考えますが、建設部長のお考えをお聞かせください。

- 〇議長(古田 豊君) 建設部長 池田健一君。
- ○建設部長(池田健一君) ハザードマップの周知方法についてお答えいたします。

ハザードマップの目的は、洪水や土砂災害の危険が予想されるときに早目の避難を行っていただくため、事前の準備として必要な情報を確認するための資料、マップとなります。

御指摘いただきましたとおり、昨今では台風、ゲリラ豪雨、線状降水帯による長時間の降雨など、いつどこが洪水や土砂災害に巻き込まれるかわからない状況です。市としましても、洪水や土砂災害に対して十分に警戒する必要があり、長良川や板取川などの大きな河川の増水は、雨の降り方や時間から水位上昇の予想が可能であるため、避難に関する情報を出しております。また、そのほかの中小河川等においても、気象庁が発表する大雨や洪水に関する情報をもとに防災ラジオや防災メールなどを用いて情報発信しております。これらの情報をもとに、市民一人一人が対応していただけるように、また避難のタイミングなど防災意識を高めるためにも再度の周知が必要であると考えております。

しかしながら、新しいハザードマップの完成には時間がかかるため、既存のハザードマップを用い来年の出水期までにまずは特に浸水被害や土砂災害が想定される地域において、できる限りきめ細かく、例えば自治体単位ごとに説明会を開催するなど多くの方が参加できるような方法を考えており、防災意識の向上について市民の理解を深めたいと考えております。

説明会では、自分の住んでいる地域がどのような状況なのかを理解いただくことや、市から防災情報が出された場合には早目に避難いただくことの重要性を再認識していただきたいと考えております。

また、日ごろからマップを活用し、家族内で避難経路を話し合い再確認することや、地域 と連携を図りながら避難の準備を進めることを目的に活用していただきたいと考えておりま す。

〔11番議員挙手〕

- 〇議長(古田 豊君) 11番 太田照彦君。
- ○11番(太田照彦君) 来年の出水期までには、洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域を中心にきめ細かな説明会をする中で、一人でも多くの市民が早目の行動や意識の向上につながるよう、しっかりと説明を行っていただくことを期待いたします。

ここまではハザードマップの更新と周知について、市民がいかに活用できるかをお尋ねいたしましたが、4点目としまして、新たに洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定された場所から指定場所まで避難するためには日ごろの訓練が必要だと考えますが、今後の避難訓練等はどのように行うのか、この問題につきましては総務部長にお伺いいたします。

〇議長(古田 豊君) 総務部長 北村道弘君。

○総務部長(北村道弘君) 御質問の4点目、新たな指定や追加を受けて、防災訓練はどのように進めていくのかについてお答えいたします。

災害に備えるため、市ではこれまで大規模災害を想定した総合防災訓練を実施してまいりました。近年の訓練は、その地域で最も発生すると危惧される災害を想定しており、美濃地区や大矢田地区では大規模地震の発生を、その他の地域では豪雨による水害と土砂災害を想定した訓練としています。

近年の想定を超える豪雨災害等の発生を受け、県は洪水浸水域の見直しや土砂災害警戒区域の追加を実施されますが、市ではそれを反映したハザードマップを令和2年度中に作成する予定で、ハザードマップ作成後は各地域の避難計画の見直しが必要となります。

今後、市では、引き続き地域で最も発生が予測される災害を想定した総合防災訓練を実施してまいりますが、各地区においても市の防災訓練の日にあわせて自主防災組織を中心とした避難訓練等地域の実情に即した訓練を実施していただき、市民の防災意識の向上を図っていきたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

- 〇議長(古田 豊君) 11番 太田照彦君。
- ○11番(太田照彦君) ハザードマップの活用法や災害時を想定した避難訓練など、一連の安全確保について答弁をいただきましたが、いざというときに慌てず安全な行動をとり、避難できるためには日ごろからの準備が必要であり、そのためには説明会、訓練を通して住民にしっかりと理解していただけるよう工夫し進めていただきますよう、建設部長、総務部長にお願いいたしまして、この質問は終わります。

それでは、質問の2点目、美濃和紙用具ミュージアムふくべと、みの木工工房FUKUB Eの現状についてお伺いをいたします。

本美濃紙に代表される美濃手漉和紙技術がユネスコ無形文化遺産に登録され、ことしで3年目となるわけですが、市では昨年度、和紙の里である牧谷地域において地域活性化や新たな産業の創出を目的に、美濃和紙用具ミュージアムふくべとみの木工工房FUKUBEの2つの施設をオープンしました。この2つの施設は、いずれも地方創生事業として着手され、その効果が大いに期待されるところでありますが、開館から約1年半を経過し、現在の利用状況はどのようか、また地域活性化に関しどのように活用されているのか、そして今後どのように活用していくのか、それぞれの施設を所管します教育次長と産業振興部長にお伺いをいたします。

最初に、美濃和紙用具ミュージアムふくべの利用状況はどのようか、教育次長にお伺いい たします。

- 〇議長(古田 豊君) 教育次長 澤村浩君。
- **〇教育次長(澤村 浩君)** それでは、美濃和紙用具ミュージアムふくべの利用状況について お答えをいたします。

美濃和紙用具ミュージアムふくべは昨年7月19日に、紙すきに必要な用具類を中心とした

歴史民俗資料の展示や公開を行うほか、和紙用具類の後継者育成、生涯学習や地域交流など を行う施設としてオープンしました。

このうち、和紙用具類などを展示するいわゆるミュージアム部分については、昨年のオープンからことし11月末までに延べ2,129人、1日平均5人の方に御来場いただきました。その内訳は、小・中学生が675人、市内の70歳以上の方が369人、その他1,085人となっています。主に家族連れや友人などのグループ、小学校や地域の公民館活動などの団体で御来場いただいており、特に小学校の校外学習などで訪れる3、4年生の子供たちに多く来場いただいております。

[11番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 11番 太田照彦君。
- ○11番(太田照彦君) 入館者数については、今後さらなる増加が図られるよう期待するところではありますが、中でも私が注目したのは、入館者の中でも特に小・中学生が多いという点であります。これはミュージアムが持つ学習的な機能が子供たちに多いに作用している証拠かと思います。地域の活性化を図る上で、美濃和紙用具ミュージアムふくべが将来を担う子供たちに使いやすい施設であってほしいし、子供たちの役に立つ施設であってほしいと願うばかりであります。

そうした視点から、次の質問に移ります。

美濃和紙用具ミュージアムふくべは、子供たちにどのように活用されているのか、教育次 長にお伺いをいたします。

- 〇議長(古田 豊君) 教育次長 澤村浩君。
- **〇教育次長(澤村 浩君)** 和紙用具ミュージアムふくべは、子供たちにどのように活用されているかについてお答えをいたします。

先ほどの質問で御説明したように、和紙用具類などを展示するミュージアム部分には、市内を初め県内各地の小学校から多くの子供たちが訪れており、その目的は授業で学ぶ昔の暮らしについて、教科書ではなく実際に自分たちの目で見て、さわって、調べるための校外学習の一環となっております。

このため美濃和紙用具ミュージアムふくべは、子供たちにとって学校とは異なる貴重な学びの場として、特にユネスコ無形文化遺産に登録された本美濃紙に代表される手すき和紙技術を支える数々の道具類について学ぶ場所として活用されております。

また、市外から訪れる小学生にとっては、このミュージアムがある片知地域を初め美濃市の自然や歴史・文化を学ぶ場としても活用されております。

なお、ことし11月末までにミュージアムを訪れた小学校は市内外を合わせ全部で12校あり、 今月以降の予約を含めると延べ18校、合計で700人を超える子供たちが訪れる予定となって います。その多くは昨年に引き続き訪れる小学校や、美濃和紙の里会館や町並み見学とセッ トで訪れる小学校となっております。

今後は、展示資料などを実際に動かすことができる体験コーナーの増設や、展示内容の入

れかえなどにより何度来でも新しい発見がある施設を目指すほか、美濃和紙の里会館の紙す き体験などと連携し、より一層子供たちの学びの場として活用してもらえるよう工夫してい きたいと考えております。

[11番議員举手]

- 〇議長(古田 豊君) 11番 太田照彦君。
- **〇11番(太田照彦君)** わかりました。よろしくお願いいたします。

それでは次に、テーマを美濃和紙から木にかえ、木に関するものづくり施設として整備されましたみの木工工房FUKUBEについてお伺いをいたします。

この施設は長瀬地区にあり、その1階を下牧こども園が利用し、いつも園児たちの歌声や、 園庭を楽しそうに駆け回る姿を見ます。

みの木工工房FUKUBEは、その2階、3階を活用しており、昨年6月の開所式には私も参加いたしましたが、3階の木工作業室はさまざまな木工機械が配備された立派な施設で、また2階の多目的ホールは子供たちが木で遊び、体験できるスペースとして整備がされていました。

その後1年7カ月が経過しておりますが、現在までのこの施設の利用状況及び活用状況は どのようか、産業振興部長にお伺いをいたします。

- ○議長(古田 豊君) 産業振興部長 成瀬孝子君。
- **○産業振興部長(成瀬孝子君)** 3点目の御質問の、みの木工工房FUKUBEの利用状況及び活用状況についてお答えいたします。

昨年6月29日に旧下牧小学校の2階、3階の一部を活用し、整備いたしましたみの木工工房FUKUBEは、木のものづくりにかかわる連携及び交流の場を提供し、新商品開発の促進及び次代のものづくりを担う人材育成を支援するとともに、ものづくり活動を通した地域の活性化の推進を目的として整備した施設でございます。

この施設は、市産材を活用した木のおもちゃなどの木工製品を企画・製造・販売し、木のおもちゃを通して子供、特に幼児から小学生を対象に木工を学べる、そして遊べる施設として運営することとしております。

利用状況につきましては、現在、木工作業室を市内のNPO法人グリーンウッドワーク協会が利用し、昨年度には2品の木のおもちゃ、小学生から中学生向けの組み立て式ピンボールゲームと幼児向けの木の車を設計、試作し、現在商品化に向けて制作に取り組んでおります。

また、子供や親子連れが木工を体験したり遊んだりできる多目的ホールには、開所以降昨年度末までの約9カ月間に、未就学児48人、小学生110人、中学生以上420人の計578人が、今年度の4月から11月末までの8カ月間には、未就学児55人、小学生125人、中学生以上563人の計743人が入館いただいております。

活用状況につきましては、多目的ホールにはNPO法人が夏休みに小学生を対象とした木 工体験教室を計15日間開催し、また子育て世代の母親グループが子供を木のおもちゃで遊ば せながらワークショップやフリーマーケットなどイベントを計3回実施いただきました。

木工品展示室では、この施設で試作された木のおもちゃのほか、市内木工職人の木工作品 約20点を取りそろえ、展示しております。

[11番議員挙手]

- 〇議長(古田 豊君) 11番 太田照彦君。
- **〇11番(太田照彦君)** この施設は木のものづくり施設として整備がされ、木工職人が作業室を利用して、徐々にではありますが、木のおもちゃの開発や制作を進めていることがわかりました。

また、多目的ホールで木工体験教室を開催されるなど、子供たちの体験の場や楽しめる場を提供し、有意義な活用をしていただいていると思いますが、もっとたくさんの子供がこの施設に来て木工を体験したり、木で遊んだりしてほしいと思っております。

この施設を木のものづくり施設として、また子供たちの体験の場として充実させていくための今後の取り組みはどのようか、産業振興部長にお尋ねいたします。

- 〇議長(古田 豊君) 産業振興部長 成瀬孝子君。
- **○産業振興部長(成瀬孝子君)** 4点目の御質問の今後の取り組みについてお答えいたします。

現在、商品化に向けて木のおもちゃの制作を進めておりますが、商品化をするためには一 定の時間を要することや、さらに販売につなげていくには地道な努力を重ねていく必要があ り、今後は岐阜県立森林文化アカデミーや林業団体と連携し、木のおもちゃの企画・制作、 そして市産材の活用を計画的に進めていきたいと考えております。

また、制作した木のおもちゃを販売につなげていくためには、この施設に多くの子供たち や親子連れが訪れる仕掛けづくりが必要であると考えております。

先般、県内にある親子連れで大変にぎわう木の体験施設を、私を含め産業課職員と、この工房を管理委託しているNPO法人の代表者とともに視察してまいりました。その施設は約4,000平方メートルの面積で、岐阜県産の木材がふんだんに使われており、中心には人工芝が張りめぐらされ、その周りに遊び場エリアとして木の積み木、滑り台、ボールプール及び迷路のスペースや休憩、授乳、おむつがえなどのスペースもあり、一日中木に触れ合い、木のぬくもりを感じ、親子で過ごせる体験施設となっておりました。

みの木工工房FUKUBEも、木を通じて親子がゆっくりと過ごせる施設として改修していきたいと考えております。例えば、現在使用されていない教室を森の部屋、空の部屋、海の部屋のような空間として改修できるよう提案依頼をしているところでございます。

今後も、子供たちが木の温かさや優しさに触れながら子供の感性を育む施設となるよう、 また市産材の循環システムの構築に向けて、少しずつではありますが継続的に整備を行って いきたいと考えております。

[11番議員举手]

〇議長(古田 豊君) 11番 太田照彦君。

〇11番(太田照彦君) この施設をより一層活用していくため、いろいろと考えていただいていることがわかりました。

今回、新たに牧谷地域にできた2つの施設の利用状況や活用状況などをお伺いする中で、 それぞれの施設が子供たちの学びの場や体験施設、あるいは感性を育む施設として大いに活 用、計画されていることがよく理解はできました。

ところで、これら施設より10年以上前に整備された美濃和紙の里会館では、年間約3万6,000人の方が来場し、小・中学生は約1万1,000人と毎年多くの子供たちが訪れております。 美濃和紙の里会館を訪れる子供たちには、手すき和紙の技術を学ぶとともに、紙すきを体験し、お昼になったら芝生広場で敷物を広げ、みんなで楽しくお弁当を食べており、私も隣の県道を走るたびにこうした元気な子供たちの姿を見かけます。こうした光景は、私たち牧谷地域に住む者にとってはこの上ない喜びであり、あすへの活力につながる源となっております。

美濃和紙用具ミュージアムふくべや、みの木工工房FUKUBEについても、美濃和紙の 里会館に負けないよう、また美濃和紙の里会館や旧古田行三邸など連携して、より一層多く の子供たちに利用していただいて、そして子供たちの学びの場として大いに活用されること を期待してまいります。

最後になりましたが、将来を担う子供たちの健やかな成長と、子供たちが夢や希望を持ち、 ふるさとの自然や伝統を守っていってくれること、つくってよかったなあと言われるような 施設になることを切に願い、私の一般質問を終わります。

〇議長(古田 豊君) 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長(古田 豊君) ただいま議題となっている議第63号から議第69号及び議第71号から議 第78号までの15案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それ ぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は12月18日午前10時から、民生教育常任 委員会は12月19日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたしま す。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから12月19日までの3日間休会いたしたいと 思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(古田 豊君) 御異議がないものと認めます。よって、あすから12月19日までの3日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長(古田 豊君) 本日はこれをもって散会いたします。

12月20日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。本日は御苦労さまでした。

散会 午後4時37分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月16日

| 美源 | 農市調 | 義会調 | 養長 | 古 | 田 | | 豊 |
|----|-----|-----|----|---|---|------------|---|
| 署 | 名 | 議 | 員 | 梅 | 村 | 辰 | 郎 |
| 罢 | 名 | 議 | 昌 | 永 | Ħ | 4 ⊓ | 子 |

令和元年12月20日

令和元年第4回美濃市議会定例会会議録(第3号)

議事日程(第3号)

令和元年12月20日(金曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第63号 令和元年度美濃市一般会計補正予算(第3号)
- 第3 議第64号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第4 議第65号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第5 議第66号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算(第2号)
- 第6 議第67号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第7 議第68号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第8 議第69号 令和元年度美濃市病院事業会計補正予算(第1号)
- 第9 議第71号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 について
- 第10 議第72号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第73号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第74号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について
- 第13 議第75号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第76号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 第15 議第77号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 第16 議第78号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

第1から第16までの各事件

出席議員(13名)

| 1 | 番 | 松 | 嶋 | 哲 | 也 | 君 | 2 | 番 | 須 | 田 | 盛 | 也 | 君 |
|----|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 番 | 服 | 部 | 光 | 由 | 君 | 4 | 番 | 豊 | 澤 | 正 | 信 | 君 |
| 5 | 番 | 梅 | 村 | 辰 | 郎 | 君 | 6 | 番 | 永 | 田 | 知 | 子 | 君 |
| 7 | 番 | 古 | 田 | 秀 | 文 | 君 | 8 | 番 | 岡 | 部 | 忠 | 敏 | 君 |
| 9 | 番 | 辻 | | 文 | 男 | 君 | 10 | 番 | 古 | 田 | | 豊 | 君 |
| 11 | 番 | 太 | 田 | 照 | 彦 | 君 | 12 | 番 | Щ | 口 | 育 | 男 | 君 |
| 13 | 番 | 佐 | 藤 | 好 | 夫 | 君 | | | | | | | |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市 長 武 藤 鉄 弘 君 副市長 柴 田 徳 美 君 教 育 長 君 総務部長 北 村 樋 П 宜直 道 弘 君 民生部長(福祉事務所長) 篠 博 史 君 成 瀬 孝 子 田 産業振興部長 君 建設部長 健 君 会計管理者 古 彦 君 田 _ 和 池 田 教育次長 濹 村 君 美濃病院事務局長 信 君 浩 林 参 事 兼 都市整備課長 民生部参事 辻 幸子 君 島 勝 美 君 田 総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長 纐 纈 敬久君 秘書課長 西 部 睦 人 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 市 原 義 則 議会事務局書記 平 田 純 也

議会事務局次長 兼議事調査係長 辻 美 鶴

開議の宣告

○議長(古田 豊君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長(古田 豊君) 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長(古田 豊君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 古田秀文君、8番 岡部忠敏君の両君を指名いたします。

第2 議第63号から第16 議第78号まで(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(古田 豊君) 日程第2、議第63号から日程第16、議第78号までの15案件を一括して 議題といたします。

これら15案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 太田照彦君。

○総務産業建設常任委員会委員長(太田照彦君) 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、 去る12月18日午前10時から、委員会委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。 慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第63号 令和元年度美濃市一般会計補正予算(第3号)中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第65号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題 とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく 原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第66号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算(第2号)を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第71号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第72号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異 議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議第73号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と し、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原 案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第74号 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第75号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題 とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全 員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第76号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題とし、関係職員から 詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決す べきものと決定いたしました。

次に、議第78号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

- ○議長(古田 豊君) 次に、民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君。
- **○民生教育常任委員会委員長(佐藤好夫君)** おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につき、去る12月 19日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第63号 令和元年度美濃市一般会計補正予算(第3号)中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第64号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、 関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第67号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第68号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第69号 令和元年度美濃市病院事業会計補正予算(第1号)を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第77号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についてを 議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、 全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長(古田 豊君) 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古田 豊君) 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を 終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古田 豊君) 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第63号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告の とおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第63号は各委員長報告のとおり可決 いたしました。

次に議第64号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第64号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第65号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第65号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第66号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第66号は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に議第67号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第67号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第68号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[替成者举手]

○議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第68号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第69号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

「替成者举手〕

○議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第69号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第71号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第71号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第72号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第72号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第73号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第73号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第74号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

「替成者举手〕

○議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第74号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第75号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第75号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第76号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

O議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第76号は委員長報告のとおり可決い たしました。

次に議第77号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第77号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第78号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり 決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(古田 豊君) 挙手全員であります。よって、議第78号は委員長報告のとおり可決いたしました。

閉会の宣告

○議長(古田 豊君) 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、令和元年第4回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時15分

市長挨拶

〇議長(古田 豊君) 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

〇市長(武藤鉄弘君) 皆さん、おはようございます。

令和元年第4回美濃市議会定例会美濃和紙議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、令和元年度美濃市補正予算を初めとする16件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただきまして、まことにありがとうございました。適正な事務事業の執行に努めるとともに、会期中に議員の皆様方か

ら賜りました御意見、御要望につきましても十分検討し、その中で市民の行政サービスの向上、あるいは地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

御承知のとおり、来年のえとはねずみであります。十二支の中の最初のえとということでありますので、物事の始まりと言われております。新たな気持ちでチャレンジをする年に位置づけながら、市民の皆様の福祉の向上に向けて、市民の皆様とともに一丸となって目標に向けて新たな一歩を踏み出すということにしていければなあと思っております。

さて、令和元年も残すところ10日余りとなりました。皆様には、この1年間、市政進展のため御協力、御活躍、御尽力を賜り、まことにありがとうございました。年の瀬も迫り、何かと慌ただしくなる時期でございます。また、寒さも一段と厳しくなる時期でございます。 議員各位には、なお一層御自愛いただき、市民の皆様とともに健康で輝かしい新年を迎えられますよう御祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

〇議長(古田 豊君) 本定例会には、令和元年度美濃市一般会計補正予算を初め、重要案件 が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することがで きました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されま して市政進展に尽くされますようお願い申し上げます。

なお、本年も残すところわずかになりましたが、年末年始を事故等に御注意くださいまして、輝かしい新年をお迎えになるよう御祈念申し上げまして、閉会といたします。本日は御苦労さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月20日

| 美淵 | 農市語 | 養会請 | 養長 | 古 | 田 | | 豊 |
|----|-----|-----|----|---|---|---|---|
| 署 | 名 | 議 | 員 | 古 | 田 | 秀 | 文 |
| 署 | 名 | 議 | 員 | 岡 | 部 | 忠 | 敏 |

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 結 果 |
|-------|---|------|
| 議第63号 | 令和元年度美濃市一般会計補正予算(第3号)中所管部に関する事項 | 原案可決 |
| 議第65号 | 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) | 原案可決 |
| 議第66号 | 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算(第2号) | 原案可決 |
| 議第71号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例について | 原案可決 |
| 議第72号 | 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について | 原案可決 |
| 議第73号 | 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議第74号 | 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例について | 原案可決 |
| 議第75号 | 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例につい て | 原案可決 |
| 議第76号 | 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協 議について | 原案可決 |
| 議第78号 | 市道路線の認定について | 原案可決 |

令和元年12月18日

総務産業建設常任委員会委員長 太 田 照 彦

美濃市議会議長 古 田 豊 様

-106-

民生教育常任委員会審查報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 結 果 | | | | | | |
|-------|-------------------------------------|------|--|--|--|--|--|--|
| 議第63号 | 令和元年度美濃市一般会計補正予算(第3号)中所管部に関する事項 | 原案可決 | | | | | | |
| 議第64号 | 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | 原案可決 | | | | | | |
| 議第67号 | 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算(第3号) | | | | | | | |
| 議第68号 | 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | | | | | | | |
| 議第69号 | 令和元年度美濃市病院事業会計補正予算(第1号) | | | | | | | |
| 議第77号 | 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議に ついて | 原案可決 | | | | | | |

令和元年12月19日

民生教育常任委員会委員長 佐 藤 好 夫

美濃市議会議長 古 田 豊 様